

得なくなつたのである。

何故に小乃木は左様に萩へ遊學したいと燃えたか。玉木翁——松下村塾に何故に強く憧憬したか。次の記述を見るならば、必ず源三の萩に遊學したいと云ふ熱望を察するに至難を感じないであらう。

……此六人（伊藤俊助、山縣狂介、杉山松助、伊藤傳之助、岡仙吉、總樂悅之助）の内四人は皆吉田松陰先生の門に學び、現に松下塾（松陰先生の塾名なり。塾は萩城の東なる松本村にあり）出身に係れる者なり。抑々松下塾の學風は世人の普く知るが如く、夙に尊攘の大義を明にし、名分を正すに在るを以て、俗輩の爲に斥けられ、或は目して異端の學なりと私議せらるゝに至れり。然れども所謂正學は時勢の暗黒に遭ひて其光明を發するは、古今の常理なり。現に今此貴重なる藩命を帯び、幕府の嫌疑を冒して輦轂の下に向ふべき輩を特選せるに際し、松下塾生の之に當るを見れば、松陰先生の論說漸く政府（政府とは當時藩の政事堂を指すの通稱なり）に採用せられ、其門下出身の志士をし

て親しく形勢を察し、活機を見るの局に臨ましめんとするの緒を啓きたるを知るべきなり。獨り予と總樂とは此門外者たるに此特選に加はりたるは蓋し入江九一、杉山松助等が政府に推薦したる故なるべし。杉山は寒緯と號す。才敏にして文學に長ぜり。予が家は杉山と相隣りて交情最も親密なり、杉山屢々予に勧むるに文學を修むるを以てし、其他の諸友も亦頻りに予が松下塾門生たらんことを勧めたり。予は武事を以て國に事へんこと豫期し、且つ才學の杉山等に及ばざるを知り、其勸には従はざりしと雖も、交誼は益々厚きを加へたり。

これは「魯庵（寺内元帥）記念財團」から刊行せられた『含雪山縣公遺稿』中の『懷舊記事』卷之一（二——三頁）にのせられたものであるが、安政四年萩の藩主から京師に於ける形勢を視察せしむる爲に、人物、才幹に於て卓越せる青年を選んで上京せしむるここになり、その六人の選ばれた青年の中の一人に加へられた山縣狂介（後の元帥、有朋公）が感慨を述べた一節で、吉田松陰と松下塾が如何に當時の萩の青年——否、防長の子弟間に憧憬の標であつたかを説明して此の遺憾ないものであらう。

武事ぶじで身みをたてようとする青年せいねんさへも、猶なほほ以上のやうに松下塾しょうかじゆくを讚美さんび、瞻仰せんぎやうしてをる。文事ぶんじを以て將來しょうらいは身みをたてようとする源三げんざうが松下塾しょうかじゆくを憧憬どうけいし、そこに遊學いうがくしようし強い念願ねんげんに燃もえたことも、決して無理むりでない。寧ろ當然たうぜんでなければならぬ。殊ことに希次まれつては夙つとに主家しゆけの二公子こうしに隨從ずいじゆつして萩はぎに滯留たいりうすること久しく、萩はぎの文物ぶんぶつに就つて源三げんに語かたつたことも尠せん少せうでない。左さなきだに源三げんは「萩はぎに遊學いうがくしたい」云いふ念願ねんげんに燃もえてをる。松下塾しょうかじゆくの創立者さうりつしやである玉木文之進たまきぶんのしんが乃木家のまけ三宗支さんそうし——本家ほんけ、分家ぶんけ——の關係くわんけいにあるので、更に源三げんは其そのの希望きぼうを絶たつことが出来できなかつたのである。

松下塾しょうかじゆくの創立者さうりつしやを吉田松陰よしだしやういんであること信じてをるものも亦また少すくくないやうであるが、實際じつさいは其そのの父方ちゆうかたの叔父ちゆうふになる玉木翁たまきおう三母方さんぼかたの叔父ちゆうふの久保氏くぼしが相繼あひついで子弟しゆうていを教育けういくした處ところであり、寧むしろ松陰しょういんは其そのの門下もんかに學まなんだ一人ひとりである。然しかるに松陰しょういんが松下塾しょうかじゆくに講筵かうえんを開ひらき、殊ことに安政四年塾あんせいねんじゆくの増築ぞうちく成なつてからは、愈々いよく松陰しょういんを慕こふて入門にふもんするものが簇さく出した。而しかうして松陰しょういんが松下塾しょうかじゆくで講義かうぎしたのは、安政三年七月あんせいねんしちがつから五年十二月ごねんじふにがつに至いたる二箇年かねんねん半さいげつの歲月さいげつに過ぎず、その年の十一月

二十九日にちには過激くわげきの罪つみで又家またいへに囚しうせられ、十二月五日じふにがつご日には投獄とうごくせられてをるので、松陰しょういんが松下塾しょうかじゆくの關係くわんけいは短みじかつたにか、はらず、その感化かんくわは深ふかかつた。不朽ふくせうであること云いふも不可ふかないであらう。

公爵伊藤博文こうしやくいとうはくぶんは松陰しょういんの門下生もんかせいであるが、松下塾しょうかじゆくを「道徳文章叙三藝倫、精忠大節感三明神一如今廟廊棟梁器、多是松門受教人」に咏えいじ、徳富蘇峰氏とくとみそほうしは「松下塾は、徳川政府とくがわせいふ顧覆こんぷくの卵たまごを孵化ふくわしたる保育場ほいくじやうの一なり。維新改革いしんかいかくの天火てんくわを燃もしたる聖壇せいだんの一なり。笑わらふ勿なれ、其そのの火ひ、燐りんよりも微かすかに、其そのの卵たまご、豆まめよりも小せうなりし。赤馬關あかまがせきの砲臺ぱうだいは粉こなにすべし、奇兵きへい隊たいの名なは滅めつす可べし、然しかれども松下塾しょうかじゆくに至いたつては、獨ひとり當時たうじに於おける偉大わいだいの結果けつこのみならず、流風遺韻りゆうふういん、今いまに道みちで尙なほ人ひとをして、欽仰きんかう、歎美たんびの情禁じやうきんする能あたはざらしむるものあり」吉田松陰よしだしやういん（三二四頁）に高調かうてうしてをる。その松陰しょういんは安政六年十月二十七日を以て刑死けいしした。非命ひめいに倒たふれてしまつたが、その學問がくもん、文章ぶんしやう、氣魄きはくは朽くちぬ、永遠えいゑんに遺のこされたのである。吉田松陰よしだしやういんが橋本左内はしもとさない、賴三樹三郎等らいさんじゆさんらうらうらに刑死けいしした年には、未だ源三げんは十一歳の少年せうねんに過ぎな

かつたが、全防長の子弟にして志あるものが松陰を慕つたやうに、幼少であつても、我が希次の子であり、氣魄の剛であつた源三は、夙に松陰を慕ひ、その高風を欽し、尙且つ玉木家が親戚であり、文之進も希次の間が水魚のやうであつたので、松下村塾の門下生として文事に心から専念したいと云ふ願望に燃えてゐたのである。

◇ 玉木文之進とは

死して尙且つ全防長の青年——否な、天下の青衿子に瞻仰せられた吉田松陰を年少時代に訓育したものは抑如何なる人物であらう。英才松陰は十一歳にして藩主敬親の前に『武教全書』戦法第三篇を講じてをる。勿論、十一歳の少年が此の大任を果すには、睿智の後見者がゐたことは否定せられぬが、併し大才にあらざれば不可能でなければならぬ。辯舌爽かに理路正しく講明する幼い松陰を見て、心から感服した敬親は、

「フーム、異常の子ちや。全く七書をして六經に光をあらそはしむるものも申すべきであ

るが、それにしても師匠は誰ちや？」

「熱心に問ふのであつた。左右の者も少年の論議に酔ひ、感服し切つてゐたので、敬親から「この子の師匠は誰ちや」と問はれて「ハッ」と目醒めたやうに感じた。問はれた松陰は静かに、

「玉木文之進で御坐りまする！」

「力強く答へるのであつた。玉木文之進、玉木文之進……」敬親は窃かに繰返したが、遂に「玉木」と云ふ人物をも、又更に「文之進」てふ藩士の名をも思浮かべるこゝが出来なかつた。決して無理からぬこゝであつたらう。云ふのは——長門萩（後に周防山口）三十六萬九千石の城主毛利敬親は、その家臣中の列末に班する杉家の第三子で、玉木家をつぎ、祿僅かに四十石をはんでゐた文之進なるものを記憶してをる筈もないからである。併し異常の子松陰の師匠であつたがために、無名の玉木文之進は直ちに簡拔せられて明倫館の都講に任ぜられ、後には異國船防禦手當掛を命ぜられて浦賀に赴き、歸つてからは數郡の郡宰即ち

代官に任じた。そして到る處其の治績を以て著聞し、藩内十六郡宰中治績常に第一位にあり人物、才幹共に噴甚したのである。

その玉木文之進は、杉七兵衛常徳の三男で、文化七年九月、萩の城下に生まれた。最初名を正一、後に正韞と改め、玉韞、又は韓峰と號したが、文政三年六月、玉木十右衛門正路の養子となつた。乃木家と玉木家が宗支の關係にあることは、既に記述した處でなるが、ここに念のため系圖を示すことにする。即ち初代の代々木高綱から光綱、泰綱、景光、高範、綱俊、高常、頼綱、希綱、幸綱、利綱、清高、秋綱（乃木次郎左衛門）、高家、高泰、高春、冬繼、傳庵を経て、傳庵の子に春政、女、隨友と云ふがあつた。春政は久太郎、後に金右衛門と稱したが、本藩の毛利家に勤侍した母染女——乃木傳庵の妻——の勤功に依つて五十石を給せられ、且つ母親の源氏名であつた玉木を姓として名乗るこゝになり、乃木を玉木と改めた。そして玉木家は十右衛門正路の代になつて嗣子がなかつたので、杉家から其の三男であつた文之進を養子に迎へたが、乃木家には春政の弟になる隨友の子に希和があり、希和の

子に希健があり、希健の第十子が希次であるこゝも、夙に説明した處である。

玉木家の養子となつた文之進は、杉家の第三子であるが、その兄は百合之助常道と稱した。この常道の第二子が寅次郎矩方即ち松陰で、叔父吉田大助の養子となつて吉田姓を名乗るに至つた。松陰の生まれた杉家は貧しかつたので、父の常道は文字通り勤儉の家風に育まれた。即ち貧乏であつたがゆゑに、専ら農業に努めたが、眞に讀書を嗜み、米をつく場合にもすがり木に書物を乗せる小棚を架け、米搗きながらも、猶ほ讀書し、畑の仕事に出ても、畦の草上に必ず書物を置き、暇を見出しては朗々讀んだ。全く稀有の讀書家であつたのみでなく、父の常徳と共に純眞の尊皇家で、徳川氏の皇室に對する非禮を憤り、王室の式微と武臣の跋扈を歎いてゐた。常道は後に仕官して其の家計が稍々豊かになつたにもか、はらず、魚肉を食はなかつた。松陰兄弟に向つても「雜談する暇があるなら讀書せよ」と戒めてをつたのである。

祖父と父が斯様に尊皇家であり、讀書家であつて、儉素の生活をなしてゐたので、松陰は

生まれながらにして激勵を受けたが、殊に叔父なる文之進の感化が深かつたのである。徳富猪一郎氏の「吉田松陰」(三八頁)には、

玉木文之進、常徳の三男、常道の弟、松陰の叔父。勤儉兄に過ぎたる位の男にて、經學に通じ、能書なり。兵學を研究し、西洋砲術を研究せり。併し大の和流砲術熱心にて、和流は十分西洋流に敵するに足る云へり。平生水戸學派の諸書を愛讀し、就中「靖獻遺言」を尊奉し、毛利公よりも「尊攘の大義を確守し……」の廉を以て賞賜を受けたり。後郡奉行となり、昔、橘良基が五國守となりし時、其の處身の秘訣を述べて「百術不_レ如一清」云へるをこりて、職に在る間「不如一清」の四字を刻したる印を用ひ、清廉を以て自からも期し、人にも許されたり。藩主より賞賜あれば、部内の堤防に用ひ、貧民の肥料培養等の用に供し、種々仁政の蹟あり。玉木其姪松陰の關係の深厚なるは、左の一詩を見るも知る可し。

明治辛未三歲、距吾姪義卿致_レ身、已十三年矣。其間風雲屢變、每不_レ能_レ無_レ槍_二然_一于中懷_一焉。

十月某日乃其忌辰也。祭而告_レ之云。

玉木正韞

於_レ不_レ可_レ爲_レ猶_レ且_レ爲_レ 丈夫本領自如_レ斯
正名明_レ分_レ心_レ會_レ信 尊_レ夏_レ攘_レ夷_レ義_レ豈_レ疑
世_レ事_レ紛_レ紜_レ長_レ慨_レ嘆 人_レ情_レ浮_レ薄_レ日_レ推_レ移
知_レ否_レ十_レ有_レ三_レ年_レ後 頑_レ鈍_レ依_レ然_レ獨_レ守_レ癡

こあるが、玉木文之進正韞は、正に斯様な人であつた。學問並に識見に於ては、松陰の輔導に任ずるの大才であり、人格に於ては松陰を能く推服せしむる底の傑物であり、手腕に至つては、萩藩の郡宰中の首座に居る治績を示して不變であつた云ふ異常の器である。松陰のやうに名が著聞しなくとも、木戸、伊藤、山縣の如く官仕して其の令名を布かず、萩藩の一小吏として朽腐してしまつたにしても、當時に於ける防長の青衿子をして崇敬せしめ、その門に出入するこゝを大なる矜持と感ぜしめたこゝは、蓋し想像するに難くない。松

陰の風を欽慕するものが玉木翁を瞻仰するは、理の當然であるからである。

その玉木家三宗支の間にあり、又更に文之進三希次は五歳違ひであつたが、交は水魚のやうであり、硬骨であることも、廉潔である點も、正論に殉へる性格も、野心に囚はれざる高風も、等しく相通するものがあり、且つ容易に許さぬ希次が常に正軌を推重して措かなかつたことをも知悉してをる處の源三が、この大人物の門下に於て文事を専ら研鑽しようとする志の赤熱し、白熱化したことも無理からぬことでなければならぬ。如何なる難い障礙をも越えて念願を貫かうとしたことも首肯し得られる。この頃の源三は、斯く強靱の志を把持する好少年であつたのである。

◇心身健かに成育

「萩へ！」の念願に燃えてゐた源三は、許容を父に懇請したが、膠なく峻拒されてしまつた。再び申出づべき餘地のないまでに斥けられたにもか、はらず、その念願を絶つことが出

來なかつた。源三は父の氣質を知つてをる、我が家計の決して遊學の資を支出して餘りあるものでないことも諒會してゐたが、當時に於ける源三の「萩へ！」の念願の強さは、如何なるものにも能く打克ち、征服するの概があつた。赤熱し、白熱化しつゝ、あつた念願を貫くためには、唯だ家出あるのみである。許容を受けることが出来ないからには、無斷で萩へ遊學する外はない。生活苦に直面して悩む壽子の相談役であり、老成した考への持主でもあり、又更に十六歳になり、元服して一人前の男子になつた源三であるがために、決して輕舉に出で、盲動する筈はない。考へ亦考へた上で家出したのであらう。

長府から萩へは、山川を隔て、行程が十八里である。併し十歳にして東海道を徒歩で下つた源三であり、希望に燃えてゐる場合でもあるので、十八里が倍加しても、此の問題にならぬ。「萩へ！」熾烈に燃える念願を達するために、十八里を一日で萩に到着し、玉木家を見出したが、何ごはなしに聲高く訪れることを差控へねばならぬやうに感ぜられる。躊躇し、又自らを勵ましながら玄關に立てば、玉木翁は出勤して未だ歸宅してゐなかつたが、室の辰

子は喜びむかへ、いろ／＼長府の乃木家の近況を問ひ、源三のこころをも質し、流石に宗支の間であるこころを沁々感ぜずにはゐられなかつた。言葉の少い源三は問はれるこころのみ應答して翁の歸宅を待つてゐた。聽て正韜は歸り、辰子から源三の來てをるこころを黙々聞いてをつたが、衣服を改めてから源三を迎へ、

「卿は何用あつて來やつた？」

「最初から恰も詰問でもするやうに質すのであつた。郡宰にしても、都講にしても聞え、甥の松陰を導く時代には、全く嚴肅そのもの、やうで、松下塾の前方にある三間近い斷崖の上から松陰を懲めのために何度か突落したこころもあるこころ傳へられてをるが、その人から詰問するやうに質されるので、左なきだに家出して來た源三は、俯向き勝ちになり、答も次第に溢る。溢りながらも力強く「裁へ！」の念願に燃えつゝ、あつたこころを披瀝し、この念願を如何にしても絶つこころが出來ないので、

「父に不孝になるこころは考へましたが、無斷で參りました。生來私は身體が弱く、武事に

専らになる事も希望いたしません、又適せぬこころ存じますので、學問、禮式を修めて將來は身をたてたいこころ豫々から深く決心も致してをります。就きましたは、先生の御門下で訓育を仰ぎ、又一つには父への許容も、先生から御願ひしていた、きたいこころ考へて參上いたしました」

「理路正しく應答した。源三を睨むやうに凝視し、その答に傾聽してをつた正韜は、暫く無言であるが、如何にも不機嫌さうな表情で、

「フーム、身體が弱いから武事を棄て、學問で身をたてようこころいふのぢやな。源三、卿は身體が弱いこころいふが、弱い身體を鍛えて強健にするこころを考へないのか。弱い身體では學問も駄目ぢや。健かな身體に健かな思想も惠まれるものぢやヨ。殊に學問で身をたてようこころ決心した卿が父母に背いて家出するこころは抑何事ぢや。孝は百行の基であるこころは承知の筈だ。不孝の門に忠誠の士が期待されるこころ思ふか。乃木家は武門の榮ある家柄ぢや。その嫡子である卿が武事を厭ふこころは不届の至りではないか。若し武事で身をたてる事がいやな

ら百姓になるがい、ぢやらう。身體も健かになり、父母に背く様な大反れた考へも自然になくなる。百姓になれ、百姓になれ！それなら儂が引受けて進ぜよう」

三辭色激しく訓戒し、詰るので、源三は少からず冷汗を流した。併し自分が「救へ！」の念願は、これが爲に冷却するやうなことはなかつた。正鞞から叱られながらも、その人格に打たれ、敬慕の念は次第に湧く。更に勇氣を鼓して心事を語るのであつたが、その爲に正鞞から毫も同情を寄せられるこゝもなく、却つて機嫌を悪くしたらしい。遂に、

「莫迦！卿のやうなものには、これ以上に何も申聞ける必要がない。歸りをれ！我が儘者が……」

三大喝せらるゝに至つた。萬事は休す。この上に如何に乞ふても、それが容れられるこゝは絶望でなければならぬ。さう云ふやうに觀念した源三は、夕陽西の山端に没し、三月の寒さ空腹を今更のやうに覺えながら悄然として玉木家を辭去した。かう云ふ待遇を受けようきは、秋毫も考へてゐなかつたので、全く困惑してしまつたが、玉木翁の辭色は何もして

も源三を容れさうにない。こゝに於て辭去する外に方法はなかつたのである。

玉木家の立關を出た源三は、薄暮の道をこぼ／＼何時か無意識に長府に向つて力無く辿つてをる。そして「如何にすべきか」泣きたいやうな氣持ちに襲はれるのであつた。然るに突然背からやさしく、

「源三さん、源三さん！」

三呼ぶものがある。悄然と歩いてゐた源三が凝り返れば、そこに追掛けて來る辰子の姿があつた。辰子は我が愛兒にでも對するやうに、

「小父様は一徹にあんなに仰しやるが、御無理ではないのですから——卿も百姓になる氣持ちで小父様に御願ひなさい。嚴格な方ではありませんが、又思ひ遣りもありますので、將來は何でもなりました。卿は百姓しながらでも、身體さへ健かになれば、學問でも、武藝でも出來るやうになるこゝです。……まア今夜は私のこゝろに御泊りになつて篤

三御考へなさいヨ」

「勵ますのであつた。深い同情に優しい言葉に、思はず眼頭の熱くなつた源三は、心から辰子に感謝し、且つ好意に副ふこゝを誓約し、玉木家の一室に泊つたが、その夜は無量の感慨に一つ一睡だもするこゝが出来なかつた。」

◇雋秀の御堀耕助

學問並に禮式を修めて將來は身をたてるこゝに決心し、漸く憧憬の萩を父母に背いて訪問した時、松下村塾の創立者は源三の切なる申出でを膠なく拒絶してしまつた。そして漸く辰子の斡旋に依り、夢想だもしたこゝのない「百姓」にして働くこゝを約束し、玉木家に寄食——否な、「奉公」云ふが妥當であらう——するこゝになつた。朝は未明から、夕陽の沈むまで、風雨を厭はず、百姓として働かせられるこゝは、武事を勵むこゝよりも、源三に取つては苦痛であつた。併し正韞は自ら餘暇には厳しく源三を指導して田の草取りもやらせれば、草刈り、施肥に至るまで容赦なく命ずるのみでなく、夜は米搗きもさせた。併し苦痛の

裡にも辰子が源三を犒るので、それに慰藉せられ、勵まされて苦痛を訴へるこゝも出来ず、困惑しながら試煉に堪へたのである。

元治元年三月、萩の城下に玉木翁を訪問し、豫期せぬ「百姓」にして其の門下に列した源三は、勞働者として容赦なく扱はれたが、米搗きをさせられぬ夜は辰子から文學に關する書物を教へられもした。最初に玉木家を訪問した時、學力を試みる心算であつたであらう。辰子は「日本外史」を源三に讀せたが、長府の集童場で「秀才」云はれた少年も、才學共に正韞の妻として今名の高かつた辰子の眼からは、未だ學問の上からも「子供」しか見えなかつた。それ故に百姓に勵む源三を犒りながら辰子は源三のために、讀書の指導者もなつたが、この指導に依つて將來に大きな光明を認め、且つ愛好せる處でもあるので、辰子の導きに喰入るやうに應へ、その進歩はめきめき著しいものがあつた。

斯くして月日は過ぎ、萩の城下に来て十箇月、慶應元年正月は數日に迫つた。その時に辰子はいくくしながら源三を見て、「小父様が御呼びですヨ」告げた。顔色も男らしく日

焼で黒くなり、肉も引締つて、来た當時は殆んど別人のやうになつてゐた源三は、呼ばれるまゝ、に正韜の書齋に入つた。

「源三！ こゝに来て十月になるなア」さ何時にない上機嫌で源三に對し、その顔を凝視しながら正韜は語るのであつた。源三は、

「ハイ」

「吾知らず答へたが、父母に背いて家出したこゝを考へるに根然たらざるを得なかつた。差し俯向く源三を見て、微笑しながら玉木翁は、

「心配するこゝははない。儂から十郎さんには夙に御詫がしてある。今頃は卿の歸省を待つてをられるぢやらう。用意して歸るが、」

「辰子と共に、他意なく勤めるのであつた。儂から十郎さんには夙に御詫がしてある」さ聞いて、源三の胸は早鐘を突くやうに高鳴した。そして歸心は矢のやうに、用意は直ちに出来た。辭しようとする當日の朝、辰子は何だか金子の入つてをるらしい封書を持つてきて、

「これを御母上に御渡しなさつて下さい。玉木の小父様に卿のお父様から學資として御預りしてあつた剩りですから……」

「意味ありさうに笑ひながら源三に渡すのであつた。それを聞いて源三は「ハッ！」とした。父母に背いて無謀にも玉木家を訪問したが、偕ては父母は此の至情を察して人知れず玉木家に依頼してあつたのか。それでは最初に來て拒否されたのも、無條件に百姓として働かせられたのも、皆な父母の限りない慈愛に出でたものか——源三は自然に涙せずにはゐられなかつた。それを見たら正韜は、

「源三！ 正月を祝つたら長府に長くゐないでさつささ出掛けて來い。又歸つて來て百姓に大に精出すさア」

「快活に笑ひ、辰子もにこやかに源三を見るのであつた。そして十箇月振り源三は父母に見えたが、生まれかはつたやうに源三が健かになつてゐるので、希次と壽子は喜ぶと同時に、更に努力して玉木翁の門下に學ぶべきこゝを繰返して諭すのであつた。」

寄三家弟在三松下村塾

刻苦悲酸感鬼神

履危寧一復願二五身

請看烈士功臣迹

不出尋常飽煖人

これは乃木將軍が明治十二年末に弟の集作を松下塾に遊學せしめ、後之に寄せたものであるが、愛弟を戒むる以外に、玉木翁の門下にあつた頃の自分の自分を窃かに回想して詠じたものであらう。この詩に觀取し得るやうに、慶應元年正月、裁に歸つてからの源三は、更に百姓に勵み、刻苦して如何なる難關をも、猶ほ突破しようとする概があつた。爲に辰子からのみでなく、正韜からも學問上に指導せられるやうになり、松陰自筆の「士規七則」をすら與へられた。「この子誨ゆべし」に玉木翁も風鑑したからであらう。

士規七則

披三編册子一嘉言如林、雖々迫人、願人不讀、即讀不行、苟讀行、之、則雖二千萬世、不可得盡、噫、復何言、雖然有所知矣、不然不、人之至情也、古人言三諸古

われしをいふ、またなんぞこれをいたまん、しきしそくをつくる、我言三諸今一亦詎傷レ焉、作二十規七則一

一、凡生爲人、宜知四人所三以異二於禽獸、蓋人有二五倫一、而君臣父子爲三最大一、故人之所二以爲レ人、忠孝爲レ本。

一、凡生三皇國、宜知四吾所三以尊二於宇内、蓋皇朝萬世一統、邦國士夫、世二襲祿位、人君養レ民、以繼二祖業、臣民忠レ君、以繼二父志、君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲レ然。

一、士道莫レ大ニ於義、義因勇行、勇因義長。

一、土行以三質實、不レ欺爲レ要、以二巧詐文過一爲レ恥、光明正大皆由レ是出。

一、人不レ通三古今、不レ師三聖賢、則鄙夫耳、讀書尙友、君子之事也。

一、成德達材、師恩友益居レ多焉、故君子慎二交友一。

一、死而後已四字、言簡而義廣、堅忍果決、確乎不レ可レ拔者、舍レ是無レ術也。

右士規七則、約爲三三端、一曰立志、以爲二萬事之源、擇レ交、以輔二仁義之行、讀レ書、以稽三聖賢之訓、士苟有レ得二於此、亦可三以爲二成人一矣。

乃木將軍は此の七則を他にも、機會ある毎に熟讀を勧めたが、玉木翁の門下に於て力強く之を規範として其の精神を鍛えたのである。

由來此の「士規七則」は囚へられた松陰が萩の野山の獄中に於て起草し、恩師の玉木翁に斧正を乞ひ、翁の令息——贈正五位玉木彦助正弘——の元服、加冠を祝ふために淨書して送つたものであるが、後には士道を示す鐵則として松下塾に掲示し、門下の戒とするこゝになつた。この「士規七則」を送られた彦助は、元治元年から慶應元年に涉つて長藩が正義派と俗論黨に分岐し、終に相戦つた時、敢然として正義派に左袒し、御楯隊の一員として戦ひ、慶應元年正月二十日、繪堂（山口縣美禰郡赤郷村字繪堂）に於て陣歿したが、享年實に二十有五であつたのである。

贈正五位玉木彦助正弘の屬してをたつた御楯隊の總督は、太田市之進直方即ち贈正四位御堀耕助であり、乃木將軍の三恩人の一人であるのも、極めて興味あるこゝでなければならぬ。

曩に簡單に乃木家の系圖（希次と妻壽子「参照」）を示した場合にも、この御堀氏のこゝは記述してあるが、希次の十二人の兄弟の中の末弟に當るのが要藏であつて、萩藩の太田家に養子となつた。その太田家の嫡子が市之進で、後國事に奔走し、故あつて「御堀耕助」に變名した。蓋し長藩の志士——高杉晋作、久坂義助、志道（井上）聞多、寺島忠三郎、品川彌次郎等——十一人が文久二年十一月、十二月に横濱、東京（品川御殿山）の英國公使館を焼打したのには、夙に著聞せる處であるが、この十一人の中に太田市之進もゐた。唯だ事情あつて、太田は此の快舉に直接加はらなかつたが、血盟した同志中の同志であつた。而して幕府から厳しく長藩に十一人の引渡しを交渉するので、長藩は十一人のものが死亡、又は脱走せる旨を幕府に答へた。こゝに於て太田市之進直方も、山口から遠くない御堀（現在の山口縣吉敷郡大内村字御堀）にゐたので、その地名に因んで御堀耕助と名乗るこゝになつた。

この御堀氏は、玉木文之進に亞いで——或はより以上に、乃木將軍に感化を與ふるこゝが多大であつた。若し少年の頃の乃木將軍に御堀氏なかつせば、「武人としての乃木希典」は見

るここが出来なかつたかも知れぬ。私が將軍の三恩人にして「玉木、御堀、福原」を記すのは、決して理由なく、唯だ漫然としてするものではなく、そこに動かすべからざる根柢がある。父の希次之母の壽子あつて乃木將軍を生み、撫育したが、「武人としての乃木希典」の眞骨頭を發揮せしむるに至つた偉大なる原動力は、この「玉木、御堀、福原」にあつた。玉木文之進、御堀耕助、福原和勝にあつたのである。

玉木文之進なかつせば、この恩師あつて培はなかつたならば、乃木將軍は玉成し得なかつたかも知れぬ。御堀耕助なかつせば、この人あつて訓戒し、暗示を與へなかつたならば、乃木將軍は成長しなかつたかも知れぬ。福原大佐なかつせば、この人あつて中道に若し推挽し、庇護しなかつたならば、乃木將軍は其の發達を止め、萎縮してしまつたかも知れぬ。併し恩師あつて培ひ、先輩あつて導き、親友あつて護つたがために、その眞骨頭を發揮するここが出来た。乃木將軍は此の恩師、先輩、親友あつて恵まれたのである。

乃木將軍の三恩人！ その三恩人中の玉木翁のこゝは著聞し、且つ以上に記して餘蘊もな

いであらうが、未だ世間に傳へられてゐない御堀、福原の二恩人の片鱗を私は力強く此の小著に語らねばならぬ。

陸軍大佐福原和勝の人物に就ては、後章「歩兵第十四聯隊長」に記すが、三恩人中の御堀氏の如何なる人であつたかを概観するならば、父の要藏が極めて嚴格なる人であつた。兄の希次に譲らざる子女の教育に熱心な人であつたので、その二兒——兄の耕助は、長じて長藩に於ける巨材となり、武人としては御榎隊の總督となり、武人なるにも拘はらず、簡拔せられて藩の參政となり、遂に「木戸、廣澤、御堀」を重んぜられ、弟の左門は、海軍少佐に任じ、轉じて侍従になつた。殊に耕助は幼にして穎悟、稚髻の頃、父の要藏に伴はれ、長藩第一の經綸家たる村田清風を訪ひ、親しく教を乞ふた時、村田翁が、

拔山簸海唯誠意

勤學晨昏可戴星

の二句を以てしたので、耕助は終身之を銘記し、大醉せる時も、尙且つ星を戴いて起きたと云ふ。この氣概あり、藩學の明倫館では首席を占むる三年、賞として四書正文一部を賜は

つた秀才であり、武道に於ては桂小五郎（後の木戸孝允）に随つて江戸に出て、齋藤彌九郎の門に練磨し、塾長となり、且つ師匠に代つて諸侯の邸に教授したこから推しても、その爲人を知るべきであらう。斷行せんを欲するこは、如何なる障得をも排して邁往し、これを遂げざれば斷乎して止まらなかつたのが好漢御堀氏であつたのである。

この人を従兄として心から畏敬してをつた乃木將軍は、その剴切なる指導、暗示の下に行動するこが出来た。而して成長し、大成したが、如何に其の暗示を指導に依つて善慮し得たか。詳細に涉つて後章「陸軍少佐に任ず」で記述するが、唯だ此處に記さねばならぬこは、乃木將軍が御堀氏の恩誼を忘れるこなく、歿後、嗣なく絶家してゐた御堀家を再興せしめようこ云ふ熱望があり、遂に實現したこである。「乃木大將事蹟」には「……明治三十年八月、左門御堀氏再興の事を大將に謀り、大將の甥小笠原傳造をして祀を承けしむ」（一二三頁）こあるが、次の手束は其の消息を知るに好個のものであらう。

爾後御無音に打過候。處貴家御揃御多祥之段欣賀此事ニ存候。一昨年出征以來、留守中毎々御厚意

御心添感謝ノ至、當方老人始無事ニ罷在候。間御安意被下度候。然バ特ニ得貴意之儀ハ、此度御堀耕助氏（太田市之進殿事）家名再興ノ儀ニ付、毛利左門氏ヨリ乃木高行氏へ相談ノ上貴家傳造殿可然トノ事ニテ、乃木高行殿今日仙臺表迄態々被參候。而相談有之、右ノ儀ハ第一御堀耕助殿ト血筋ノ繼キ上ヨリ必要ハ勿論ノ儀、吾等ノ考ニテハ、傳造殿身上小笠原ニ於テハ他家相繼、或ハ別家ノ儀ハ相當ノ事ト兼々存居候。故至極御同意ニ存候。就而ハ御堀家ヨリハ傳造修業ノ目的相立テ候丈ケノ資産ハ、相當ノ手順ニ依リ可相渡ノ赴キ、然ル上ハ毛利左門氏ヨリ全體ノ上ノ監督ハ素ヨリニ候ヘ共、乃木高行同様、吾等ニ於テモ充分諸世話御盡力可致ハ勿論ノ事ニ有之候。依而其地御親類中様御異存モ無之候ヘバ、早速電信ニ而御一報相成度、此段至急御相談迄如 此候。草々頓首。

六月十三日

於仙臺 乃木希典（印）

小笠原おかれ殿

同 長 三殿

追而何分共此書面ハ御親類中様へ至急一覽相成候様致度候。尙御返答ノ儀ハ電報モ、御書面モ、千駄ヶ谷乃木家迄御發送相成候得バ、早速相辨候筈ニ有之候也。

陸軍少佐に任ず

◇明倫館に入學す

世情殊に騷然たる裡に年改まつて慶應元年こなつた。心身健かに成育し、十七歳の青年らしい青年になつた源三は、生々とした顔をかまやかにして恩師の許にかへつた。そして元氣好く「百姓」の業にいそしんだが、今度は晴れて父母にも許されたものであるがゆゑに、耕耘の暇、夜間には玉木翁から經書、歴史を學ぶこゝが出来るやうになつた。松陰の遺著は云ふまでもなく、水戸學の諸書を寫して愛讀したが、長府の父から丹念に寫した山鹿素行著「中朝事實」も吉田松陰著「武教全書」等の届けられたこゝは、感激性の源三をして深謝せしめたのみでなく、身體を鍊るにも、讀書にも層一層の努力を注がしむるこゝになつた。新生の日

は次第に近づく。

こゝに改めて説明を加へるまでもないこゝであらうが、長府藩毛利家には、元祿十五年十月十四日、快舉を試み、事成つて後、切腹を命ぜられるまで、赤穂義士四十七人中の武林唯七、岡島八十右衛門、吉田澤右衛門、倉橋傳助、村松喜兵衛、杉野十平次、勝田新左衛門前原伊助、間新六、小野寺幸右衛門の十名が預けられたこゝがあるので、藩士の間に義士の大節義に私淑するものが絶えず、殊に希次は甚だ熱烈な信者であつた。泉岳寺が長府毛利の菩提寺であつた、めでもあらうが、江戸詰の時代には、子女を伴ふて三回は月に義士の墓に參拜してゐた云ふ。それ丈けに義士と關係の深い山鹿素行の著書を我が愛兒の爲に手寫して與へたのであらう。勿論、玉木翁も「中朝事實」を源三のために講じたが、次の一文を讀み、「希典幼時師父ノ教ニ從ヒ、先生ノ遺著ヲ讀ミ、窃ニ高風ヲ欽シ仰ギ、以テ武士ノ典型トナサンコトヲ期セシニ……」云ふ文字に至れば、萩の城下に於ける源三の姿が髣髴する。

山鹿先生ヲ祭ル文

明治四十年十二月二十九日、陸軍大將乃木希典謹誠ヲ致シテ贈正四位素行山鹿先生ノ靈ヲ祭ル。先生徳一世ニ高ク、識古今ニ踰エ、學問該博、議論卓拔、夙ニ國體ノ精華ヲ發揮シ、中外ノ別ヲ明ニシテ、名分ヲ正シ、士道ヲ説キ、志經綸ニ存シ、才文武ヲ兼ヌ。而シテ不幸世ニ遭ハズ、轆轤困頓、終ニ偉大ノ抱負ヲ實用ニ施ス能ハズシテ逝ケリ。惜ムベキカナ。然レドモ先生ノ學徳當世ヲ籠罩シ、業ヲ受ケ、益ヲ請フ者、前後數千人ノ多キニ上リ、且先生既ニ歿シテ其兵學盛ニ行ハレ、遺著永ク存シ、風ヲ聞キテ興起スル者亦尠シトセズ。曩キニ遺著畏クモ、乙夜ノ覽ニ達シ、今又特ニ正四位ヲ贈ラセ給ヘリ。嗚呼、聖慮宏大、其學徳ノ世道人心ニ裨益アルヲ、愷感アラセラレ、優恩先哲ニ及ブ。洵ニ昭代ノ盛事ト稱シ奉ルベシ。希典幼時師父ノ教ニ從ヒ、先生ノ遺著ヲ讀ミ、窃ニ高風ヲ欽シ仰ギ、以テ武士ノ典型トナサンコトヲ期セシニ、不肖殘軀、聖明ニ遭遇シ、涓埃ノ勞ナクシテ、叨リニ寵眷ヲ荷フモノ、實ニ先生ノ遺訓ヲ服膺スル賜モノト謂ハザルヲ得ズ。今昔ヲ俯仰シテ感慨殊ニ切ナリ。茲ニ花一朵、香一炷ヲ奠シ、先生ノ靈ヲ祭ル。尙クハ之ヲ饗ケヨ。

玉木翁の門下に於て試煉を受け、見事に之にパスした源三は、その年の九月から明倫館に通學を許されることになつたが、この年の正月に唯だ一人の我子——彦助正弘——を失つた辰子は、殊に源三を愛したのみでなく、玉木翁と懇談し「源三のやうな好い少年の成長した乃木家の教育は欽すべきである。かう云ふ家庭に育つた子供ならば、我が養嗣とし、玉木家を相續さしてもい、だらう」と云ふので、漸く十二になつた眞人は玉木家の養嗣となり、源三、眞人の兄弟は玉木家にあつた。そして源三は明倫館の名譽ある青衿子になつたが、當時に於ける青年として晴の舞臺に登ることが出来たので、源三の満足察すべきである。萩の藩學であつた明倫館は、享保三年、藩主吉元の時代に創立せられたが、敬親の頃に擴張せられ、同時に城下に移されたもので、聖廟、講堂、文庫、演武場、射圃、水練場、馬埒から弓、劍、槍、銃、馬の置場、禮式、天文、算術、柔道等の屋舎が一として具備せぬはなかつた。そして寮は兵學、文學に分れ、寄宿するものを居寮生、通學するものを入舎生と區別してゐた。源三は入舎生として玉木家から念願のやうに文學寮に通學することになり、後には

寄宿して居寮生になつた、こゝには玉木翁も都講として出でたが、希次も二公子に隨從して来たところがある。源三に取つては感激も少くなかつたであらう。

文學寮に通學し、更に寄宿するこゝになつてからの我が源三は、父の希次に依つて訓育されたやうに、そして玉木翁から不斷に練られたやうに、夥しい生徒の中にあつても、沈著であり、謙抑であるこゝが先づ注目せられた。流石に「長府の十郎」の子であるこゝを同窓に沈々思はしめたが、更に粗衣を毫も介意せず、粗食に甘んじ、孜孜として讀書に親しみ、修練に努めたので、夙に源三の名は牢記せられ、明倫館の異彩も映じたのである。

こゝに注意せねばならぬのは、玉木翁の門下に於て「身體が弱いから學問、禮式で身をたてよう」とは大反れたこゝちや。弱い身體なら鍛えたがい、ぢやらう」こゝ百姓の業にいそしんで身體を練り、長府から萩の城下に来た當時に比すれば、見違へる様に心身共に源三は健康になつてゐたにか、はらず、文學寮に兵學寮のあつた明倫館に入學するに際し、些の躊躇なしに文學寮を選定し、父の希次が望むやうに兵學を修めようとしなかつたこゝである。而

して武門の譽ある家柄に生まれ、その嗣子であるものが學問並に禮式で身をたてようとするのは何事ぢや——と咎めた恩師の玉木翁が源三の文學寮に入學するを其のまゝに許容したのは、果して何故であらう。

玉木翁の門下で練られ、次第に心身健かになつても、猶ほ依然として源三の志が學問、禮式にあつたこゝを察すべきである。即ち自分云ふものを十分に知つてをる源三は、時代の潮に捲込まれず、四圍の勸に盲従せず、志す彼方に向つて邁往しつゝ、あつた意志の強い青年になつてゐたこゝを思ふべきである。

◇名を文藏と賜ふ

慶應元年云へば、幕府の長州に對する再征の部署成り、藩内は俗論、正義の兩黨派に分岐、對峙し、文字通り「國難は至る」の時代であつたので、防長の青杉子は慷慨悲憤、國難來を絶叫し、祖國を守らねばならぬと蹶起するのであつた。この間にあつて源三は靜かに讀

書するに共に、自ら許可を乞ふて——十一月から——來栖又助に入門し、一刀流の劍道を學ぶことになつた。來栖は劍道家として當時の裁に名人の聞えが噴甚してをつたので、明倫館の課業が終つてから午後、許されて來栖の門に練磨したが、四年後の慶應四年正月に源三は、終に名譽ある一刀流の目録を授けられたのである。

日一日に防長の天地は暗澹たる雲圍氣に投込まれてしまつた。幕府の軍は意氣の昂つた防長の兵のために連戦、連敗しても、動もすれば強藩が防長を孤立に陥らしめ、滅亡に導きはせぬかこの危険がある。血の氣多い明倫館の生徒は、終に國難の旋渦中に安閑に今は讀書してゐるこゝが出来ないので、各自に劍を敢然として執つた。そして口に聲高く「……投し筆事二我、軒一縱横計不就、慷慨志猶存、仗策謁天子、驅馬出關門」を咏じ、陸續として其の四境に迫る幕軍を掃討するために、戰場に向ふのであつた。「國亡びて何の學問ぞ！」を考へぬものはなかつたのである。

靜かに時勢に對し、冷かに文武の途に修鍊を積んでゐた源三は、慨然として起つた。青春十八歳の乃木源三は胸高鳴らせながら恩師の玉木翁に「長府に歸つて從軍したい」と云ふ申出でをした。勿論、この決意に玉木翁の同意せぬ筈がない。名譽ある乃木家の嗣子が自發的に戰場に臨まうとする勇氣を喜ばずにはゐられなかつた。そして曩に「父病む」と聞き、辰子に許されて長府に歸つた何日前には、家に一步も入れなかつた希次も、源三が雄々しく戰場に向ふために、その學業を暫く中絶して歸つたこゝを壽子と共に滿悦し、且つ激勵し、自ら藩廳に乞ひ、歸つた翌日から源三を隊伍に就かしめ、練兵に加はらせた。これが慶應二年四月のこゝである。

……記したのは、塚田大佐編『乃木大將事蹟』並に猪谷少佐著『少年乃木無人』その他の信頼し得る資料に依つたのであるが、昭和三年十月三十日發行の桂彌一氏述『集童場に關する懷舊談の概要』（四〇——四一頁）には、

是月曩に、報國隊が血判書を作つて宗廟の前で盟約した事がある。それに倣ふて集童場生の内、乃木無人外都合十六人が、國家の大事に殉ぜんこの血盟書を左の通り作成した。

盟約状

今般於二集童場二大事同意致シ候上ハ、必死ヲ以テ周旋可レ仕候。
若シ於ニ變心者一即時可レ爲レ致ニ切腹ニ候事。

乙丑二月八日夜

乃木無人

源 頼 時 (血判)

(以下倣之)

こあり、この盟約状が無人の撰並に書であつたのみでなく、既に「源三」の名をも亦改め
てゐなければならぬ筈であるにか、はらず、猶ほ「無人」になつてゐる。こゝに疑問がある。
云ふのは——乙丑は慶應元年であつて、乃木將軍手記中の「元治元年三月、玉木正頼の
門に入り修業す」慶應元年九月より明倫館文學寮に通學す云々ある點と一致せず、甚だ相
違があるからである。更に桂氏の「集童場に關する懷舊談の大要」(四八—五〇頁)には、

是歲(慶應元年)十一月、泉十郎さんが切腹申付けられたが爲に、同志福原和勝、熊野直
介兩氏は非常に怒つて、決死の意を固め、吉田の奇兵隊の陣屋(兵營)に走つた。引續いて
同志集童場生の内、乃木無人、瀧川申藝(六郎)、井上次郎、諸葛一郎、阿曾沼次郎、本莊
了槌(誠一郎)、伊藤仲太郎(常作)、勝見善太郎、須磨信太郎、に私に、場生以外では石川
卯平次、伏田文太、以上の者が脱走した。然るに一方藩主(元周公)に於せられては、非常
に憂慮せられ、伊藤波門さんは、福原氏の兄であるので、先づ此の人を遣られたが、一
同中々歸らない。第二次に、印藤辨介(後の豊永長吉翁)は熊野氏の義兄である云ふの
で、此の人を遣られたが、同じく駄目、仕方がないので、詮議の末、終に乃木十郎さんを
遣られた。乃木十郎さんは、謹んでお受をせられ、直様結束して、吉田の陣屋に赴き、福
原、熊野兩氏へ面會せられて、君命を傳へられたが、兩人は種々陳情する所があつて、中
中服従する氣色はない。そこで乃木十郎さんが「私は御一同を連れて歸れ云ふ君命は、
奉じて參つたが、其餘の君命は齎して來ぬ。尙御陳情筋は、私より御答申す限りでな

い。御歸藩の上、君公の御前で、直々申上げを願ひたい。御歸還まではお待申して居るから、時日御確定の上は、御一報下されたい」云ふて、旅宿に引取られた。處が食事をちつこもせられぬ。宿の主人が色々勧めたけれども、頑として箸を取られぬ。彼れ此れもの二日にもなるから、さうく宿屋から此の趣を陣屋に報告した。一同は大に驚き、取敢へず、福原、熊野兩氏が直ちに宿に來て、食事を勧めた。處が、乃木十郎さんは非常に怒て「これは怪からぬ。此の十郎が二三日絶食したて、斯くまでに念頭にかけてられるが、今日此頃君公の御心中はさうであるか。已に兩名から、お聞及でもあらうが、貴下方が脱走以來、君公には御寢食を廢せられ、晝夜御憂慮なされて居られるのは、實に言語に絶した次第である。其の事は毫しも念頭に懸けずして、小臣十郎が、二三日食事をせぬを、かくまで御心勞せられる云ふ事は、實に首尾轉倒の甚しきものである。先日申し上げた通り、御歸までは何日でも御待ち申す。御歸にならぬとあれば、此十郎も歸られぬ。此外に申上る事はない。何卒御引取を願ひたい」と聲色共に勵しかつた。二人は這ふくの

體で陣屋に歸つて、此の事情を山縣さん、福田さん、時山さんに話した處が、三氏も之を諒して歸藩を勧められたので、遂に一同は乃木十郎さんに連れられて歸還したのであつた。が、中には少し遅れて歸つた人もあつた。こあり、且つ「一同の歸つたのが慶應二年二月であつたと思ふ」こある。然らば「慶應元年九月より明倫館文學寮に通學す。十一月より來栖又助に就き一刀流劍道を學ぶ」こ乃木將軍の手記した處に疑問を挿まねばならぬ。桂彌一氏も、又萩の明倫館に乃木將軍同學の友であつた高嶋北海氏も「乃木さんが明倫館に入學したのは慶應二年、十八歳になつた時代であつたやうに記憶する」こ語つてゐるので、年月日の多少の違ひは肯定せねばならぬであらうが、玉木翁に薰陶せられ、明倫館に螢雪の苦を源三が積んだのは、勿論、否定すべくもないのである。

斯くて戰雲は濃かになる。四月に入つて長府に歸つた源三は、その六月には砲一門の司令

まして豊前の國——小倉藩の小笠原侯は幕軍側であつたので——に出戦するこゝになつた。この時であつたか、或は出陣に際してあつたか、源三てふ名を文藏と改めるこゝになつた。乃木家の祖先に「文」なる文字が付き、賢明の聞えあつた文國、文卿があつた云ふこゝもあつたであらうが、さう云ふ理由からのみでなく、恩師の玉木翁の名前が文之進であると共に、源三自ら文學を以て一家をたてようとする希望があつたので、特に文藏と選んだものであらう。乃木源三は、乃木文藏と呼ばれるこゝ、なつたのである。

然るに名前を特に「文藏」と改めたのは、他にも理由がある。私は仄聞してをる。即ち源三は、長府藩の藩學である集童場たる時代にも、秀才として聞えてゐたが、萩に遊學して玉木翁の門下に努め、又更に明倫館に入學してからも、學問に於て異彩を放つてゐたがために、この事が自然に長府藩の藩主の耳にも亦入らざるを得ぬ。こゝに於て藩主は今や國難に當つて戰場に向ふ源三のために、その出陣を祝ふて文藏——文學に秀でた前途ある青年に應はしいものとして——と云ふ名前を選び、これを賜はつた。承知してをる。その確證は知

らぬ。併し無人と集童場の同窓であつた林少將(鍊作)も、「子供の頃に左様に承つたこゝがある」と亦此のこゝを語つてをるのである。

防長の青年達は奇兵隊であるが、御楯隊、鷹懲隊、八幡隊、遊撃隊……と云ふやうに、各自の屬する隊伍に好む名稱を附し、祖國の名譽と所屬隊の面目を保つこゝに勇敢であつた。乃木文藏の所屬したのは、慶應元年二月十四日に設置せられた報國隊であるが、長府藩の出戦と共に、戰場に向つた文藏は、赤馬ヶ關の海峡を渡つて小倉に向ひ、攻勢を取つて進撃したが、連戦して連敗の幕軍側は此處でも破れ、長州軍のために壓迫せられてしまつた。八月になつて將軍家茂が大坂に於て他界したので、一部は休戦したに拘はらず、小倉方面は交戦猶ほ繼續し、文藏は奇兵隊の山縣狂介の指揮下にあつて、進撃した。乃木將軍は當時のこゝを「……小倉ノ役、山砲一門ヲ指揮シ、篠原、呼野ニ於テ左足蹟ニ銃丸ノ擦過傷ヲ受ク」云々と手記してをる。

出戦約半年、その十二月に停戦になつたので、文藏も長府に歸つた。併し依然として報

國隊は解散せず、戦雲も拭はれなかつたにか、はらず、慶應三年正月、十九歳になつた文藏は、萩の藩主の命があつたので、征衣を解き、躍然として明倫館に復歸したが、この時も矢張り文學寮で修業するこゝになつた。死生の巷を馳驅した文藏は、その眼界は新しく展開してをるので、同じ歴史、經學を修めるにも、著眼點が同一でない。それと共に寸陰を惜んで努力、黽勉するので、その進歩は少からず儕輩を驚かしたのみでなく、自らも新生を感じずにはゐられなかつたであらう。翌年の四月誤つて左足を挫いたが、七月に萩の城下から明倫館も山口に移るので、文藏は退學した。

◇武人生活の展開

明倫館を退學し、文藏が萩の城下を去つたのは、明治元年七月であるが、當時の玉木翁は郡宰として聞えてゐたのみでなく、簡拔せられて藩の政治にも親しく參與するこゝになつたので、公私共に多忙であつた。そこで文藏は玉木翁のゐない山口の明倫館に入學する必

要を感じなかつたであらうが、その退學も角力を試みて四月に挫いた左足が易く快癒しなかつた、めでもあるに云ふ。元氣のい、生徒達が都講の退出後に講堂で、密かに相撲を取るの恒例になつてゐたにか、はらず、今まで文藏は加はつたこゝもなかつたが、征衣を解いて復歸してからに云ふものは、進んで加入するやうになつてゐた。そして一方の雄姿も看做されたのである。

然るに文藏は誤つて左足を挫き、それも軽い挫折でなかつたが、一には講堂に於ける秘密の大相撲が露見しては甚だ面白くない點もあり、又一には我慢強い氣質であつたので、同窓には「何でもない」心配させぬやうにして出入の或る商家の二階を借り、秘かに治療を加へたに云ふ。乃木將軍は當時のこゝを「……萩遊學中左足ヲ挫傷シ、明治元年五月ニ至テ少シク癒ユ。藩兵報國隊越後ノ役ニ出戦スルニ行キ加ハラントス。藩之ヲ許サ、ルヲ以テ亡命、馬關ニ至リ、已ニ船ニ割セントスルノ際、追捕セラル」云々手記してをるが、足の負傷に就ては、後年にも極めて興味あるエピソードが残されてをる。

或年のこゝであつた。乃木將軍が多くの士官と共に乗馬で或る地點に停止してをつた。處が突如として某士官の乗馬が將軍の馬を蹴飛ばした。馬は蹴られるに必ず蹴かへすものであるが、型のやうに將軍の馬は士官の馬を蹴返した。何處を蹴つたかは判然しなかつたのであるが、將軍は直ちに士官に向つて、

「君、何處か怪我はなかつたか」

と問ふた。何氣なく見るに將軍の顔が蒼白に感ぜられた。併し平然としてゐるの馬同志の蹴合で、それも大したこゝでなかつたらしいので、誰も突込んで考へようもしなかつた。相手の某士官も、

「別に怪我……ハア、何とも御坐いませぬ」

と答へてをる。寧ろ士官には「何故に將軍がこんな問ひをするのであらう」を訝るものやうな表情さへ見えた。將軍は猶ほ、

「それは宜かつた。大變な音であつたからさうか心配したが、別段のこゝがなくてよ

かつた！」

と繰返して語り、その場は其儘に過ぎてしまつた。翌朝、當時の將軍付の副官が要件で將軍邸を訪問した。然るに「病院に行かれた」のこゝであつたので、病院に行つた。處が將軍は治療臺にゐる。驚いて副官が問へば、

「ウム、馬にやられた。昨日、××の馬にやられたのちやヨ。最初蹴られた瞬間に僕は右足の趾をくだかれてゐたのちや」

と將軍は語つた。そして此のこゝを××には内密にして置くやうに注意した。最初蹴られた瞬間に既に將軍は趾をくだかれてしまつたので、非常に痛かつたが、「痛い」を口外せずじつと辛棒してゐた。そこに將軍の馬が××の馬を蹴返したので、同じやうに怪我でもしはしなかつたか心配して「別に怪我はないか」を問ふた。蓋し相手を苦しめないうやうに、又其處にゐる他の人々の心をみださないやうに、將軍は凝り我慢して一人忍んだのである。

乃木將軍は未だ文藏と呼ばれた時代から我慢強かつたが、青年の頃も、大成した後も同様であつた。ところが此の逸話に依つても十分に考へられる。——足の挫折、明倫館の移轉のために萩から長府に歸つた文藏は、靜かに研究したものの、整理を試みたであらう。

明治二年正月、文藏は二十一になつた。男子二十一！學問並に禮式に於て秀才の聞えあつた文藏であるがゆゑに、長府藩も放置しなかつた。そして報國隊に復歸を命ぜられ、且つ漢學の助教——讀書係——を仰付けられた。藩からの命令にも依るが、文藏自ら文學に志ありしがために、この任務に服したのであらう。然るに數日の後、文藏は甚だ不快に堪へざるもの、やうな表情で、同じ隊中の桂彌一を訪問し、

「僕は今日から讀書係を辭任する」

「激昂して云ふ。突然に云ふので、桂氏も何ぞ返事してい、か分らぬ。併し憤慨した。こゝのない人が憤慨してをるので、尋常事でないことは受取れる。親しい間柄であるがために、桂

氏が極めて率直に其の理由を問へば、隊士の大多數は戊辰北越の戦争から歸つたのみの勇士であり、意氣が昂つてをるので、讀書係の文藏に向つて、

「先生！先生は戊辰の役には何處でしたか」

「こ問ふものもあれば、又更に或は昂然として自ら戰場に於ける功績を誇り、且つ豪語した末に、大聲して、

「北越に於て先生は何れから進撃せられましたか」

「質問するものもある。勿論、文藏が戊辰北越の戦ひに参加してゐないことを知つてをつて、皮肉に問ふものもあるが、中には左様なことを知らずに質問するものもあつた。併し戰場に出でなかつた文藏には、何れも皮肉に聞え、莫迦にし切つた態度に見える。事實に於ても、「戦争に行かぬものが戦争に出たものに漢學を教へるなんか僭越ぢや。武人に取つて讀書は無用の長物に過ぎぬ」を放言して憚らぬ者もあつた。さう云ふ見地から讀書係を輕蔑するので、流石に濇厚の文藏も堪へられなくなつた。こゝに於て辭任を決し、親友の桂彌一に相

談に來たのである。桂氏が、

「辭任した後は如何にする？」

「ご問ふた。何ごなしに文藏の決心を翻すごことが至難であるやうに考へたので、一步を進めて辭任した後を如何にするかご質したのである。然るに聲の響きに應ずるやうに、

「東京に行く！」

「文藏は極めて力強く答へるのであつた。曾て弱虫ごか、又或は熱がないごか評判の芳しくなかつた文藏であるにもかゝらず、この日には如何にも男らしく、凜然ご聞えた。十一二の子供の頃から友人ごして交はつてゐる桂氏は、斯く「東京に行く！」ご決心した文藏に同意せずゐられなかつたので、

「結構ぢや、直ちに實行するが宜しい」

「ご賛成し、且つ激勵した。そして文藏は讀書係を辭任し、間もなく上京した。當時に於て「東京に行く！」ごことは、長府の青年間にも熱望であつたが、なか／＼困難であつた。然る

に容易に此の熱望を達したのは乃木文藏であつた。この時のごごであらう。令妹小笠原キネ刀自は「……明倫館を飛出して間もなく上京した兄ご面會しましたが、手織のごつ／＼した袖の非常に短い衣服に小倉袴、その粗末な小倉袴の綻を紙捻で自分に繕つたものをはいてゐましたが、頭髮は未だ武士らしく結び、結つた頭髮のみだれてゐたのを今日も忘れるごごが出来ませぬ」ご回想して語るのであつた。

◇ 御堀に諭されて

明治二年ご云へば、國內も漸く統一が成つて、新政府の方針も定まり、建設に向つて邁往するごごになつた時である。各藩に於ける雋秀の士は簡拔せられ、昨の書生は要路に立つて參議に任ぜられるものがあり、參與を拜するものがあり、顯官に就くものがある。而して必要の新知識を吸収するために洋行を命ぜられるものも亦少くない。殊に防長の士は薩摩の人ご提携し、新政府の中心ごなつたがために、顯要の地歩を占め、海外に遊ぶものが多數であつた。

學問並に禮式で身をたてよう。決意して上京した文藏は、熟々新しい時代の流れを凝視しつゝ、あつたが、窃かに「洋行せねば……」云ふ念願を起した。歐米に遊んで世界に於ける形勢を見るに同時に、新しい學問を修めたいこの熱望に燃えたのであらう。

「洋行せねば……」を考へても、機會を捕へねばならぬ。併し機會を捕へるのが至難である。處が文藏に取つて、又無き好い機會がやつて來た、云ふのは——明治二年三月六日、新政府から長藩出身の山縣有朋、慶藩出身の西郷從道の二新進を「普魯西、佛蘭西ノ兩國ニ遣ハシ、地理、形勢ヲ視察セシム」云ふ辭令が出で、五月中に出發するこゝになつたが、四月七日に山口藩は藩命を以て有名な御厩隊の總督であり、藩の參政として聞えた御厩耕助——乃木將軍の從兄弟——を此の一行に加はらしむるこゝになつたからである。

曩にも記述したやうに、御堀氏は人物、才幹共に卓越し、文は藩學の明倫館にあつて秀才であり、武は江戸の齋藤彌九郎の高弟であつて、齋藤塾の塾長であつた。それ故に長藩の

先進者であつた兵部大輔大村益次郎永敏の後繼者として矚目せられた處の大才であり、長藩内の各隊が相手方と接觸するやうな時には、多く御堀が其の任務に當つてをつた。例へば元治元年十月十一日、俗論黨を討伐するために、進撃して山口に會した各隊に向つて、藩主父子の特使が遣はされ、各隊の代表者と應對した時にも、各隊の代表者として御堀と野村靖之助（後の子爵、野村靖）とがえらまれてをる。山縣公の「懷舊記事」第二卷（四二—三頁）には、

……兩賊（防長）士民たるものは此際に臨みて千辛萬苦を忍び、一に君冤を伸雪して國是を挽回するを勉めざる可からず。徒らに畏避、怯懦にして國辱を増すが如きは、是れ男兒の事に非ざるなり。且夫れ甲を被り、兵を執り、以て國家を軒衛するは、是れ臣子の本分なり。謂れなく兵器を投じ、袴襪を著け、膝を敵の軍門に屈するは、是れ吾輩の決して命を奉ずる能はざる處なりと堂々主意の在る所を辯じて大に使命に反對し、遂に其局を結ぶに至らず。其の間答中に幕命にて兵器を渡せとあらば如何と我（御堀、野村）より問ひたるに、彼（特使）は已むを得ざるなりと答へ、

問「削封の命あれば如何」

答「毛利氏血食を千歳に絶つに勝るなり」

問「然らば君公御父子様の御身上に言ふに忍びざるの命を下したる時は果して如何ぞや」

答「君を輕しとし、社稷を重しとするは、今日に在つて實に止むを得ざるなり」

と。之を聞きて野村等は覺えず聲を發して驚き入ると叫びたり。御堀は容を改め、色を勵まして正使に向ひ「上野殿(時の正使毛利上野)はいかゞ考へなざるや」と問ひければ、上野は逡巡答ふる能はず。野村は大聲して曰く「公等は國賊と云ふべし。決して君命を傳ふるの正使に非ざるなり。君公をして割腹せしむるを甘んずるものは國賊に非ずして何ぞや」。御堀は語を續て曰く「國賊を此儘に捨置くべきに非ざれども、場所柄なれば暫く猶豫し、且つ諸君の悔悟、謝罪を待つ」と蹶起して俱に其席を去れり。上野等の正副使は恐怖して駕を命するに違なく、夜に乗じて山口を脱走し、萩に歸りたり。御堀等は歸途、予の家に會合して此事を議せり。

「云ふやうな一節があり、更に御堀の名は「懷舊記事」五卷中の隨所に見え、常に樞要の役

割を演じてをる。唯だ御堀は御楯隊の總督として名があつたのみでなく、後藩に於て重用せられ、慶應二年九月二日、廣澤兵助(後の參議、眞臣)、井上聞多(後の侯爵、馨)等ミ幕府の講和使勝安房守ミ嚴島の大願寺に應接した時には、春木強四郎の變名を以て列席したが、後に參政に進み、木戸、廣澤、御堀ミ仰がれた。又更に祕命を帯びて京阪の地で西郷(吉之助、隆盛)等に會見し、常に十分に其の使命を果した人物である。

その御堀耕助は新政府から派遣せられる山縣、小西郷ミ同伴し、十月二十二日には政府から「歐洲ノ地理、形勢ヲ視察セシム」るの命にも亦接したのである。夙に文藏の心服してをる従兄の御堀氏が歐羅巴に藩命で行く。ミ聞いて文藏の心臓は俄かに高鳴らざるを得ぬ。「好機は來た、捕へなければならぬ!」ミ文藏は、直ちに東京を發して山口に到り、御堀を訪ふて眞率に其の希望を述べ、

「假令私は貴兄の下に奴僕ミなつても宜しう御坐います。歐羅巴に渡航が出来さへすれ

ば、私の目的を達することに出来るので御座いますから……」

「熱誠を傾けて懇請した。日頃は極めて口数の少ない文蔵であつたが、この日は雄辯に其所信を語つて餘蘊がなかつた。耳を文蔵の述べる一々に傾けてゐた耕助は、その言葉が終つてからも、猶ほ黙々として静かに文蔵を見てゐたが、

「乃木！ それは駄目ぢや」

「答へた。この壓するやうな耕助の聲は、文蔵をして思はず耕助の顔を凝視させた。御堀は六尺豊かの端嚴な偉丈夫であり、又其の辯も壯重であつたが、抑へるやうに——凝視しつつある文蔵を鋭く見詰めたが、

「苟くも男子の一言、一行は公明、且つ正大でなければならぬ。然るに希望を達するためには手段を選ばず、他人の奴僕たるを厭はず渡歐したいと云ふのは、何たる卑屈な考へぢや。その熱情は儂も十分に諒するが、卑屈な考へは國士の最も忌避する處でなければならぬ。卿も男子ぢや、他人に恃まず、自分の力によつて洋行することに耽り心掛けるがい、

「ぢやらう」

「誨へるやうに力強く語つた。その目的を達することに出来ぬと知つて、悄然と首をうなだれてゐる文蔵に、御堀氏は、如何にも優しく、併し突如として、

「時に乃木、卿は文學を以つてたつ決意が十分についてゐるのか、それとも武人として立つ心算か」

「と問ふのであつた。斯く質問されて聊か文蔵は迷ふた。と云ふのは——文學で身をたてることに決意してゐるが、新しい時代の展開と共に、この決意にも今は微動を免かれなかつたからである。黙してゐる文蔵に向つて、

「儂は率直に卿に忠告する。文學でたつこともいいぢやらう。併し時勢は未だ武力を最も必要とする。管に國內のここから推してのみ左様に云ふのぢやない。新日本の將來に考へ、東洋の形勢から察しても、斯く斷言し得るここぢや。卿も國家の爲に有用の器ぢやから武人として立つやうにせい。何時か儂は忠告しようと思つてゐるが、今日は丁度いい機

會ぢや」

「諭すのであつた。この忠告は父の希次からも受け、又更に玉木翁からもあつた。併し御堀から時勢、新日本の前途に立脚して説かれては、遂に文藏も動かすにはゐられなかつた。而して文藏が「文學を以てたつか、武人にして身をたてようか」に迷ひつゝあることを察してゐた耕助は、

「……目的は單一でなければ、決して達成し得るものでない。又其の目的の大小が之を達成する上に異常の影響があるものであるから——單一に、確實にたて、立てた以上は其の達成の爲に邁往し、斷じて右顧、左盼してはならぬ。乃木！ 卿も決心して新政府の陸軍に出るのぢや」

「亦重ねて諭した。斯く懇切に諭されては文藏も考へた。考へ亦考へざるを得なかつたのである。而して決心は定まつた。明治二年十一月、乃木文藏は藩命に依つて伏見の御親兵々營に入營し、フランス式の練習を受けることになつた。乃木將軍は、佐官時代まで屢々此の

御堀耕助からの忠告を語り、迷へる青年に向つて、

「儂も御堀に諭されて陸軍に出ることになつたのぢや。卿も目的を定めて邁往せにやいかんぢやないか。目的は須く單一であり、立てた以上は之を達成するために邁往せねばならぬ。そこに困難も不可能もあらう道理がない。語學が餘り出来ぬか、或は數學が不得手であるか、勝手なことを云ふが、それは一笑に附すべきもので、男子が一旦其の目的を選び、これに向つて邁往することになつた以上は、前途に横たはる障礙を排撃し、征服するあるのみである。

それに就て實例がある。大村兵部大輔（益次郎、永敏）は、長州の大先輩であり、又我が陸軍の創設者であるが、最初は殆んど無學であり、武骨一片の人であつた。然るに次第に人の上長となり、團體の頭に推戴せられるやうになつてからは、漸く無學では其の職責を果すことの困難を覺り、且つ部下に往々にして學問に秀で、武道に達したもの、あるを思ひ、かゝるもの、上長に仰がる、以上は、これに過ぎた學問がなければならぬと考

へるやうになつたので、四十を越してから四書を繙き、夜更けて窃かに勉強した。處が部下は之を發見して、隊長は毎夜晩くまで行燈に羽織を掛け、燈の外部に洩れぬやうにして書見をしてをらしい。何を人知れず讀んでゐるか、一つ吾々が突然入つて質問して見ようではないか云ふことになつた。

そこで部下の選まれた者が其の機會を狙つてゐた。こは知らぬので、大村さんは例のやうに夜更けて頻りに勉強してをつた。然るに機會を待つてゐた人々は、俄かに大村さんを襲ふたので、素早く大村さんは讀んでゐた書物を膝下に秘し、他意なきもの、やうに諸君は何の要件か問ふた。不意の侵入者も他意なきもの、如く要件を述べ、雑談の後に隊長が今讀んでゐられたのは何であるか質問した。その時に大村さんは膝下から論語を出し、極めて率直に自分は學問がなく、部下には文武に秀でたものがある。こ、に於て多數のもの、長なるには、それ丈け修養せねばならぬものであると感じたので、斯く夜更けて窃かに讀書してをる旨を告白した。而して大村さんは其の部下から慕はれ、敬せられた

のみでなく、大才にして名を不朽に垂れるこにもなつた。

大村さんのやうなえらい人物でも然りである。未だ青年の士が語學がごうだこか、數學が何こか自分から其の愚劣を語るやうな行動のあるのは、實に唾棄すべきである。須らく目的を選び、目的を選んだ以上は之に邁往し、貫徹するに非ざる以上は止むべきでない。薄志弱行は何れの時代に於ても忌避すべきもので、青年は青年らしく、單一に其の目的を選び、それに向つて突進しなくてはならぬ。儂は御堀に誨へられて目的を定め、これに向つて突進した」

「懇切に諭すのであつた。御堀氏の忠告なかつせば、或は「乃木將軍云ふものはなかつたか知れぬ」吾々にも考へられるのである。

◇ 巨人成長の途へ

御堀氏の意見には父の希次も、勿論、大に賛成であつたが、伴りなしに文蔵も動かされた

ので、陸軍に出る決心をした。新日本の將來に稽へて武人たるこゝが君國に盡す最善の法である。確信したからでなければならぬ。殊に伏見の御親兵々營の創設者が御堀氏の信頼を受けてをる先輩であり、長藩出の巨人であつた大村益次郎永敏であつたので、文藏のためにも大に都合が宜しかつたであらう。「御親兵」は現在の「近衛兵」であり、兵營は今の伏見工兵大隊のある所にあつたのである。

然るに伏見の御親兵々營に入つた翌年の正月、俄かに歸藩を命ぜられた。こ云ふのは——舊藩時代の防長にあつて常に干戈を取つてゐた奇兵隊とか、御榎隊、集義隊……は、祖國を守つて偉勳を録したが、この諸隊も新しい時代の漸く展開するに共に、その必要がなくなつたので、當然の歸結として解散せられることになつた。處が隊中に大に不平を訴へるものがあり、解散に關する處置に就て不服を唱へるものが簇出した。而して彼等は新しい團隊を成し、新しい隊名を附け、猛烈なデモンストレーションに出で、以て「藩主に問ひ、要求する處がある」と呼號するに至つた。幕軍を惱まし、藩内の俗論黨を憎伏せしめた猛者を集め

た諸隊であつたので、指揮者が無名の士であつても、その力は輕視し得るものでない。遂に暴動化してしまつたのである。

こゝに於て諸隊の幹部連は長府に集まり、又藩の要路者も協議し、不平組の討伐に就て善處するこゝになつたが、その勢ひが猖獗であり、決して輕侮し得るものでないこゝが次第に明かになつたので、伏見に派遣してある人々をも召還するこゝになつた。明治二、三年に長藩は、早くも武人の失業問題に悩み、血を同胞が流して解決せねばならぬ痛ましい結果に至つた。そして急報に接した伏見の文藏等は、所屬の上長官から許可を得て、明治三年正月下旬、俄かに出發して歸つたのである。

斯くして長府に歸つた文藏は、正式に伏見で受けた新規のフランス式の訓練を示した。かう云ふやうに伏見に於て文藏が武人の歩一步を踏出したこゝを長府の友人達も承知してゐなかつたので、少からず刮目したが、殊に規律、節制ある練兵振りには何人も感服し、藩の要路のものも甚だ信頼するこゝ深かつた。この新式の訓練法で指揮する豊浦藩の軍隊は、不平

組の討伐に當つても、目醒ましい活動をなした。その時の戦場になつたのは金古曾——現在の山口町——で、不平組の戦鋒も鋭かつたが、名分正しからざる背景がないので、左のみ大事に至らず弾壓せられてしまつた。そして此の機會に文藏も若い將校にして其の才幹を大に發揮したのである。

暴動は斯くして弾壓せられてしまつた。そこで文藏は再び伏見に歸り、續いて訓練を受けることになつたが、この時長府から同行したのは、諏訪好和、友田義喬、本莊維由、井上次郎、桂彌一等の五名であり、一行は下ノ關から黒船——汽船——に乗つた。處が客船でなく、荷物船であつたがために、豚も同居せしむる云ふ非常な虐待振りであつた。血氣盛んであり、又藩からの選拔生てふ自負もあつたので、

「何たる非禮ぢや。動物扱ひを黙止するが如きは、斷じて吾々のこぢぢやない、大に船長に對して談判しよう」

云ふことになつて、船長に向つて談判すべく、將に特使が發せられようとする。その時

まで沈黙してゐた文藏は、頻りに激昂する人々に對し、如何にも優しく、又何もはなしに之を威壓するもの、やうに、

「船長に待遇上のことを談判する云ふのは面白くないと思ふ。吾々は既に乗船の際から之に相當する賃金を拂つてをるのみでなく、武人として立つ吾々は、出来るだけ困苦に堪へる習慣をつけてをかねばならぬ。殊に大阪まで行けば上陸するので、その間の我慢が出來ぬ譯はない」

眞摯に其の意見を述べるのであつた。成程、文藏の云ふのが道理あり、反對し能ふものでないので、遂に船長に對する談判は沙汰済みとなり、不平ながらも五名は黙し、辛棒することになつたのである。

明治三年三月、かう云ふやうにして五名と共に伏見に歸つた文藏は、同行した人々をして窃かに刮目せしむるやうな精勵振りで、その七月には京都の鴨河東にある御親兵々營の練兵係——伍長——に轉任を命ぜられた。即ち伏見にある御親兵の兵營に云ふのは、現在の士官

校下士の養成所を合同したやうなもので、その何れに文蔵は入つたか不明であるが、兎に角抜かれて練兵係になつたここから推測すれば、その成績の特に優秀であつたことを思ふべきであり、武人として其の才幹の夙に伸張しつゝ、あつたことをトすべきであらう。京都河東御親兵練兵掛として好き教導となり、上長官からも、兵士の間にあつても信望の厚かつた文蔵は、在任僅かに五箇月、明治三年十二月二十日、藩から歸還を命ぜられ、再び長府に歸るこゝになつたのである。

◇ 京都退去の密議

長府藩から派遣せられ、フランス式の訓練を受けてゐた文蔵——未だ生徒であつたものが——は京都の兵營付となり、練兵掛といふ立派な一人前の教官に任ぜられたので、その成績の甚だ優秀であつたことを思ふべきである。處が突如として變な風評が文蔵の耳にも亦入つた。勿論、それは誰が流布したとも分らぬが、「今度の卒業生は下士に任ぜられるらしい」

いふのである。更に「京都に遣られた乃木なんかも、練兵係を仰付けられてゐるだらう。練兵係なんか下士のやるこゝぢやヨ」これも云ふ。この噂は亦更に各方面に流布せられ、漸く注意せられるやうになつた。

何しろ伏見の御親兵の兵營には各藩から選まれた青年が来て訓練せられてゐるので、かう云ふ風評に對しても神経を尖らせる。地位を云ふよりも、その面目を考へるこゝが一段強

「おい、聞たか」

「ウム、例の風評ぢやらう」

「左様ぢや、貴様何ぞかんがへる？」

「何ぞかんがへるたつて……下士なんかに任ぜられては、郷黨に何の面目あつて見えるこゝが出来のぢや」

「同感ぢやヨ、吾々は兎に角選まれて此處に入つたのぢや。下士になるためにやつて來た

のぢやないからなア」

「ぢやが、萬一にも風評通りに下士にでも任せられるやうなこゝがあつたならば、貴様は何もするのぢや」

「絶対に受けないまでヨ。我輩は直ちに歸郷するさア、ウム、武人にしてたつ望みを奇麗に抛つまでぢや」

「フム、左様か、俺も決心しよう」

「云ふやうな不平の聲が此處、彼處に聞えるやうになつた。而して逸早く何かの理由を附して歸國したものもある云ふ。勿論、これは表面に出たこゝでなく、内密の話であるが、以上の如き流説に基づくものでなく、別の原因から長府藩の六名のもの、間にも「……伏見を去らうではないか」この密議が交されるこゝになつた。

明治三年八月の或日、雨降つた日の夕方のこゝであつたが、乃木、桂、井上、諏訪、本莊、友田の六名は、觀月橋の附近に於て月見をするこゝになつた。月の未だ出でざるに、雨

後の宇治を見て文藏は頻りに詩作に耽り、他のものも亦思ひ／＼に清遊した。聽て談話は其の將來に對する進退に及んで、

「現状の儘に練習し、これを終つても、政府は直ちに吾々を士官として採るのでなく、各自藩に引取つて、武人たるべきものを吾々が訓練する云ふ役目に従ふのみで、それが完了すれば不必要になる。謂はゞ荷物を運ぶ人夫のやうなもので、この港から荷物を持つて彼處に行き、そこに居るものに引渡せば、それで役目は済む。さう云ふ役目を果たすために便々此の伏見に止まるこゝは熟考せねばならぬ」

「伴りなしに眞情を語るものがあつた。この事は六名の誰もが念頭にこびりついてゐるものであつたので、眞剣に語り、腹藏なく其の所感は述べられ、中途に於て廢學して歸るも亦可なりとするものもあつた。然るに文藏は之に反對し、

「……歸藩して何になる？ 吾々が斯く武人にして立つ決心をなし、その教育を受けてゐる以上は、今、前途を考へて悲觀し、歸藩するよりは、一步を進めて沼津に行くか、又或

は藩の要路に談じ、長府に練兵所を設置させて根本的にやることにせねばならぬ。併し藩自らの力で外人を備ひ、規模を大きくしてやることは、實現が不可能であらう。そこで吾こしては沼津に行つて根本からやるが最も良策でなければならぬ」

「地理路正しく、諄々述べるのであつた。この文藏の説には五名のものも大に敬服し、且つ同感であつたので、「沼津行」を實現しよう云ふことに一致した。蓋し當時に於ける沼津には語學校があり、外人があつて根本的に教練してをつたので、そこに遊學して六名のものも、外國人から直接教練せられ、積極的に武人として修養しよう云ふ希望に出で、その實現を期したのである。

「沼津行」は一人の反對者もなく、實現しよう云ふことになつたが、偕て伏見を去り、沼津に行くに必要なものは金である。その金を如何にして得るか、問題で、これには六名のものも閉口した。併し「大阪にゐる藩の重役に談判したら何さかなるだらう」云ふので、桂彌一、本莊維由が金策使として大阪に行き、藩の重役に諮ることになつた。……二人は大

に智囊を傾け、目的を必ず貫徹しよう云ふので、伏見から船で大阪に下り、緊張して長府藩の以前の倉屋敷に到着した。處が仕合せなこころには、藩の會計を司つてをる懇意な印藤氏（後の豊永長吉）も來合せてゐたので、桂、本莊の二人は阪本龍馬が越前公——春嶽——を説伏した故智に倣ひ、大に自説を述べて同意を求めた。然るに案外にも易く賛成を受け、

「確かに良策ぢやらう。併し費用は何程位あつたらいい、か」

「云ふまでになつた。勿論、さう云ふ金額に就ては、伏見でも考へられてゐなかつたので、窃かに二人も困つたが、餘り少額では風呂敷の手前もあるので、聊か誇張に失するか、掛念したが、堂々こ、

「三百兩もあつたら結構でせう」

「答へた。當時の三百兩は大金であつたが、驚くものもなく、反對するものもなく、聽て二人の前に立派に三百兩が持出された。こゝに於て二人は大に得意を感じ、大阪から船で伏見に歸り、同志に之を報告し、直ちに沼津に向つて出發しよう云ふので、伍長として大に

信任ある文蔵が時の上司——聯隊長の田中春風——に退營の許可を受けることになつた。沼津行を提唱し、熱心なる賛成者である文蔵は、上司に對して事情を述べ、速かに退營の許可を乞ふた。處が上司は驚き、且つ慰諭し、如何にしても退營を許さなかつた。沼津行は實行し能はぬことになつたのである。

こゝに於て六名の失望は甚だしかつたが、許可なくして沼津行は出来ぬので、三百金は大阪にゐる藩の重役に返し、不満ながら伏見に止まつたが、明治三年十二月二十日、漸く藩命に依つて退營、歸國することになつた。處が文蔵には別に餘裕がないので當惑した。ミ云ふのは——旅費が不十分であつたので、自腹を切らねばならぬことになつたからである。

同時に此の伏見に派遣せられて来た人々も歸るので、相談すれば何かならぬこともなくなかつたであらう。併し御堀からも「自分の力で何事もやれ！」と諭され、父の希次も絶えず男子は決して他人に依つてなすべきものでないことを訓戒してをる。殊に突差の時に自分の力で解決することは、又以て良き試煉でなければならぬ。ミ考へた文蔵は、豫て希次から譲られ

た太刀に穿めてある切羽が黄金製であることに氣付いたので、それを賣つて流用することに決し、直ちに實行した。貧乏な乃木家に立派な黄金製の切羽の穿めてある太刀が藏せられてゐたことも、如何に大丈夫としての希次の覺悟の美しいものであつたかを諒會すべき好き左券なるであらう。

武士の魂である太刀の附屬品を賣却したのは、決して文蔵にもいゝこと、は考へられなかつた。そこで長府に歸つてから率直に此のこゝを文蔵は父に告白し、且つ事情の已むをえなかつたことを縷述して詫びた。然るに希次は極めて機嫌よく、

「フム、左様ぢやつたか。それはいゝことをした。決して失態ではなく、最も機宜に適つた處置ぢや。太刀は其の刀身こそ武士に取つて重要な魂ぢやが、謂はゞ切羽は飾りものに過ぎぬ。その飾りものを賣却して自ら急場を救つたことは、武士にして少しも耻辱でなく、他人に向つて立換へを乞ふ不覺に比すべくもない。儂は衷心から卿の處置を喜ぶ。いゝ事をしたものぢや。將來も其の心掛けを忘れぬやうにせねばならぬ」

ミ文藏の取つた措置を稱し、平生の訓戒の決して徒齋にあらざりしこころを喜ぶのであつたが、同時に乃木家の教育を想ふべき挿話である云ふも不可ないであらう。

この伏見の御親兵の兵營を去る密談、沼津行金策……云ふやうな内秘は、誰も想像だにしなかつたであらう。未だ發表せられてゐないやうであるが、長府に於ても實情を知るものは尠少に過ぎなかつた。斯くて明治四年一月十日、二十三歳の乃木文藏は豊浦藩（長府は斯く改稱せられてゐた）陸軍練兵教官に云ふに任用せられ、伏見及び京都から齎した新式の練兵法で藩から陸軍に出す壯丁を訓練するこころになつた。當時は我が陸軍の創始期であり、徴兵制の施行せられてゐない時であつたので、各藩から御親兵を養成し、又更に鎮臺兵を養成して之を全國に配置するこころになつたので、豊浦藩陸軍練兵教官に任せられた文藏は、第一次の要件として御親兵、第二次の任務として鎮臺兵を教育し、何れをも立派に卒業させたのである。

當時に於ける文藏は色の蒼白く見える優形の美青年であつたが、溫柔さうに見える優形の美青年の文藏がフランス式の洋装で、長劍を取つて壯丁を指揮する姿は、錦繪にでも見るやうであつた。後年の鬚髯殿めしい乃木將軍に對照し、その反襯に少からず興味が感ぜられたこのこころである。

◇ 炯眼の黒田清隆

豊浦藩陸軍練兵教官としての文藏は、その責任も重かつたが、多忙であつた。併し訓練は巧みであり、教導もいゝので、極めて評判が宜しかつた。然るに評判の好かつた文藏が御親兵を教育してしまつても、又更に鎮臺兵を卒業させてからも、猶ほ士官に任せられるこころなく、依然として長府にゐるので、文藏を知るものは疑問を挿まずにはゐられなかつた。こころ云ふのは——伏見の御親兵々營に於て同窓であつた本莊維由は御親兵の陸軍大尉に、友田義喬は鎮臺兵の陸軍中尉に抜かれたが、その他の諏訪、井上、桂のみでなく、乃木文藏も亦選

に洩れてしまつたからである。

我が文藏は洩れた。學問に秀で、練兵上の手腕も認められた文藏が御親兵にも、鎮臺兵にも、士官に任ぜられなかつたので、誰も不審に堪へぬらしかつた。併し希次の子であり、希次は新政府の知友から仕官を勧められても、既に老齡なるの故に固辭してゐたので、その子の文藏が必ず登用せられるであらうと考へられてゐたが、餘りに文藏の抜かれる氣配がないので、漸く「乃木は御親兵の士官に洩れ、又更に鎮臺兵の士官にも落ちたさうぢや」さか反對に「さう云ふ筈棒なこがあるものか、乃木のは望みが一段と高いのぢやヨ、少尉や中尉は眼中にないのだらう」さか噂があつた。

この風評に對し、冷然としてゐた我が文藏には、心竊かに恃む或物があつたのであらうか。それとも再び學問で身をたてようとの念願が燃えたか。決して左様でなかつた。武人として立つ決意には變りがなかつたが、事實に於て文藏は御親兵の士官にも、鎮臺兵のそれにも拔擢を受けなかつた。陸軍に出る最初のチャンスを逸したが、その爲に心服せる御堀氏の

歸朝を迎へ、卓越せる議論と新日本の將來に對する抱負とを聴く機會に接した。如何に之れが文藏の其の前途に幸したかは、贅説を須ひないであらう。將軍も後年之を回想して語つてゐたが、明治四年は文藏に取つて、最も意義の深い記念の年であつた。

明治二年五月二十四日、山縣、小西郷と同伴して歐羅巴に差遣された御堀耕助は、出發に臨み、馬關に於て咯血し、或は渡歐も中止せなればせぬかと考へられたが、長崎に到り、ここに暫く静養し、漸く快方に向つたので、横濱に向ひ、横濱から米國を経て渡歐し、翌三年の八月に一行と共に歸朝したに拘はらず、宿痾が癒えないので、その大才を新政府のために縦横に試みるこゝが出来ず、歸朝と共に静養に努めるこゝになつた。病氣が何しろ病氣であるので、暖い土地がい、御堀氏と親善の薩州出の人々が、

「鹿兒島は南國氣分のい、土地柄ぢや。必ず尊公の病氣にも利くこゝぢやらう。保養のために行かれるこゝにせられい」
と頻りに勸説するので、王政維新に人材雲のやうに輩出した鹿兒島てふ土地に親しむため

に友情に任せ、歸朝した翌々月に薩南の人になつた。御堀耕助が鹿兒島に滞在してをる期間の旅舎として島津家の立派な磯の洋館があてられ、正副の町年寄役が賄方を召連れて詰切り、極めて鄭重の待遇をなすに共に、雇洋醫ウキース外一人の醫師を隔日に往診せしめ、一週必ず一回は重役が慰問使として差遣されてゐた云ふ。勿論、山口藩からも醫師、看護婦その他數人の隨行があり、藩主から百兩の療養費をおくられもした。如何に御堀氏の地位が薩長の間に重視せられてゐたかを察すべきであらう。

明治四年三月下旬に至り、漸く輕快したので、御堀氏は島津家の軍艦を以て長崎に到り、又長崎からは毛利家の軍艦に迎へられ、乳牛二頭並に搾乳技手一人を伴ふて馬關に入り、ここに十日許り滞在し、轉じて周防の三田尻の宮市大專坊に入つて保養したが、決して樂觀し得るものでなかつた。失望の外なかつたが、祖國愛に灼熱しつゝ、ある此の巨人の眼中には、唯だ邦家の前途を思ふ赤心も百年の後に獻替する燃えるやうな經綸があるのみであつた。病勢が進むと同時に、この人の知己、友人に對する遺囑は切なるものがあり、熱も加重せら

れた。そして病床にある御堀氏から文藏も誨へらるゝ處少からず、多くのものを培はれたのである。

馬關にゐる間にも文藏は御堀氏を見舞ひ、三田尻に轉地してからも、屢々訪ふたが、殊に病狀が殆んど絶望である云ふので、御堀氏の知己、友人は口にしそしないが、いろいろの名目の下に訪問し、痛しくも告別の意を暗々に表するのであつた。或日、例のやうに文藏が訪へば、既に先客があり、頻りに病室に於て懇談が重ねられてをるらしい。家族も同じい文藏のこゝみであるので、隣室に控へてをつた。處が、

「乃木か、入れ！」

「御堀氏が病床から招くので、文藏は入つた。そこには體軀の極めて堂々たる偉丈夫が窮窟さうに坐つてをる。そして入つた文藏を見る眼光の鋭いこゝも印象されたが、御堀氏は文藏を顧みて、

「この方は黒田さんぢや。黒田さん、これは僕の從弟で、乃木文藏も申すもので御坐る。

將來宜しく御引廻しを御願ひまする」

「無造作に紹介し、且つ率直に其の將來を托するのであつた。文藏は極めて鄭重に一禮し、改めて相手を見た。御堀氏が「黒田さん」を親密さうに呼びかけた人物こそは、時の陸軍中將黒田清隆で、時に我國の陸軍部に大將は唯だ一人、それは大西郷であり、中將も僅かに二人で、長山縣の薩の黒田であつた。その黒田に親しく紹介されたので、流石に我が文藏も胸のきめきを多分に感じたことであらう。黒田中將は、

「ホホオ、豊浦藩の陸軍練兵教官で、お世話したか。それは御苦勞ぢやつた。何しろ國家の將來は青年に負ふ處大ぢやで、貴君にも御骨折りをねがはんけりやならぬこゝが多々あるぢやらう」

「こゝ隔意なく語るのであつた。……二人の間に談話も未だ相當にあるらしいので、間もなく文藏は辭したが、明治四年五月十三日、大才を抱いて囑望せられながら御堀氏は、年齒漸く三十有一にして三田尻に病歿してしまつた。新政府の人々も其の長逝を惜しんだが、殊に文

藏には痛ましいものであり、「白日のために暗し」の悲哀を禁ずることか出来なかつた。涙は止度もなく、拭ふても亦拭ふても流れるのであつた。

悲痛の裡にも、聽て文藏は快報に接した。御親兵にも、鎮臺兵にも士官として任ぜられなかつた文藏は、俄かに當局の内命に接し、その年の八月に上京し、十一月二十三日には、陸軍少佐に任ぜられた。明治四年十一月二十三日、前豊浦藩陸軍練兵教官乃木文藏は、二十三の青年であつたにもか、はらず、新政府の陸軍少佐に任ぜられたのである。その時に文藏も極めて満足であつたであらう。親しい友人に、

「明治四年八月に當局から内命があつたので上京したが、勿論、任用せられるにしても、左様に速かに實現するは考へてゐなかつた。然るに十一月二十二日に黒田中將を訪問して親しく内意を聞き、翌日には早や辭令が出た。儂の生涯で何より愉快ぢやつたのは、この日ぢや。明治四年十一月二十三日は今でも暗記してゐる」

「こゝ云ふ意味のこゝを語つたは仄聞してゐるが、陸軍少佐に任ぜられたこゝが文藏には確か

に満足であつたに違ひない。ミ云ふのは——當時の乃木氏はハイカラで、陸軍に出る以前、誰からかもらつたミ立派なフランス式の軍帽を用ひてゐたが、それは大尉の被るものであつた。この事から推察しても窃かに「大尉より下に任用されることはないだらう」ミ期待してゐたかも知れぬ。さう云ふやうに忖度せられぬこともない。然るに大尉より遙かに高級の陸軍少佐に任ぜられたので、流石に大なる満足を感じることが出来なかつたであらう。任官してから数日後のこゝであるが、當時築地にゐた桂彌一氏を腕車に乗つて訪問した乃木氏は、新しい陸軍少佐の服装であつた。そして

「僕が今日は御馳走しよう」

ミ桂氏を誘ひ、附近の料理屋で一盞を傾けた。乃木家が長府に移つて以來——二人の間は竹馬の友であり、且つ相許す仲でもあつたので、大に痛飲し、快談したが、聽て新任の少佐殿は「任官した日の記念に」もミ制服で撮つた寫眞を懐から取出して桂氏に贈つた。その裏には、

東京中六番町三十四番地

侍従太田左門寄留

乃木希典

ミ記されてあつた。太田左門ミは、乃木將軍の叔父(希次の弟)になる太田要藏の第二子であり、屢々記した御堀耕助の弟であつて、後毛利姓を冒した正四位侍従毛利左門のこゝでありますが、この従兄にも少からず世話になつたミ云ふ。御堀氏に訓導され、太田氏に庇護を受け、こゝに陸軍少佐に任官した乃木希典は、後年甥の傳造(海軍大佐。小笠原キネ子刀自の次男)を以て御堀家を再興せしめたのも、毛利左門ミ熟識した結果であり、その舊誼を忘れることが出来なかつたがためでなければならぬ。

後年「長の陸軍」ミ唱へられた長州から出た文藏が薩の黒田に依つて風鑑せられたのは、頗る興味あるこゝでなければならぬが、乃木將軍の口から「黒田」ミ云ふ言葉を耳にしたも

のは左程に多くなかつたであらうが、明治二十一年六月十一日、乃木少将が歐羅巴から歸朝して間もなく、時の内閣總理大臣であつた伯爵黒田清隆が虎髯殿しく、馬車を驅つて赤阪の乃木邸を訪問し、親しく歸朝の祝をのべたこころがある。

現在の乃木邸の新築せられる前のこころで、當時のそれは甚だ粗末なものであり、立關の屋根は毀れたまゝで、雨漏の跡が奇麗に壁をたぎつて、無数の繪や文字のやうなものが描かれてゐた。門前に美しい馬車を棄てた堂々たる偉丈夫は、門内に入るに同時に、帽子を取り、そこに立つてゐる書生に向つて、

「こゝが乃木さんの御屋敷かネ」

こ問ふのであつた。書生の許田氏——英作——は、この人が如何なる仁であるかを承知しなかつたが、必ず顯官であるに違ひないと思つたので、

「ハイ。……只今主人は留守で御坐います」

こ答へた。留守であるこ聞いて點頭き、客は微笑しながら破れた立關の上の屋根や雨漏の

跡を仰見てゐるが、纏てポケットから名刺を出して丁寧に會釋し、

「儂は黒田ぢや。乃木さんが歸られたので御祝にまかり出ましたのぢや。御歸になつたら

宜しく御傳へ下さい」

こ如何にも朗かな音聲で述べ、暫く佇立してゐるが、纏て力強く踵をかへして馬車に乗つた。……夜になつて將軍が歸つたので、書生が此のこころを將軍に傳へた。黙つて報告を受けてゐる將軍は、

「ホオ、黒田さんが見えられたか」

こ何もなく意味ありさうに笑つてゐた。明治四年十一月二十三日、黒田中將の斡旋に依つて陸軍少佐に任じ、「儂の生涯で何より愉快ぢやつたのは、この日ぢや」こ乃木將軍が無邪氣に告白したこころ、之を對照すれば、深く興味が感ぜられるのである。

歩兵第十四聯隊長

◇弟妹をも東京へ

明治四年十一月二十三日、陸軍少佐に任ぜられた乃木文藏は、その翌日を以て東京鎮臺第二分營に出張仰付けられ、武人としての第一歩を踏出し、君國のために全身、全霊を捧げることになつた。そして名をも希典に改めたが、前述の如く、當時は從兄弟の太田左門宅に寄留してゐたのである。

然るに翌月には信濃の國上田に出張を命ぜられた。その要件に云ふのは、縣で保管してゐる上田城の武器を陸軍省に移管することになつたので、これを受取るためであり、同時に、そこに分營を設ける任務をも帯びてゐた。乃木少佐は舊佐賀藩から徴集した兵で編成した歩

兵二中隊を引率し、上田に向つたが、出發に際して昵近のものに、

「實に残念なことを致した。儂の生涯に於て容易ならぬ大きな失敗ぢや、豫て心掛けて置かねばならぬことぢやつたが……」

「如何にも慚愧に堪へぬもの、やうに嗟歎する。晴やかに出發せねばならぬのが悲しさうな表情をして「残念なことをした」「實に残念なことを致した」こいふので、

「何が残念なのぢや？」

「友人は、極めて率直に問ふのであつた。依然として「實に残念なことを致した！」を繰返しつゝ、あつた少佐は、

「城廓の受取に云ふ重大な任務を帯びて出張する儂は、不覺にも城受取の故式を學んでゐない。武人として耻づべきことで、父から傳授を受けてをかなかつたのが残念でならぬ」「眞面目に告白し、且つ長歎するのであつた。上田城の受取を以て單簡なる事務的なものさ考慮せず、何處までも武士的に解釋しようとする乃木氏の面目を想ふべく、父への至情を

察すべきであるが、蓋し年少の日に希次から聞かされた義士の物語中の大石が赤穂城を檢使に武士的に引渡したと云ふ一齣を思ひいでた、めでもあらう。この純情は其の一生を通じて秋毫も渝らなかつたのである。

信濃には明治四年十二月から翌年二月まで滞在し、この國の諸藩に於ける城廓、兵器の總てを受理するに共に、適法に處理したつたので、東京に歸つて「東京鎮臺第三分營大貳心得」を命ぜられたが、これが明治五年二月二十七日であり、翌年四月には名古屋鎮臺大貳心得に轉じ、六月に津彦根の舊藩兵で編成した歩兵二個中隊を指揮して金澤に出張を命ぜられ、金澤城に武器を無異に受取り、且つ分營を設けた。この城廓並に武器の受取と云ふことは、未だ殺伐の風が濃厚であり、不穩の傾きが歴然としてゐた明治四、五年に於ては、決して容易でなかつた。事務的の任務であつても、猶ほ一步を誤まれば危険を伴ふものであつたが、年少の我が乃木少佐は此の重責を些の凝滞なしに完了したのである。

ここに記さねばならぬのは、乃木少佐が名古屋に赴任して間もなく、長府から父の希次を



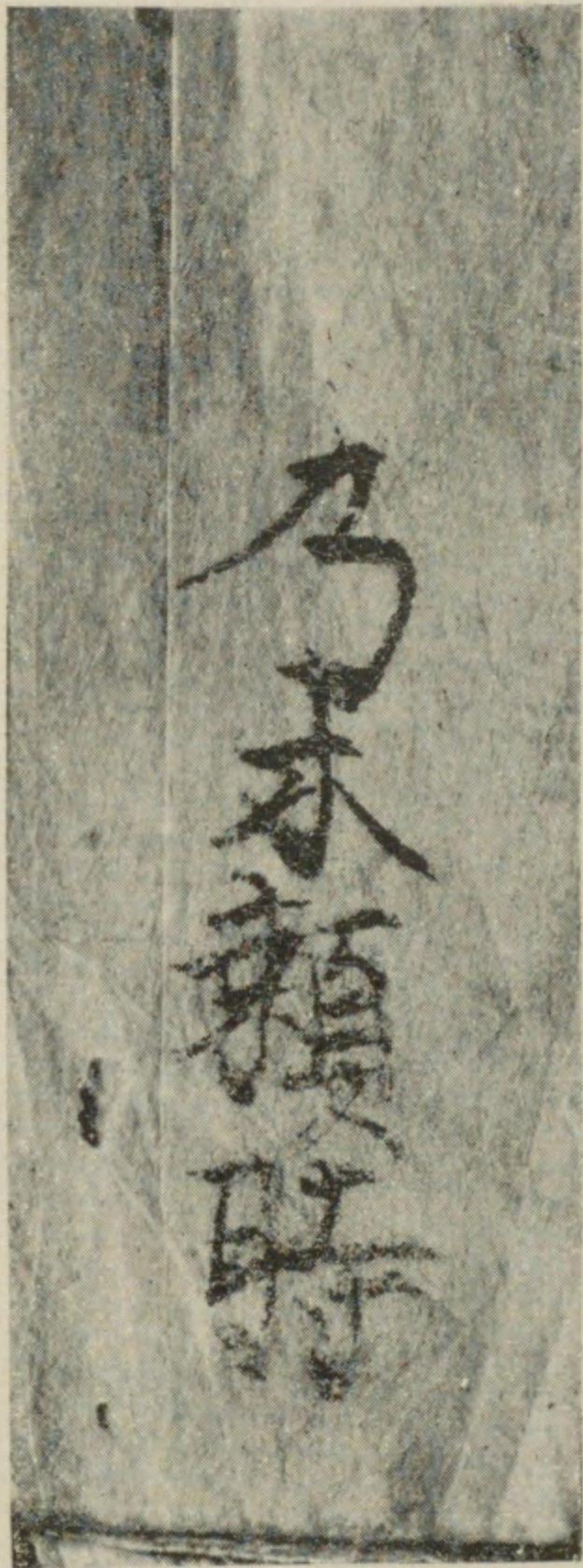
陸軍少佐任官直後桂彌一氏
に贈りし制服姿の寫眞と背
面の自署

(一三五頁參照)

東京中六番町
三拾四番地
侍後太田左門寄函
乃木少佐

桂彌一氏藏

「乃木源三源頼時」名乗りし頃の自署（二九〇頁参照）



乃木伯爵藏

迎へたことである。母の壽子と弟妹達は長府に残してゐるが、名古屋に希次を迎へて同棲したのみでなく、金澤にも伴ふて出張した。希次は金澤から長府町の許田杏一に「當地にも六疊一間に數人住むものも有之……」と云ふ意味の手紙を送つてゐる。これは加賀百萬石の城下にも、かう云ふ生活をしてゐるものがあるとの金澤便のみ淡々に見るべきでなく、長府に於ける往時の乃木家の生活、貧乏のドン底にあつた當年を想ふ希次の感慨を洩したものでなければならぬ。

名古屋鎮臺に在勤するこゝ一箇年餘、乃木少佐は明治七年五月に家事上の理由から辭表を出したが許可にならず、十二日非職となつた。乃木將軍の武人としての四十年の生涯の中に休職が少くなかつたので、部内に於ても「休職」云へば、將軍を直ちに聯想したものである。云ふが、その夥しい休職の最初が之であつた。陸軍に出で、三箇年ならざるに休職となつたのは、以て異數と云ふの不可ないであらう。

休職を命ぜられた少佐は、直ちに希次を奉じて長府に歸り、悠々懐かしい山水の間に休

養し、母や弟妹と語り、知友と心ゆくまで歡談したのみでなく、萩に恩師の玉木翁を訪問し、弟の正誼も語つたが、更に山口に到り、六月、そこに待つてゐた家族と三田尻に出で、従兄の御堀氏の墓参をも終つて東上した。そして東京に於ける住居は、長府藩の御用達であつた麻布市兵衛町の小牧長之助の二階を借りることになつたが、小牧邸の二階に落つたのは、ここに曩に下宿したことがあつたため、後に鉾町に一農人の宅地を買ひ、我劍を鋏にかへて雨降れば読み、晴れば耕耘し、又後に永坂町に轉居した。

かう云ふやうに年少にして休職中であつた乃木少佐も、明治七年九月十日、召されて陸軍卿傳令使を命ぜられたが、當時の陸軍卿は山縣中將(有朋、後の元帥)であつた。陸軍卿傳令使としての乃木少佐は適任者として評判がよろしく、その才幹を認められたがために、後には、當時に於て責任の重い、小倉の歩兵第十四聯隊長心得に抜かれることにもなつた。明治八年九月三十日、自ら志望して習志野野營演習參謀兼勤を命ぜられたのも、要するに少佐の力量が認められた結果でなければならぬ。

◇ 新居は月賦建築

陸軍卿傳令使と云ふのは「副官」のこゝであつて、その任務が忙しくもあり、且つ來客も多い。それに永坂町の住居は餘り手狭であること云ふので、明治八年五月であつたか、少佐のみは書生と馬丁を伴ひ、炊事のためには朝早く來て夜歸る下女を備ふて京橋鎗屋町六番地の新居に移つた。西洋式の建物に住むことになつたのである。

「乃木式」は窮窟な、握飯に梅干の生活と同意語であるかのやうに世間では考へてゐるらしい。處が反對に乃木氏の父子は極めて進歩した生活上の様式を早くから採用してをつた。希次が未だ長府で乏しい生活のドン底にあつた時代にも、その狭い住居を巧みに利用し、エレベーターと同じ様式のものを用ひてゐたことにも著聞し、現に長府に於ける舊邸には其の實物もあるが、子の希典も西洋式の新居に住み、後に新坂に住宅を營むことになつた時にも、現存せる乃木邸のやうに、土地を巧みに應用して文化式の建物を造つてをる。

殊に床下が衛生的にコンクリートで非常に厚くた、かれてをるこは、知るものが尠少であらう。「文化式」の建物に誇りながらも床下に何の考慮も拂はぬ無知な現代人は、乃木式生活に却つて赤面せねばならぬ筈である。

徳川氏が倒壊して輝く王政の復古となり、新政府は歐風、米俗の移植に之れ多忙であり、且つ熱心であつた。而して茫々たる武蔵野の草原の中に石造、煉瓦建の堂々たる家屋を建て名づけて「銀座」ミ呼び、銀座には一丁目、二丁目、三丁目……ミがあり、建物も其の大小、位置、材料に依つて一等、二等、三等……ミ區別があつて、居住するものも地位、収入に應じて建物を取るこを許されたが、建築費は月賦に依つて償却せられるこになつてゐた。乃木少佐の京橋鎗屋町六番地の新居は、二等煉瓦であり、月々十六圓づ、拂つて十五年か、二十箇年後に自分のものになるこ云ふ立派な二階家であつたのである。

銀座の西洋館に引越して後の少佐に就て興味の深い挿話がある。明治八年六月であつたと思ふが、或日、永坂町から令弟の集作氏が少佐のために新調した縦横縞の銘仙の單衣をこ

ぎけて來た。その頃の少佐は未だ軍服のみを著用してをるこ云ふ嚴格さでなく、役所から歸れば和服に替へてくつろぐ書生式の生活をしてをつた。而して當時に於ける少佐の和服は木綿物で、紋付も極めて粗末な鐵色染の木綿ものであつたが、絹物にしては僅かに小紋の拾ミ羽織があるのみであつた。そこに銘仙の單衣が届けられたので、それを著用に及び、白縮緬の大幅の帯をしめ、當時の流行物であつた薄側の金時計を金鎖で帯にくるく巻付け、直ちに少佐は集作氏に寄寓してをる許田氏を同伴して外出した。多分此の日は土曜であつたのであらう。

鎗屋町の自宅を出で、銀座の西洋式の街路を通り、二人の少年達は少佐から詳しい説明を聞きながら何時か江戸橋にでた。江戸橋の郵便局で少佐はハガキに「集作は今夜泊めるから左様御承知ありまし」ミ鉛筆で認めて永坂の乃木家に差出したが、その頃はハガキが五厘であつた。ハガキを認めた少佐は「これでい、」ミ微笑し、二少年を伴ふて淺草に行くこになつた。そこで腕車に乗るこになつたが、當時は二人乗があつたので、それに無造作に少

佐は二人の少年を伴ふて乗つた。處が俣夫が頑として承知せぬ、

「三人乗られては駄目です。ボリス（當時は斯く巡査のこみを呼んでゐた）がなかく八
釜敷ですから……」

「抗議し、易く梶棒を上げようませぬのみでなく、降りなければ、力任せに降り、江戸ッ
子らしく啖呵でも切りさうな劍幕である。俣上の若い少佐はニコ／＼しながら、俣夫の云ふ
こみを面白さうに聞いてゐるたが、

「フーム、三人乗つては駄目云ふのか。それぢや貴公に問ふが、若し夫婦のものが乗つ
て、その妻が臨月の妊婦であつた時には何をする？」

「奇問を發した。この奇問に對しては、流石に頑張つてゐた俣夫も閉口せざるを得なかつ
たらしい。併し巡査から「コヤ／＼！」とやられた経験の多いらしい俣夫は、更に何彼も盛
んに抗辯したにも拘はらず、斷じて少佐は之を受けなかつた。そして、

「若し途中でボリスから文句が出るやうな場合があれば、決して貴公の迷惑にならぬやう

に儂が辯解してやるから早く淺草までやれ！」

「半分は命令するやうに云ふので、遂に俣人も屈してしまつた。斯くして淺草に到り、こ
で見物してから更に上野に廻り、少佐は極めて熱心に彰義隊の攻撃に關する説明を二少年の
ために試み、池ノ端の辨財天の境内の汁粉屋に憩ふこみになつた。當時は多くの茶店があつ
て、上野に遊ぶものに恰好の休憩所になつてゐたものであるが、汁粉屋の店頭に憩ふ三人は、
少からず空腹をも感じてゐたので、汁粉を喰ふこみになつた。少佐は笑ひながら二人の少年
達に、

「今日は喰へるだけ卿等も喰ふがよろしい。何杯喰へるか競争するこみにしよう。ウム、
儂も十分にやるからなア、ハツハハ！」

「哄笑し、且つ女中に「こちらでい、云ふまで持つて來い」を命じた。そして運ぶ汁粉
を三人は盛んにたひらげたが、空になつた容器を皆な名目の身の四圍に置いてあるので、足
の踏場もないやうに汁粉椀が座敷に並べられた。餘り大喰ひの客であるがために、喫驚した

のか、店の女中も全く刮目して三人の前にたち、他店の客や下女までも覗込む云ふ状態であつた。併し少佐も、二少年も悠々として喰ひ、満腹更に満腹するまで止めなかつた。聴て少佐は二少年に、

「未だ注文しようか」

と語つたが、その時には二人も既に満腹してをつたので、言葉を以て返事し得ぬもの、やうに、首を左右に動かすのみであつた。無邪氣な二人の様子を見て微笑しつゝ、あつた少佐は店の女中に向つて、

「最早宜しい、子供達も満腹なさうぢやから……」

と中止を命じたが、この時に少佐の平げた汁粉が三十杯であり、許田氏が二十五杯、集作氏のものが十六杯であつた。斯くて三人は汁粉屋を立出で、又も腕車に乗つて、本郷から呉服橋にゆき、そこで降りて少佐は特に所用のために分け、二人は徒歩で鎗屋町の住居に歸つたのである。

◇ 風鑑者は何處？

忙中閑あり、乃木少佐は土曜日を利用して、斯く淺草、上野に少年を伴ひ、悠遊する。こゝもあつたが、時勢は決して和平でなかつた。否な、險惡の風は澎湃たるもので、明治八、九年時代を維新後の危機に瀕したクライマックスであつた。看做すも、或は不可でないであらう。新政府の基礎が漸く確立しようとする時、征韓論の決裂から、遂に重臣は袂を朝野に分ち、これを轉機として各地に於ける不平の徒は策動し、新政府に拮抗して起つ。氣運は抑へるこゝの出来ぬもの、やうに見えた。當時の我が國情は、文字通り騒然たるものであつた。先づ刮目せられてをつた江藤新平が佐賀に破れ、囚はれて斬罪に處せられても、天下の不平黨を沈静せしむるには足りなかつた。鹿兒島、熊本、萩、秋月、柳河、その他の各地に於ける形勢は、日一日に不穩を加へても、緩和せられる傾きはなかつた。殊に注目せられ、且つ一段に新政府の神經を尖らせたのは、萩に歸臥する前原派に九州に

於ける各地の不平黨の連契、蹶起するにあらざるか——云ふことであつた。この大なる疑惑に對して敏速に考へねばならぬのは、小倉に在つて兩派の連絡を斷ち、死命を制する歩兵第十四聯隊長の問題であつた。然るに險惡の風の澎湃たる時、この歩兵第十四聯隊長は、新政府に不平あつて、萩に歸隊する前參議前原一誠の次弟で、前原ミ全く同腹の陸軍少佐山田額太郎であつた。こゝに於て山田少佐を誡り、その後任者に信頼し得られる人物を遣はすこと、當局者として焦眉の急であつた。若し一日を忽にすれば、形勢の或は逆轉するやも測るべからざるものがあつたからである。

陸軍少佐山田額太郎は、萩藩士佐世彦七の第二子で、同藩の山田家に養嗣となり、大村益次郎の門に兵學を修め、維新後には陸軍に志し、兵學寮に入學した。そして陸軍少佐に任じて大阪鎮臺の大隊長となり、更に桐野利秋に抜かれて熊本鎮臺に赴き、最も任重き小倉の聯隊長に補せられたものであるが、後に山田が痛ましく刑死した時、年齒二十七であり、殉國軍の智囊であつたこゝから推定しても、兵部大輔前原一誠の弟であるがために、陸軍に用

ひられたものでなく、その人物の凡ならざりしこゝを考察すべきであらう。人物、才幹の凡ならざる山田が歩兵第十四聯隊長として小倉に在るのみでなく、兄の前原ミ竊かに氣脈を通じ、その部下と共に反旗を翻しさうな形跡がある云ふので、新政府は山田の罷免と同時に、後任を速かに差向けねばならなかつたのである。

速かに山田を誡り、同時に後任者を赴任せしむるこゝには決したが、さて「誰を簡拔するか」云ふこゝは容易ならぬ大問題であつたであらう。何故かミ質すまでもなく、若し一步を誤れば危険に瀕するものであつたからである。

當時の我が陸軍は、未だ創設して多くの年所を経てゐなかつたが、人物は必ずしも部内に乏しくなかつた。各藩から出た雋秀の士があつて、殆んミ競争するやうに其の力量を十二分に發揮しつゝ、あつたから……この雲のやうな英才の中から「何人を抜いて小倉に赴かしむべきか」は、確かに部内に於ても興味を以て刮目せられたこゝであらうが、首腦部の苦心は決して容易なものでなかつたに違ひない。併し快速に後任者は物色せられ、直ちに赴任を命

ぜられたが、この光榮あり、且つ任重き小倉の聯隊長に拔擢せられたものは、陸軍卿傳令使
陸軍少佐乃木希典であつた。乃木少佐が此の大任を拜したのである。

明治八年十二月四日、陸軍少佐乃木希典は「陸軍卿傳令使ヲ免ジ、熊本鎮臺歩兵第十四聯
隊長心得仰付ケラル」云ふ辭令を受けたが、誰も適任でないを考へるものはなく、陸軍卿
が適材を能く適所に配したと謳歌するのみであつた。云ふのは——當時の陸軍卿の副官
として、乃木少佐は敏腕家てふ好評を博し、人物、才幹に於て非凡であるのみでなく、學問
に於ても造詣の深いこゝが部内に認められてゐたので、前原一誠の弟であり、少壯、且つ
有爲の士として令名のあつた山田少佐の後任者たるこゝは、最も妥當であるを考へられ、こ
の人が赴任すれば、聊か不穩の徴ある小倉の兵營内も、無異なるを得るであらうと期待せら
れたからである。

乃木少佐を抜いて小倉に赴かしむるこゝにしたのは、こゝに改めて説明を須ひるまでもな
く、當時の陸軍卿であつた。陸軍卿の炯眼が乃木少佐を云ふ人物、才幹に於て非凡なる士を

風鑑したのであるが、その陸軍卿は萩藩の出で、我が陸軍の創始者の一人であり、更に政界
の大立物となり、且つ國家の元老として位人臣を極めた偉人の山縣公、當時の陸軍中將山
縣有朋であつた。陸軍卿山縣中將は萩の出身であり、乃木少佐は豊浦藩の士族であつて、
同じ長州の人であるのみでなく、慶應二年六月、乃木氏は豊前ノ國に出戦し、十月に奇兵隊
と合同して力戦した時、山縣氏（狂介）の指揮を受けたこゝがあり、陸軍に出仕して未だ滿
三箇年ならざるに、明治七年五月十二日、名古屋鎮臺在勤を免ぜられて非職となつたにもか
かはらず、九月十日、陸軍卿の副官に任ぜられたのも、山縣中將の風鑑に依るものであつ
たを推せられる。

が、同郷の出身者なるがゆゑにのみ山縣中將は乃木少佐を抜いて小倉に赴かしたもので
なく、看做すべきでなく、公平に陸軍卿として人選をなしたものでなければならぬ。必ず左様で
あつたに違ひないが、乃木少佐は其の先輩から斯く推輓せられるに足る人物であつた。夙に
鑑識せられて大に雄飛すべき器であつたのである。

◇敵には同門の士

陸軍卿の風鑑に逢つた乃木少佐は、年齒正に二十有七の血氣盛りであつた。先輩の私なき推轂に少からず感激し、この知己に報ひるためには、最善を盡し、全力を傾けねばならぬ。必期したこゝであらう。時勢に稽へ、心竊かに生きて都門に入るを豫想しなかつたかも知れぬ。辭令を受けるに行李を整へ、匆惶として任地に向つてをるが、明治八年十二月八日の日記にも「雨、朝兩親、弟妹ニ別レテ家ヲ出ヅ。新橋ステーションニ至ル、車已ニ發セリ。人力車ヲ雇ヒ、高輪邸ニ入り、尊夫人ニ謁ス、公ハ他行ナリ。妹ニ逢、出テ品川ニ氣車ニ取り、横濱ニ至ル。西村新七ノ家ニ入り、乗船ノ事ヲ託ス。船ハ則廣島丸ナリ。船中森寺氏ナル者、小倉ニ至ルト云フヲ見ル。午後四時發港」ニ記してあり、淡々たる間に何物か感ぜられる。

斯くて馬關に著いたのは、その月の十二日であつたが、一水を隔てた任地の小倉には行か

ず、長崎に向ひ、十四日には熊本に入り、鎮臺司令長官野津少將(鎮雄)その他に面晤した。併し單身、直ちに赴任せしむるには、大に考慮せねばならぬ形勢であつたがために、野津少將は參謀の大迫大尉(尙敏、後の大將)を先づ小倉に遣し、山田聯隊長に罷免の辭令を交附せしめるこゝにした。處が意外にも其の私邸の玄關に出で、應接したものは、丁髷姿の堂々たる偉丈夫で、それが前原一誠であつた云ふ。未だ赴任せぬ前から險惡の傾きは歴然たるものであり、その旋渦中に乃木少佐は否應無しに飛入らねばならなかつたのである。前原の弟である山田は蹴られたが、萩の人々は決して失望しなかつた。云ふのは、乃木少佐と共に、玉木文之進の門下であつたものが同志の中に尠少でなく、玉木翁自らは、加盟せずとも、乃木少佐の弟であり、玉木翁の養嗣となつた眞人即ち正誼は、前原に與する錚々たるものであつたからである。少年の日に切々玉木翁を欽慕し、その門下に在つて刻苦した乃木希典であるがゆゑに、これを説伏する必ずしも難事でない多寡を括つてゐたのであらう。執拗に前原派は乃木少佐を同志たらしむべき方法を講じ、頻りに加盟を乞ふて

止めようとしなかつた。

著任後の乃木少佐を説伏すべく、小倉に玉木正誼は屢々到つて力強く訴へる。共に、歩兵第十四聯隊の將士をも熱心に説き、同志たらしめようとした。當時の大隊長であつた青山少佐（後の少將、朗）の如きは正誼のために説かれ、感動したものの、中の一人であつた。後青山少佐は「……玉木氏がビールを一氣に乾し、熱涙をほろ／＼と流し、青山さん！今の時勢を伺ひ御考へになるか——」と冒頭し、滔々述べられた時には、窃かに冷汗を禁ずる。こゝが出来なかつた」に率直に語り、且つ辭表をも出したことを告白したが、説かれて感動したものは青山氏のみでなかつたかも知分らぬ。前任の聯隊長の關係があり、「現任の聯隊長」の令弟に説かれては、意自ら動くものもあつたであらう。

忠誠の念の敦厚である乃木少佐は、恩師の前にも、弟の説得にも、耳を斷乎して傾けなかつた。弟の説得に耳を斷乎して傾けやうとしなかつたのみでなく、弟が同志と共に訪問しても、勿論、膠なく拒否し、且つ彼等の語る行動に就て偵知せる處を鎮臺司令長官に内報

する。共に、萬一の時に準備して其の部下の教育、練磨に努めた。而して執拗に説く正誼は義絶するに至つたが、明治九年十月十日、その正誼が雨降る中を來訪し、窃かに食膳を馬丁に命じてをるので、乃木少佐は黙々としてカステラを與へ、指さして退去を命じた。併し九州の各方面に連契し、窃かに機會の到るを待望しつゝ、ある前原派の首腦者の一人なる弟の旅姿を見た少佐は、轉心を動かさずにするられなかつたのであらう。間もなく追跡して船で馬關に到り、兄弟は鎮海樓に別離の盃を汲交した。

酒盃を取つて雄辯に語る正誼は「兄さんが頑張つた處で駄目です。我が同志は今や連契して起つ亦近いのですからなア」昂然たるものがあつた。左なきだに事態の甚だ容易ならざるを察した少佐は、所屬鎮臺司令長官に人をして速報せしむる。共に、これを陸軍卿にも内報したにか、はらず、冷然として迎へられたが、十月二十四日には熊本に神風連が突如として起り、鎮臺を襲ひ、司令長官並に縣令を其の寓所に於て殺傷した。當時のこゝを少佐は「……其後前原一誠ノ黨類、九州諸縣ノ士族ト交通シ、謀反ノ舉アラントスルヲ自ラ金錢ヲ

擲なげテ之ヲ探知たんちシ、肥後ひごノ神風黨しんぷうたうノ暴動ばうどうノ如キ、豫あらかじメ之ヲ種田少將たねだせうしやうニ報ズト雖モ信しんゼラレズシテ終ニ彼ノ變へんヲ來セリ」ミ手記しゆきしてをる。

神風連しんぷうれんの暴徒ばうとは翌日よくじつを以て鎮定ちんていしたが、これに應じて秋月あきづきの舊藩士きうはんしが二十七日にちに叛旗はんきを翻ひるがへした。併しかし大事たいじに至らず、乃木少佐のぎせうさは之を豊津とよつに破つてをる。然るに翌日よくじつ——明治九年めいじ十月二十八日とくわつ、山口縣士族前原一誠やまぐちせんしぞくまへばらは、天下てんかに訴ふるの檄文げきぶんを發し、その同志どうしミ萩の城下はぎに起つたので、これに響應へんやうするもの少からざるの形勢けいせいも見えたにか、はらず、前原一黨まへばらの策戰さくせん餘りに拙劣せつれつであつたのミ鹿兒島かごしまが自重じぢゆうして動かなかつたので、新政府しんせいふのために脅威けうゐたるに至いたらなかつたが、乃木少佐のぎせうさの偵知ていぢせる處が次第しだいに具象化ぐじやうくわし、輕燥けいそうに涉るものでないこも首肯しゆけんせられた。併しかし「乃木のぎには確かに先見せんけんの明があつた」ミ感服かんぷくせられるこもなく、却つて「乃木のぎは怪しい」ミか、或は「乃木のぎは臆病者おくげやうものぢや」ミか惡評あくへうをさへ受けねばならなかつた。

◇福原大佐の詰責

熊本鎮臺司令長官くまもとちんたいしれいちやうくわんのは乃木少佐のぎせうさの内報ないほうを冷かに笑殺せうさつして兇刃きやうじんに仆れたが、月に六回くわいより少からざる通信つうしんを乃木少佐のぎせうさから受けてをつた當時たうじの陸軍卿りくぐんきやうにも、その行動かうどうが餘りに狼狽らうばいせるやうに映じたのであらう。恰あたも支那しなから歸つた長府ちやうふの出身しゆつしんで、報國隊ほうこくたいの軍監ぐんかんミして乃木氏のぎしを熟知じゆくちせる福原大佐ふくはらだいさ(和勝わかつ)に、

「頻しきりに乃木のぎから九州表しゅうおほてのこゝを内報ないほうして來るが、聊いさか亢奮かうふんし過ぎてゐるやうに看做みされる。儂わしも乃木のぎなら……ミ信じて任命にんめいしたのぢやが、乃木のぎにはかう云ふ一面いめんもあるかね」
ミ陸軍卿りくぐんきやうは私信ししんを示して質問しつもんした。福原氏ふくはらしは乃木少佐のぎせうさから陸軍卿りくぐんきやうにあてた手紙てがみを讀んでるが、半なかは感服かんぷくしたらしく、又半またなかは怪しむもの、やうな表情やうすで、

「フーム、左様さうでしたか、乃木のぎは集童場しふどうちやうにゐる時代じだいから臆病者おくげやうものぢやミの評判ひやうはんもありましたので、大人おとなになつても、その性癖せいへきが出たのでありませう。私わたしから忠告ちゆうこくしてやるこゝに致します」

福原氏ふくはらしは微笑びせうしながら答へ、且つ何事なにごとか頻りに點頭うなづいてゐた。山縣中將やまがたちゆうじやうの最も信任しんじんして

をる福原大佐は、陸軍卿が乃木少佐を信じ、又曩に抜いて小倉に赴かしたものであることを十分に知つてゐたのみでなく、二人は交も亦深かつたので、慨然として次の手束を送つたのである。

陸軍大佐福原和勝書ヲ陸軍少佐乃木希典足下ニ呈ス。僕與ニ足下ニ有ニ舊已ニ久矣、之レニ加ルニ同僚ノ好ヲ以テス。而テ足下、夙ニ武名ヲ以テ世ニ現リレ、僕ノ最モ欽慕スル所ナリ。然ルニ昔日肥筑並長州各處士族動亂ノ際ニ方リ、足下ノ所爲ニ於テ聊カ遺憾ナキ能ラズ。因テ之レヲ左ニ陳述シ、以テ足下ニ質サント欲ス。或ハ貴意ニ觸ル、アルモ計ル可カラズト雖モ、朋友ノ義ニ於テ敢テ黙止シ雖シ。請フ僕ノ友情ヲ洞察シ、其唐突、無禮ヲ咎ムルコト勿レ。

僕、熊本ノ警報ヲ聞テヨリ以來、日トシテ陸軍卿ノ許ニ至リ、該地ノ景況及ビ官軍兵備ノ位地ヲ尋問セザルハ無シ。而テ一日熊本變動ノ際、兒玉少佐ノ所爲ヲ詳悉ニ聞クニ及ビ、覺ヘズ膝ヲ撃テ嘆美セリ。何トナレバ、足下知ル所ノ如ク、最モ依頼スル所ノ將校許多亡失スト雖モ、更ラニ屈撓セズ、少佐ガ殘兵ヲ集合シ、直チニ筑後等ノ處エ賊徒追討ノ爲メ援兵ヲ乞フズ、少兵ヲ顧ミズ、之レヲ分遣シ、

速カニ追討ノ功ヲ奏シ、實ニ其職掌ヲ盡セシハ、論ヲ俟タザル而已ナラズ、兵備、駈引等ノ宜ヲ得タルハ、古ノ名將ニモ耻ザル可シト謂モ過譽ニ非ルナリ。畢竟少佐ガ此ノ如キ事業ヲ成セシモ、平生武門ノ嗜ミ深ク、且兵事ニ志シ篤キガ故ニ然ルナリト信ズルナリ。而テ側ラニ聞ク、諏訪大尉モ亦一申隊ノ少兵ヲ提ゲテ能ク秋ノ賊ヲ挫キ、以テ陸軍大尉ノ名ニ負カザリキト。之レニ因テ間接ニ我輩朋友ニ許多ノ榮譽ヲ與ヘタリ。然ルニ足下引率スル所ノ兵員ヲ問フニ、一聯隊ノ精兵有リ。而テ豊津ノ小争鬪ヲ除クノ外、未ダ曾テ一小戦ダモ聞カザリシニ、却テ大阪鎮臺エ向テ援兵ヲ乞イシト聞キ（素ヨリ事急率ノ際ナレバ、敢テ足下ノ爲ニ信ゼザリシガ、追々其報ノ確實ナルヲ見出シ）僕、誠ニ驚歎ノ至リニ堪エザリキ。何トナレバ、敵人ニ向ヒ一矢ヲモ放タズ、而テ先ツ助ヲ乞フニ求ムル者古エヨリ未ダ聞カザル所ナリ。而テ足下若年ニシテ、且官ハ少佐ニ在リト雖モ、名聲已ニ世ニ聞エ、才能衆人ニ過グルヲ以テ、聯隊長ニ撰バレタルハ、僕猶カニ陸軍卿ノ足下ニ望ム所有テ然ルナリト信ズルナリ。且又古今戰爭ノ歴史ハ倍テ措キ、試ミニ近ク戊辰北越ノ役ヲ回顧セヨ。勝敗ハ素ヨリ兵ノ多寡ニ因ラズ。足下其役ニ在ラズト雖モ、戦地ヲ經タル足下ノ友人ヨリ親シク戰爭ノ頭末ヲ聞シナル可シ。當時官軍僅

ニ奇報兩隊及比薩兵ヲ併テ二千人ニ滿タザリシガ、賊兵ノ衆、且強ナルハ、熊本ノ草賊及比蘇ノ賊徒ト日ヲ同フシテ語ル可ラズ。然レドモ官軍常ニ勝利ヲ得タルハ何ゾヤ、佗ナシ。只管士卒死シテ生ヲ計ラズ、戰略豫メ確定シ、兵ノ多寡ヲ問ハズ。故ニ戰陣ニ臨ミ、整々肅々、毫モ狼狽ノ色ナシ。僕斯ク曰ハ、足下必ス答エン、戊辰ノ兵ハ壯士ナリ、士族ナリ、賦兵ニ非ラザルナリト。曰ク足下ノ説ハ是ニ似テ非ナリ。何トナレバ、之レヲ佐賀ノ役ニ徵ス可シ。該地ノ賊ヲ平ゲタルハ、何兵ゾヤ、賦兵ニ非ズヤ。是レ賦兵ノ強ハ士族ニ讓ラザルヲ見ル可シ。且又兵仗、器械、彈藥等ノ利用、得失及ビ將卒ノ智愚、勇怯並兵隊ノ練不練ヲ見ルニ、孰レカ勝レルゾヤ。一トシテ彼ノ草賊ガ官兵ニ及ブ者ナキハ足下ノ能ク熟知スル所ナラズヤ。於是僕益足下ノ大兵ヲ擁シテ勳カザルヲ惟ミ、且何ノ爲メニ大阪鎮臺工向テ援兵ヲ乞ワレシヤ、是最モ解ス可ラザル所ナリ。足下若シ山口縣賊徒蜂起ノ期ヲ前知シ之レニ豫備センガ爲メ、斯ク注意セシ者ト曰ハン乎、抑僕足下ノ爲メニ取ラザル所ナリ。何トナレバ、是等ノ事件ハ、陸軍卿ノ畫策ニ在テ、足下ノ任ニ非ラザルナリ。若シ又之レヲ敢テセバ、其分ヲ超エ、或ハ過慮ノ甚シキ者ト謂ラザル可ラズ。況ンヤ一水ヲ隔ツレバ足下ノ管内ニ在ラズ、廣島鎮臺ノ管

轄ニ於テヲヤ。故ニ縱令豐浦、又ハ馬關ニ賊徒蜂起スト雖モ、足下兵ヲ擁シテ傍看ストモ可ナリ、誰カ能ク得テ足下ヲ責メンヤ。然レドモ、九州地方ニ於テハ然ラズ、飽マデ足下其責ヲ免カル能ハズ。僕斯ク喋々論ズル者ハ、先般足下ノ舉動ニ依テ種々ノ惡聲ヲ來タシ、聊カ長州人ノ面目ニモ關係ナキ能ハズ。況ンヤ足下ハ僕ト同郷、同里ノ人ナルニ於テ、豈來者ノ爲メ、已往ノ事ヲ舉テ一言セザル可ンヤ。請フ足下、速カニ返簡ヲ賜ヒ、僕ヲシテ疑團ヲ釋カシメバ幸甚々々。

明治九年十二月二日

突然此の手柬を受け、何氣なしに披いた乃木少佐の心事は、果して如何なるものであつたらう。必ずや瞑目する多時、熱涙を禁ずることが出来なかつたであらう。同じ防長に於ても徳山藩出身であり、任に熊本にある兒玉少佐（後の大將、源太郎）が神風連の襲撃を受けても、自若くして動ずることなく、武人として最も嘆賞に値する舉措に出でたことを推稱せられ、又長府の出身であり、往年伏見の練兵所に同行した諏訪大尉（好和、後の少將）が萩の賊徒を討つて偉勳を樹てたことを激褒せられても、決して羨望する處でなく、比較せられて

貶されるこが苦しくもない。併し何處にか我が行動に武門の嗜みを缺如し、徒に狼狽せるもの、やうに非難せられ、延いて先輩、朋友の名譽を汚し、又更に長州人の面目を傷つけるものご詰責せられるこは、乃木少佐にして堪へるここの出来ぬものであつたであらう。
 福原大佐からの書簡を手にして數刻、石のやうに沈黙し、顔色蒼ざめて死人のやうになつてゐた乃木少佐は、聽て兩眼を睜き、決然として筆をこり、具に返書を認むべく、推敲、更に洗煉に努むるのであつた。

まれすけはくはくそくかにまをすしよをかたけなふしてけろし
 希典白福原君足下、辱レ書 教示セラレ、憐愛ノ厚キ謹テ諾焉、又言可キ言ナシ。之ニ答フ
 宜シク以ニ武門之道ニ而已矣。之レ一日モ怠慢スベキニ非ズト雖、當處ノ情況人ヲ撰ンテ一言セザル
 ラ得ズ。昔時管下ニ紛紜アル、其初二當リ事ノ熊本ニ發セバ、秋ノ之ニ應ジ、米柳佐島カ豊ノ士族其
 間ニ起テ小倉、福岡ノ兩營所ヲ顛覆セント謀ル者ヲ偵知ス。肥後ノ賊起ルヲ聞キ既ニ干時ヲ經ルモ、未
 ダ他ノ之ニ應ズルアルヲ聞カズ。或ハ彼ノ詐謀、我ヲ誘フ者ナランカヲ疑フト雖モ(事ヲ報知スル者將
 校ノ手ニ出ザルヲ以テナリ)機ノ失フ可ラザルヲ以テ、牛大隊(青山大尉之ヲ率ユ)ヲ筑ノ松崎、石櫃

4分
 希典白福原君足下辱書教示
 謹諾焉秋ノ之ニ應ジ
 一月モ怠慢スベキニ非ズト雖モ
 紛紜アル
 書簡ニ屬セリ
 秋ノ之ニ應ジ米柳佐島秋豊士
 族其間起テ小倉福岡ノ兩營所ヲ顛覆
 セント謀ル者ヲ偵知ス肥後賊起ルヲ聞

ナシ、赧然疎濶、今日ニ至ル者、願クハ一たび當地ノ情況ヲ察セヨ、策ノ中ヲザル者ハ敵ニ欺カル、ト
同一般ナリ。其分ヲ超へ、或ハ過慮ノ甚シキニ失シ、惡聲遂ニ師兄朋友ノ面目ヲ汚辱スルニ至ル、男兒
生テ已ニ名ヲ成サズ、何ゾ再ビ朋友ニ對セン。足下ノ厚情、希典ヲシテ他人ノ惡唾ヲ蒙ル多キニ至ラザ
ルニ及ンデ、此教書ヲ辱フス、豈欣然之ニ答フルニ武門ノ道ヲ以テセザル可ンヤ。然ルニ敢テ耻ヲ忍
ンデ一十餘日ヲ猶豫シ、更ニ足下ノ一教ヲ煩ハサルヲ得ザル者アリ。始メ肥賊ノ散亂スル者佐賀ニ走ル
ヲ以テ、一大隊ヲ柳河ニ出シテ之ヲ要撃スベキヲ求ル者アリ、之ヲ偵スルニ其實ヲ得ズ、況ンヤ僅々敗餘
ノ數賊潛走スルヲ以テ大兵ヲ動ストキハ、却テ米柳ノ姦徒ノ笑ヲ來サント。尙再報ヲ待ツ、果シテ然リ。
終ニ兵ヲ柳河ニ進メズ、秋月賊ノ未ダ起ラザルニ、稍其兆アルヲ以テ兵ヲ乞フ者アリ。縣官未ダ之ヲ
説諭セズ、警吏未ダ之ニ死セズ、兵未ダ遣ル可ラズト云テ敢テ動カズ。希典平生ノ猖狂此二ツノ者今日
ニ至テ或ハ他人ニ怨ミナキ能ザランカ。且ツ書中細カニ罪ヲ數へ、而シテ尙疑團アツテ未ダ解セズトス
ル者、此疑團ハ之レ或ハ他ノ一點ニ在ルナランカ。希典ノ去年此職ヲ奉ズルヨリ居常寢食ノ間ト雖
ドモ、意ヲ此騷亂ノ因起スル處ニ注ガザルナク、終ニ骨肉ノ親ヲ絶テ已ヲ知ル者ノ爲メニ報ズルアラン

トスルハ、夙ク已ニ足下ノ知了セラル、處ナリ。然リト雖モ、昔日ノ失錯相踵ギ、今日志シノ達セザ
ルヨリ、或ハ乗シテ其間ニ入ル者アルアランカ。此ヲ以テ嫌疑ヲ師兄朋友ニ得ルトキハ、死スルノ後ト
雖モ恨ミナキ能ハズ、死期ヲ猶豫スルハ耻ノ之ヨリ大ナルハナシ、之ヲ敢テスル者ハ止ム能ハザル處ア
レバナリ。伏シ希クハ、更ニ一答ノ教書ヲ賜へ、復再三ヲ煩ハスニ非ズ。

見よ、冷靜に、且つ詳細に涉つて乃木少佐は其の所信を語り、計畫を記してをるではない
か。若し各地の不平黨の畫策する處が遺漏なく、機熟して起つたものであるならば、決して
容易に之を鎮壓し能はず、形勢或は逆轉して新政府の崩壊となつたかも知れぬ。そして乃木
少佐の措置が最も機宜に適したものでして採用せられてゐなければならぬであらう。ここに
記した返書は、即ち推敲、洗煉に努めた草稿のまゝであるがゆゑに、聊か意味の不明なる
個所も見え、月日も記してない。併し血涙を以て執筆し、赤誠を披いて開示せるものである
ここは、讀むものをして首肯せしむる。悽愴の氣が磅礴してをる云ふも、決して不可では
ないのである。

殊に「……書中細カニ罪ヲ數へ、而シテ尙疑團アツテ未ダ解セズトスル者、此疑團ハ之レ或ハ他ノ一點ニ在ルナランカ。希典去年此職ヲ奉ズルヨリ居常寢食ノ間ト雖ドモ、意ヲ此騒亂の因起スル處ニ注ガザルナク、終ニ骨肉ノ親ヲ絶テ己ヲ知ル者ノ爲メニ報ズルアラントスルハ、夙ク足下の知了セラル、處ナリ」ニ記し、更に「……失錯相踵ギ、今日志シノ達セザルヨリ、或ハ乗ジテ其間ニ入ル者アルランカ、此ヲ以テ嫌疑ヲ師兄朋友ニ得ルトキハ、死スルノ後ト雖モ恨ミナキ能ハズ。死期ヲ猶豫スルハ耻ノ之ヨリ大ナルハナシ、之ヲ敢テスル者ハ止ム能ハザル處アレバナリ」ニ記した一節は、遂に涙無くして讀むことが出来ぬのである。

◇ 弟仆れ師自殺す

任に小倉に赴いて一年、乃木少佐には忘れることの出来ぬものが少くなかつた。就中骨肉の弟ミ生別し、その弟——玉木正誼——が賊名を負ふて戦死したのみでなく、年少の頃

に欽慕し、門下に於て薰陶を受けた恩師の玉木翁が自殺してしまつたことは、回想するだに涙であり、人生の儚さを沁々感ぜしむるものであつたらう。

曩に記述したやうに、明治九年十月二十八日、新政府の兵部大輔であり、参議にして令名を布いた前原一誠は、萩の城下に其の同志を嘯集し、堂々「殉國軍」の旗幟を翻した。前原は新政府の方針に向つて反對であつた云ふよりも、同じ長州の出である要路のものに斥けられ、挂冠せざるを得なかつたものであるにもか、はらず、故郷に於ては傾倒するものが少くなかつた。薩南に於ける南洲ミ比するは如何であらうかと思ふが、學問に於ても、人格に於ても前原は萩の青年に慕はれてゐた。この人のために一命を抛つても遺憾なしとするものが多かつたのである。

この人に傾倒するものミ長州出の要路の士に反感を抱く同郷のものは、勢ひ前原を其の盟主であるかのやうに集まつた。勿論、機會の到るならば、兵力を以て所信を行ひ、奸物を除く決心ミ意氣ミに燃えてゐるが、更に前原をして有利（ミ云ふは妥當でないかも知れぬが）

ならしめたのは、吉田松陰の師であり、舊藩の頃に郡宰として最も治績の顯はれた玉木文之進翁と交厚く、相許すこゝ深かつたことである。随つて多数の玉木翁の門下に學んだものが前原に黨する結果となり、玉木翁の門下に學んだもの、知己、友人にして時勢に平かならざるものは、「若し前原にして起たば……？」と好意を寄せること尠少でなかつたのも、伴りなき事實であつたのである。

玉木文之進は松陰の師であり、叔父であつたのみでなく、郡宰として大に治績あり、藩政にも少からず貢獻する處あつたものであるがゆゑに、勿論、新政府は人材を求むることに不念なく、長州出の人々は玉木翁に期待する處があつたので、頻りに仕官を勧めたが、未だ老齡であること云ふ理由を以て固辭せねばならぬものでもなかつたにか、はらず、その誘引に應じなかつた。そして附近者にも、

「逆ながら拙者は寅次郎——吉田松陰——の遺志を繼續することに致しませう。官途に望みは御坐らぬのぢやから……」

こ其の心事を語り、松下村塾を再び開設するこゝになつた。玉木翁の爲人は萩の士人の間に著聞してゐるので、その門下に多くの青年が集まり、又志あるものが少からず出入りした。松下村塾に玉木翁を中心とするものが前原に黨したのは、決して偶然でも、變態でもなく、自然であつたのである。

乃木家と玉木家が宗支の間であることは、既に記述した處であるが、文之進は希次と血の關係なく、吉田家から養嗣になつたものであつても、その子の彦介が國事に仆れたがために、希次の子の正誼を迎へて嗣子たらしめたこと云ふ關係があるので、玉木家と乃木家は亦血で繋がれるこゝになつた。然るに正誼は玉木翁の感化を受け、廉潔の士であつたがゆゑに深く時勢に慨し、前原に黨して改革を考へてゐたのみでなく、辯舌と才幹を以て九州の各方面に連契を保つこゝに努力し、前原に黨する人々の中にあつても、玉木正誼の名は牢記せられてをったのである。

前原は起つた。そして聲明する處は識者をも首肯せしむるに足るものがあつたにか、はら

ず、薩摩、熊本、久留米、柳河……云ふ九州の各黨派の連契が不十分であり、作戦も引きが拙劣であつたために惨敗し、明治九年十二月三日、遂に斬罪に處せられたが、前原に黨した少壯二十五の正誼は、十月三十一日に戦死してしまつてゐた。

我が嗣子門下生の多數が前原に黨し、事敗れて捕へられたので、玉木翁は慨然として「萩の正氣は穢きてしまつた！ 儂にも責任がある——長歎しつ、あつたが、明治九年十一月六日、夙朝起きて沐浴し、衣服を改め、且つ後事を具に遺言し、菩提寺の先塋の側に自及した。享年六十七であつたのである。

前原一誠も乃木少佐とは直接何の關係もないが、骨肉の弟も恩師も、以上に述べたやうな交渉があつた。こゝに於て恩師も弟が傾注する前原に對して少佐も冷淡なる能はざるものがありはせぬか——白眼視せられたのも無理からぬことであらう。忠誠に燃えつ、あつた乃木少佐であつても、猶ほ疑惑を掛けられることを如何にもなし能はなかつた。否な、私情に制せられてはならぬ事毎に深く戒心し、自ら努力してをつたが、こゝに至つた。そ

して「乃木も怪しいのぢやないか」を私語するものもあつたであらう。福原大佐の詰問狀にも、左様な跡が搖曳してゐるので、乃木少佐は其の赤心を披き、且つ「……疑團アツテ解セズトスル者、此疑團ハ之レ或ハ他ノ一點ニアルランカ」を反問してをる。

かゝる疑惑を受けては「……死スルノ後ト雖モ恨ミナキ能ハズ」を告白し、又訴へざるを得なかつたであらう。併し忠誠の我が乃木少佐は堪へた。悲憤の裡に「死期ヲ猶豫スルハ耻ノ之ヨリ大ナルハナシ、之ヲ敢テスル者ハ止ム能ハザル處アレバナリ」を將來に於ける決心を示してをる。福原大佐からのやうな手柬に接したならば、少壯血氣のものは必ず激發するであらう。然るに乃木少佐は冷静に其の戦略を兵備に關して詳述し、深き決心を語つて凝滞する處がない。その文も朗々として誦すべきである。

◇ 薩南の健兒起つ

赤心を披いて起草した乃木少佐の返書は、如何に其の對手に響いたことであらう。福原大

佐は乃木氏を熟知してをるものであり、且つ將來に囑する處甚だ少くなかつたものであるがゆゑに、その返書を文字通り繰返して讀んだ。否、文字の裏に躍動しつゝある處の或物をも察した。そして次の手束はなつたのである。

福原和勝 再、乃木希典足下ニ照覆ス。曩ニ僕ガ足下ニ疑問セシ所ノ返書ヲ辱ス。反覆熱讀スル者數回、而シテ足下ノ戰略ヨリ兵備ニ至ル迄、現狀ヲ洩ラス所ナク寫シ示サレタリ。僕ノ疑團ヲシテ一朝釋然、又疑フ所ナカラシムル而已ナラズ、書中終ニ骨肉ノ親ヲ絶テ已ヲ知ル者ノ爲メニスル者アラント期ス云々ニ至テハ、固ヨリ事ニ大小ノ異ナルアレドモ、之ヲ保元ノ亂ニ回顧スレバ、僕ノ頑愚ト雖モ、豈涕淚衣襟ヲ濡サルヲ得ン乎。而シテ却テ足下ノ爲ニ惜ム所ノ者アリ。何トナレバ、若シ九州地方各處ノ士族ヲシテ、足下ノ企望スル所ノ如クナラシメバ、足下ノ畫策悉ク的中シ、而シテ奇功ヲ立ラレンコト疑フ容レザルナリ。僕、愚ト雖モ、思テ此ニ至リ遺憾ナキ能ハズ。而シテ況ヤ足下ニ於テテヤ。嗚呼如何セン、賊徒ノ意外ニ易ク敗亡セシガ故ニ、足下ノ慮ル所悉ク水泡ニ屬セントハ。然レドモ、自今後偏ニ足下ニ希望スル所ノ者ハ、他ニ非ラズ、足下ノ管内或ハ又如何ノ變

動ヲ醸出スルモ未ダ測知ル可ラズ、其時ニ至テハ、足下一周年間自ラ教育、練磨スル所ノ精兵ヲ提テ、足下從來ノ宿志ヲ遂ゲ、已往ノ失錯ヲ回復アランコトヲ。且又實際景況ニ依リテハ、援兵ヲ乞ワザル可ラズト雖モ、兵備ノ事ニ至テハ陸軍卿ノ熟知スル所ナレバ、容易ニ言ヲ發セザランコトヲ欲ス。僕敢テ此ク贅論スルモ、諺ニ曰ク釋迦ノ前ノ說法ニ類似スト雖モ、足下ト同郷、同里ノ人ナレバ、稍々他人ニ異ナリ、止ム能ハザルノ情誼アレバナリ。請フ、僕、區々ノ老婆心ヲ憐察セラレんコトヲ、併テ唐突、無禮ノ罪ヲ謝ス耳。

明治九年十二月廿一日

何たる愉快なる、而して反撥性のある文章であらう。曩に赤心を披いて詰問した福原大佐は、こゝに其の疑念を悉く氷解したのみでなく、乃木少佐の戰略並に兵備に對する處置に深く敬服するものであることを男らしく告白し、將來に於ける奮闘を望んでをるが、この返書に對して乃木少佐は、

謹而新年ヲ賀シ、併セ恩諭ノ辱キヲ拜ス。然バ去年十二月廿一日ノ返照、同ク廿一日ヲ以テ拜受

ス。忙乎剪展、誦讀數回、措能ハザル所以ノ者アリ。温言甘辭、實ニ望外ニ出レバナリ。則チ想フ。情夫終ニ教ユ可ラズトシテ、如此ノ言ヲ與ヘラル、者ナラン乎ト疑懼スルニ至レリ。然ルニ尙復讀再思シテ已マズ、書中疑團一朝ニ釋然云々ノ如キ、果シテ虛辭ニ非ンバ、又何ノ幸カ之ニ及カン。且ツ自今後ニ望ム所ノ者アリ、又他ニ已往ノ失錯ヲ回復セヨ云々ニ至テハ、教意ノ厚キ、愛弟ノ深キ、之ヲ過恩ト謂ハザル可ンヤ、又章末同郷、同里ノ情誼ヲ以テ云々ノ如キハ、頑鈍無耻ノ性ト雖ドモ、言々脾肝ニ銘シ、覺ヘズ感涙ヲシテ膝ヲ浸セリ。曩ニ拙劣痴愚ヲ以テ事ヲ誤リ、師兄朋友ノ面目ヲ汚辱シ、殆ンド死期ヲ情ルガ如キ醜惡ノ希典ナルモ、猶未ダ暫ク之ヲ棄テラレズ、却テ此望外ノ恩諭ヲ辱フス。復タ之ニ答ニ何カ有ン。幸ニ當時海内ノ形勢猶或ハ逆徳ノ用無キヲ得ザラントスル者ノ如シ。宜シク一身ヲ以テ他日其好機ニ投シ、前罪ヲ謝シ、且ツ閣下愛弟ノ厚恩ニ報ゼント誓フノミ。若或ハ前罪ノ醜惡暫クモ縱ス可ラズトセバ、海岳ノ餘恩、更ニ執ノ一教ヲ煩サンコトヲ希フ。希典致テ温言甘辭ヲ僥倖シテ生ヲ偷ムヲ欲スル者ニ非ルナリ。戾文惡筆、鄙情ヲ悉サズ、幸ヒニ明察ヲ賜ヘ。天時正ニ峭寒、風雪亦常ナシ、尊鉢實ニ重シ、爲ニ邦家苦口ニ自愛シタマハントトテ、伏テ祈念シ已マズ。誠恐

誠恐

こ答へてをる。この返書も、猶ほ草案のまゝであるがゆゑに、月日は記してないが、聊か心安さを感じてゐることも察知される。併し事起らば、必ず全力を盡して邦家のために戦ひ、知己に酬ひんごする決心が明かにしてある。讀んで悽愴の氣に力強く襲はれるではないか。蓋し福原、乃木の間に交換せられた四通の書簡は、美しい友情の雙絶云ふも不可ないであらう。當時の陸軍卿であつた山縣元帥は、桂彌一氏の祕藏する此の書簡の卷もの、卷首に特に「兩全」を題し、

桂氏見三亦其所レ藏福原、乃木兩氏明治九年往復書簡一今讀之、感不能已、余當時爲二陸軍卿、詳知其事、情一兩氏之言共足見二其精神所レ在矣。

大正八年六月題

含 雪 (印)

こ述べてをる。そして山縣公は桂氏から此の手紙の卷ものを借用し、今の軍人は此のやうに先輩を後進に腹心を布いて論争するものがなく、次第に利口になつてゆくので、軍部の主

なるもの、みにでも之を一讀せしめたい」ミ座右に久しくをいてるたのであるが、又「此の手紙を見て當年の乃木君に非常に僞は御氣の毒ぢやつたミ告白せねばならぬ」ミも語つたミ承知してをる。必ず左様であつたであらう。

遮莫、日一日ミ險惡を加へつ、あつた薩南の形勢は、毫も緩和せらるゝ處がないのみでなく、終に緊張は破れ、勃發してしまつた。明治十年二月十五日、大西郷を總帥とし、桐野、篠原の徒は一萬五千の精兵を提げて薩南を出でた。そして政府は十九日に熾仁親王を征討總督に拜し、陸軍中將山縣有朋、海軍中將川村純義を參軍として「鹿兒島賊徒ヲ討タシム」るこゝこ、なつた。陸軍少佐乃木希典が一週年間手自ら教育、練磨した處の精兵を率ひ、邦家のために盡し、知己に報ふべき好機は來た。汚名を拭ふ絶好の日は到達したのである。

◇野戰病院の珍客

明治十年二月二十日、乃木少佐は西南の役に參加した。一周年間手自ら教育、練磨した處

の精兵を提げて戰線に向ふこゝこになつたが、この好機會に偉勳を樹て、以て邦家のために盡し、且つ知己に報ひねばならぬミ決心した。この決心を具象化するにあらざるよりは、陸軍卿にも、福原大佐にも見える面目がないミ深く自問し、自答すれば、昨年の福原氏の手束がまざらぬミ回想せられるのであつた。

曩に「歩兵第十四聯隊ハ直チニ入城スベシ」ミ暴徒起る以前に鎮臺司令長官谷少將（干城）から命令に接してをつたにか、はらず、間髪を容れず出發し能はぬ事情があつた。事情ミ云ふのは斯様である。兵變の避くべからざる状態にあるこゝこが明かになつたので、歩兵第十四聯隊でも新しく實戰に用ふべき兵器を今までのものミ取換へるこゝこになり、それが馬關まで既に到着してをるこの通報はあつたが、折柄海が非常に荒れ、輸送が不可能になつてしまつた。併し便々ミして待つてゐられる場合でないで、これを博多港に廻送し、久留米で受取るこゝこにして出發した。これが爲に時日が少からず遅延し、第一大隊の二個中隊を除く以外は、遂に入城し得ず、植木、木葉、高瀬に於て苦戰し、戦ひ往々にして利あらざるがた

めに、不名譽の退却さへもなさねばならなかつた。當時の陣中に於ける乃木少佐の詩も亦少くないが、次の偶感は誦すべく、實況をまざるゝこ想はしむる。

指揮刀閃曉雲破

競進兵如狂浪翻

立馬判功山上見

先鋒已入李花村

明治十年二月二十二日午後九時四十分、植木に於ける激戦の後、遺憾にも千本櫻に退却した乃木少佐は、隊列を検して旗手（陸軍少尉河原林雄太）のゐないことに氣付いたので、これを問ふたが不明である。この日の午後六時「夕暉既ニ没シ、四邊蕭然、狗吠遠ク聞ユ」る刻限に漸く植木に入つて、勇敢に驛の西南に渉る地點を奪取、引續いて敵と交戦し、午後九時に至つて戦線の維持が困難になつたので、乃木少佐は退却を決した。そこで旗手は携ふる軍旗を捲き、これを負ふて出發した。それは分つてゐるが、後僅かに一時間ならざるに旗手がゐない。探しても見出し得なかつたのである。

この旗手——河原林少尉は、小倉藩の出身で、三十二の男盛り、且つ酒豪でもあつたが、出陣に方つて大刀を帯びてゐたので、退却に際して敵兵に會し、大刀を揮つて交戦するに至り、遂に力竭きて仆れたものであらう。旗手は見え、誰も行方を知るものもない。軍旗は失はれてしまつた！乃木聯隊長は瞑目多時、聽て慨然として、

「諸君、既に軍旗を失つてしまつた。何の面目あつて生還しよう。再び戦場に向つて軍旗を獲ようとするものは吾等に從へ！」

こ厲聲して馬を敵陣に進めようとしたが、泣いて擁止する部下に妨げられ、以て善後の措置をするこゝになつた。そして翌日も敵の強襲に堪へ「如何にしても敵を福岡、久留米に進出せしめまい！」と云ふ戦略を取つて應戦した。然るに奮戦してゐる中に少佐の乗馬に弾が命中し、狂奔甚だしく敵陣に躍り入らうとする。敵兵は其の銃尾を以て少佐を強打し、巧みに生擒しようとした。危機真に一髪であつたが、漸く窮地を脱した。併し二十七日の玉名に於ける激戦では、遂に少佐も其の左足に負傷し、久留米の野戦病院に送られるこゝになつ

たのである。

轉戦後肥山又川

身傷不レ死却怨レ天

嗟吾薄命與レ誰語

泣讀二功臣烈士傳一

これは久留米の野戦病院に入院中の乃木少佐の詩であるが、當時に於ける感懐を述べたものにして讀者を打つ。乃木將軍には一生此の悲嘆があつた、何人にも訴へなかつたが、自責の念に力強く鞭たれてをつたのである。

乃木少佐の病室には、同じく負傷した石丸大尉（忠英）、遠藤中尉（政敏）、沼澤少尉（静夫、後の中將）がベッドに横たはつてゐた。そこに少佐を訪ふた珍客がある。珍客は誰であらう。曰く「陸軍大佐福原和勝！」。風采の揚つた堂々たる偉丈夫で、乃木少佐の枕頭に立ち、如何にも懐かしさうに、

「怪我されたさうぢやが……」

「見舞へば、少佐も起き、暫く二人の間には友愛に溢れる挨拶があり、歡語した。相許す

もの、間にのみ見得る美しい情景であつた。福原氏は、當時の我が陸軍に於ける大佐の筆頭で「西郷起つ！」の急電に接し、廟堂の重臣窃かに狼狽の色あり、軍部にも躊躇するものあるを聞き「諸君に若し難色あらば、第一線に我輩が起つ」に激勵の電報を發し、精兵を率ひて出征したと云ふ勇猛の人であるが、反面には社交家として著聞し、且つ經綸ある政治家の素質もあつた。明治七年八月一日、我が臺灣征伐に關して清國と紛紜あり、全權辦理大臣として參議大久保利通を差遣するに際し、その隨行員中に福原氏があり、清國との談判遂に決裂せんとする時、力強く非戰論を支持したのも福原氏で、大久保參議が歸朝して後も、福原氏は北京に止まつてゐたのである。

然るに薩南の風雲急ぎなり、干戈を執つて鎮壓の避くべからざるこゝが明了したので、福原氏は北京から召還せられ、陸軍卿の「顧問」のやうな地位にあつた。そして曩に赤心を披いて問責の書を小倉の乃木氏に寄せ、今、出征すれば途に病院に乃木氏を訪問し、その勞苦を犒ひ、軍旗を失ふて悶々の裡にあるを慰諭し、鶏の肉汁を大鍋にして齎すなごの友情を盡

したが、相見て未だ幾何ならざるに、福原大佐は敵弾に中つて重傷を負ひ、遂に他界してしまつた。享年實に三十有二、若し中道にして仆れなかつたならば、軍人として必ず將官になつたのみでなく、政治家として抽出し、大宰相の榮冠も戴いたであらう。山縣公は福原大佐を追懷、且つ愛惜するこゝ淺からず「……福原は桂より役者が一枚上であつた」を語つてゐるが、その桂——太郎、後の公爵——も、

「福原が若し西南の役で戦死しなかつたならば、儼の陸相に任ぜられる機會も、必ず福原の次であつたぢやらうが、總理大臣にしても亦福原が一足早かつたに相違ない。山縣公も右手のやうに信じてゐるが、福原は全く傑物であつた。惜しい人物を西南の役では多數に失つたが、その中でも福原は惜しい人物の中の人物ぢやつた」

こゝ一再ならず語つたこのことであるが、その人は遠逝してしまつた。乃木少佐を公私共に庇護、激勵してをつた福原氏は、悲哉、俄かに敵弾に仆れて他界したが、福原大佐の爲人は「乃木希典」の研究者の牢記せねばならぬものであるがゆゑに、次に小傳を掲げるこゝに

する。この小傳は中村徳寅翁に負ふ處多きこゝをも併せて附記するであらう。

贈從四位陸軍大佐福原和勝ハ、弘化三年五月十一日、長府藩騎士村上小平太通虎ノ第三子トシテ長府ニ生ル。諱ハ俊行、幼名ハ百合勝。文久三年二月、同族ノ同藩士福原保左衛門俊親ノ養嗣子トナル。幼ニシテ穎悟、武ヲ好ミ、兒戲毎ニ軍戰ノ容ヲ作ス。而シテ結城香崖ニ學ブヤ、其年ナラズ、詩作シテ示ス。香崖大ニ之ヲ推稱シ、居室ニ之ヲ掲ゲ、門下ニ「福原ハ非凡ノ器ナリ、他日必ズ大ニ名ヲナスベシ」ト切言セリト。年十七、藩主元周ノ入洛ニ際シ、萬一ノコトアラントラ慮リ、私カニ藩士三吉愼藏等ト謀リ、請フテ藩主ニ隨從ス。又有川恒、熊野直介等ト議シ、精兵撰伍ノコトヲ決シ、幼年僞強ノ童子ヲ集メテ専ラ兵ヲ練リ、文ヲ勵マシメ、コレヲ集童場ト呼ビ、君其ノ總監トナリ、大ニ淬勵ス。幕府長州再征ノコトアルヤ、俗論稍モスレバ藩主ノ身ニ危殆ヲ及ボサントス。君等忠肝ノ士、愼藏等ト謀ル能ハズ、泉十郎等ト謀リテ豊功神廟ノ祠下ニ血盟ス。會スル者實ニ數十百人。藩主大ニ之ヲ嘉シ、名ヲ報國隊ト命ズ。君其ノ軍監トナリ、大ニ盡瘁ス。慶應二年六月十六日、奇兵隊ト連合シ、豊前田ノ浦ヲ襲撃シテ之ヲ攻陷シ、追躡シテ大里、赤坂地方各處ニ戰ツテ連捷ス。小倉藩主和ヲ乞フアリ

テ休戦トナルヤ、慶應三年正月、馬關ニ凱旋ス。功アリ秩祿ヲ増サレ、赤馬關市尹ヲ命ゼラル。報國
隊軍監ヲ免ジ、參謀兼任ヲ命ゼラレ、外國及ビ諸藩ノ應接ニ從フ。又同年藩主ノ密旨ヲ承ケテ土州藩
士坂本龍馬ト共ニ清國上海ニ航シ、外國ノ情況ヲ探討ス。明治元年二月九日、赤馬關市尹ヲ辭
シ、官軍北越ノ賊ヲ討伐スルニ方リ、長府藩ニ出兵ノ命アルヤ、四月五日、報國隊ノ兵若干ヲ率
ヒテ海路北越ニ赴ク。是日馬關ヲ發シ、總參謀山縣狂介ニ從ヒ、毎ニ其軍議ニ參シテカヲ奏ス。

明治二年六月三日、英國龍動ニ留學シ、又各國ノ情狀ヲ探討ス。十一月、藩主昨年北越ノ軍功ヲ感
狀シテ書ヲ賜ヒ、併テ金圓ヲ給ス。四年十一月、豐浦藩廳ヨリ更ニ北越ノ軍功ニ依リ永世金ヲ下賜セ
ラル。五年十一月二十六日、英國ヨリ歸朝ス。六年一月二十四日、陸軍大佐ニ任ジ、正六位ニ敘ス。五
月二十七日、兵學權頭ヲ命ゼラレ、六月十四日、教導團司令長官心得ヲ命ゼラル。二十五日、從五
位ニ敘シ、八月十五日、兵學權頭ヲ罷メ、九月、佐倉操練場ニ於テ砲工兩隊演習ニ付、其事務掛
長官ヲ拜命ス。七年二月一日、舊佐賀藩士江藤新平等叛ヲ謀ルニ付、征討ノ命ヲ承ケ、本官ヲ以テ役
ニ赴ク。二月二十五日、征討總督幕僚參謀ノ命ヲ拜シ、三月五日、征討總督東伏見宮隨行ノ命ヲ

拜ス。三月十一日、御用有之鹿兒島表ニ差遣ハサレ、八月四日、全權辨理大臣大久保利通清國ニ被差遣
ニ依リ隨行ヲ命ゼラレ、十一月二十七日、歸朝ス。十二月九日、宮内省ニ召サレ、先般清國出張勞苦
ノ旨ヲ以テ、勅語ヲ賜ヒ、併テ白羽二重二匹、白絹一匹ヲ下賜セラレタリ。八年二月三日、清國在留
公使館附ヲ命ゼラレ、五日、教導團長ヲ罷ム。九年一月二十四日、歸朝スベキノ命ヲ受ケ、四月十四
日、復清國在留公使館附ヲ命ゼラレ、同月二十四日、清國出役中參謀局管轄ト可相心得旨ヲ
送セラル。

十一月六日、中國筋へ被差遣ノ旨ヲ達セラレ、舊山口藩士前原一誠等叛ヲ謀ルニ依リ征討スベキ命
ヲ承ケテ歸朝セシモ、該地平定後ナリシ爲歸京ス。十年一月二十六日、清國上海ニ赴任ス。時ニ前參
議西郷隆盛鹿兒島ニ叛スルヲ以テ征討ノ命アリ、電報歸朝ヲ促サル。直ニ上海ヲ發シ、二月二十二
日、神戸ニ著シ、陸軍卿ノ命ヲ承ケ、翌日直チニ同港ヲ發シ、赤馬關ニ到着ス。二十五日、同地發、
博多ニ到リ、第三旅團參謀長タルノ命ヲ承ケ。二十六日、博多港ヲ出發シ、二十七日、久留米ニ到着
シ、三月二日、南ノ關ニ抵リ、三日、肥後國玉名郡岩村ニ進ミ、第三旅團ノ兵ヲ提督シ、逐次進撃ノ地

ヲ選定ス。偶々戰 酬ナリ。俄然賊銃狙撃ノ彈丸來ツテ帶劍ニ中リシモ尙風セズ、指揮戰案ヲ議ス。賊彈再ビ飛來シテ胸部ヲ貫ケリ。仍テ南ノ關病院ニ入りテ治療シ、尋テ久留米病院ニ移リテ最善ヲ盡セシモ、竟ニ起タズ、二十三日ヲ以テ卒去ス。享年僅カニ三十有二。二十八日、遺旨ニ依リ友人等柩ヲ荷フテ赤馬關ニ歸リ、專念寺山中清燥ノ地ヲトシテ埋葬ス。明治四十五年二月二十六日、特旨ヲ以テ從四位ニ追陞セラル。コレヨリ先次ノ御沙汰アリキ。

勅旨祭典 山口縣へ 故陸軍大佐福原和勝、清國駐劄之日ニ當リ、西南ノ變起ルヲ聞キ、奔歸役ニ赴キ、遂ニ命ヲ軍中ニ殞ス。其志深ク惘然被ニ思召一候。長門國豐浦郡下ノ關專念寺山ハ墳墓ノ在ル所、今般御巡幸之際、御追感被レ爲レ遊候。依テ特旨ヲ以テ金拾五圓下賜候條、於ニ其縣ニ祭典執行可レ致事

明治十八年七月三十日

參議伯爵 伊藤博文

◇父逝くの報にも

入院中の乃木少佐は、一日も早く快癒し、以て退院しようとするのであらう。軍醫の來つて繃帶を換へる時間も待たず、自ら數回に涉つて患部を洗ひ、繃帶を取りかへるので、却つて悪化するに至つた。併し安閑にしてゐられず、悶々裡にあつたが、三月十九日には「一寸他の病院を見舞つて來たいから籠を一挺や三つて下さい」ニ命じた。久留米の野戰病院に入院中のもの、多數は其の部下であり、それを聯隊長が慰問することは不自然でなかつたので、夜更けて未だ少佐の歸院せざるも、決して怪しむものはなかつたが、翌日も歸らず、翌々日も亦歸らず、戦線にあることが分つた。そして軍旗を失つて懊惱しつゝ、ある乃木氏の衷情を知るものは、窃かに感慨に堪へぬものがあつた。決死の人の面影を偲ばずにはゐられなかつたのである。

乃木少佐は文字通り奮戦し、四月九日には邊田野山の攻撃中に左腕に貫通銃創を受け、高瀬の野戰病院に入院したが、間もなく退院するに至り、更に猛闘し、十五日の午後七時を以て部下を熊本城に入城せしめたが、その以前の三月二十一日に第一旅團參謀兼勤を命ぜら

れ、四月二十二日陸軍中佐に任じ、本職並に兼職を免じて熊本鎮臺參謀に補せられた。そして賊徒の平定するまで其の職務に服し、各地に轉戦したが、戦争中の五月九日に次の指令に接したのである。

待罪書

希典儀

過ル二月二十二日植木ニ於テ戦争ノ節、圖ラズモ旗手河原林少尉事急ノ際ニ戦死候處、夜中ノ苦戰當時、其死骸ノ所在ヲ得ズ、本人其節卷テ身ニ負ヒ居候軍旗共ニ紛失致シ、燒失ト賊手ニ落候ト分明不仕候故、其後種々搜索ヲ遂候得ドモ、今日ニ至ル迄見當リ不申、畢竟希典不注意ノ致ス所恐懼ニ堪ヘズ、依テ進退奉レ伺候也。

明治十年四月十七日

歩兵第十四聯隊長心得

陸軍少佐 乃木希典 (印)

參軍 山縣有朋殿

別紙待罪書及ニ進達候處朱書之通御指令相成候條此旨相達候事。

五月十日

谷少將

乃木中佐殿

(別紙) 歩兵第十四聯隊過ル二月二十二日、於ニ植木ニ戦争ノ期、旗手河原林少尉戦死ヲ遂ゲ、其節軍旗紛失セシメ候ニ付該隊長心得陸軍少佐乃木希典ヨリ別紙之通待罪書差出候。尙該地ノ模様篤ト取糺候處、事實希典ノ不注意トハ乍レ申、旗手少尉ノ死骸ヲ引取ル不レ能程ノ場合ニ付、事實不レ得レ止儀ト存候間、可レ然御處置相成度此段相伺候也。

明治十年五月六日

熊本鎮臺司令長官

陸軍少將 谷 干城 (印)

參軍 山縣 有朋 殿

書面軍旗ハ格別至重ノ品ニ 候得共、旗手少尉戰死急迫之際萬不レ得レ已場合ニ付、別紙乃木希典待罪
書之儀何分之沙汰ニ 不レ及 候事。

五月 九日

征討總
督本營
之印章

既に記述したやうに、乃木中佐の歩兵第十四聯隊は入城の機を偶然にも失し、植木、木葉、高瀬に於て苦戦し、終に軍旗を失つたが、敵を福岡、久留米に進出せしめなかつたのは、殊勳中の殊勳として録せらるべきであらう。若し福岡、久留米、柳河に敵が進出し得たならば、必ず九州の各方面に形勢を觀望中であつたものは、洞ヶ峠を驀然と降つたであらう。九州のみでなく、全國に涉つて呼應するものが夥しかつたこと、も想像される。事實に於て各地に不穩の計あり、起つたものも亦少くなかつたが、山陰、北越及び東北に於ける不平の徒が蹶起しなかつたので、賊徒は僅かに熊本をさへも抜けず、福岡、久留米に進出し、海

峽を奪ふ壯圖に出ることも出来なかつたのである。

夙に大勢に見、考ふる處深かつた乃木中佐は、最初から「敵をして福岡、久留米に進出せしめず」と決意し、これに對する戰略を練り、高瀬町を死守し、斷乎として敵に進出の機會を與へなかつた。これは特記に値するもので、軍旗を失つた過失があつても、或る意味に於て贖罪の功を看做すべきであらう。それ丈けに當時に於ける苦戦は、口以て云ふべからず筆以て記すべからざるものがあつた。後に旅順の攻圍戰も終末を告げた當時の乃木將軍に、親交ある摺澤少將（靜夫、後の中將）が「御辛勞でしたらう」と慰問した時、將軍は、「……併し往年の植木、木葉に於けるやうな苦戦はなかつた。戰爭としては西南の役が第一で、當時のやうに苦しいことはなかつた」

と沁々語つた。如何に此の戰爭が辛勞多きものであつたかを想像せられるが、乃木少佐は此の辛勞、苦惱に堪へ、君國のために大なる勳功を樹てた、最善を盡したのである。

九州に入つて滿二箇年ならざるに、弟、恩師の死に直面し、不面目にも軍旗を失ひ、盟

友の福原氏の戦死に會つた。壯年二十九の乃木中佐にも名状し難い哀愁があり、悲嘆があつた。人生の儚さも沁々考へられたこゝであらうが、更に天は此の人を試みるもの、やうに悲しみを與へた。明治十年十月三十一日、父の希次が俄かに東京に於て病死してしまつたからである。西南の役も賊徒を平げて結了し、國內に於ける形勢も漸く緩和するに至つたので、至孝の乃木氏も父母を訪ふ機會あるべきを考へてゐた折柄、この計報に接して暗然たらざるを得なかつた。

我が子が勇ましく邦家の爲に戰場に臨み、戰遂に利あらずして軍旗を失ふたこの報道に接した希次は、武運の拙さを我子のために悲しみ、王子稻荷に銀座の宅から日參もした。併し流石に武人の嗜みある希次は、その知人に向つて、

「……軍旗を失つたのは、希典の武運拙いがためぢやから致方もないが、武人にして其の最後に醜いこゝのないやうに——儂はそれのみを只管に祈つてをる。希次の子にして立

派な死を期待してをるのぢや」

ミ語つてゐるが、「乃木少佐軍旗を奪はる」、「小倉聯隊の敗北」云ふやうな報道が来る。併し生死が分らぬ。父としては心配であつたであらう。乃木中佐も此のこゝで如何に父が心痛しつゝあるかは察してをつた。然るに十月二十八、九日頃のこゝであつたらう。希次は夢みるやうに「……新橋ステーションに負傷者が續々歸つてをるやうぢや。併し希典はるない」云ふやうなこゝを家族に語つてゐるが、三十日に卒中で仆れ、翌曉を以て他界してしまつた。乃木父子は三百里を相隔て、再び相見るの機なく幽明の境を永遠に異にした。そして次の願書は出されたのである。

希典儀

父希次死去致候 就而ハ留守宅老母幼弟而已ニテ葬祭家事向共行届兼難澁候間 拜墓
旁々歸省致度ニ付東京寄留地迄往復ヲ除キ二週間ノ休暇被下置一度此段奉願候也。

明治十年十一月二日

谷少將代理

陸軍中佐 栴山資紀殿

陸軍中佐 乃木希典

父逝きて後二日、この願書は出されたのであるが、直ちに聞届けられた。そして願書の背に朱書を以て「人十一第九百八十五號」「聞届候事」「明治十年十一月二日」を記入せられ、且つ「熊本鎮臺」に捺印せられてをる。この願書を読めば、當時の乃木氏の面影も彷彿するであらう。併し公務が忙しかつたが爲に、願ひの聞届けられると共に東京に到るこゝが出来ず、父逝き後の我家を訪ふたのは、五週間許り後であつた。

春風秋雨、そこに二十五年の時が悠々流れてしまつた。明治三十五年の秋、陸軍の大演習は肥筑の野に舉行し、明治天皇御統裁あらせ給ふたが、田原坂の附近に於て、武士のせめ戦ひしたはらざか

松も老木になりけるかな

この御製があり、これを主馬頭藤波子爵（言忠）に筆執らしめ給ふて「乃木に與へよ」の御説があつた。陪觀中の乃木中將は恰も休職の身であつたが、この寵遇に唯だ感泣の外なかつた。乃木中將は御下賜の短冊を袴の肌身に附けて 天恩の優渥なるを拜謝しつゝ、歸京したのである。

獨逸行

◇憂鬱の人として

思出での多い明治十年を送り、十一年を迎へた乃木中佐は、その一月二十六日「熊本鎮臺參謀ヲ免ジ、歩兵第一聯隊長ニ補ス」ニ云ふ辭令に接した。東京！そこには父逝ける後の家族——母や弟妹がゐる、懐かしい故郷でもある。而して赴任の途に馬關を過ぎれば、萩の城下には覺めず、永遠に眠る恩師ニ弟がある。生者必滅會者常離ニ云ふが、過去の一箇年間は、餘りにも亦痛ましく、悲しい記録の連続であつた。回想すれば狂はしくなる、暴風のやうに襲ふ憂鬱を何にするこゝも出来なかつた。

酒、酒！當時の我が乃木中佐を慰藉し、痛ましい記憶から放れしむるものは酒盃であつ

た。左して強健でない其の肉體は、酒のために破滅に急ぎはせぬかニ掛念せられ、知る人々を窃かに擧蹙せしめたが、中佐の心を忖度し得るものも、涙ぐましく傍觀する外はなく、これを諷刺し、諫めるこゝが同情を缺くやうにかんがへられたこゝいふ。生も亦死も我が乃木中佐には苦しいものであつたらう。

斯して思出での多い九州を去つた乃木中佐は、途に萩町を訪ふた。勿論、誰にも内報してないので、その訪問を知るものもない。或る夜更けて玉木家の表戸を叩くものがある。養嗣子の正誼が前原に與して戦死し、文之進が自刃してからの玉木家には、正誼の遺兒——文之進、後改めて正之——を育む年若い未亡人の豊子ニ文之進の後室駒子の三人がゐるのみであり、且つ當時の玉木家は「賊軍に加はつた不逞のもの、後である」ニ冷嘲せられ、隣近所との交際も絶え、下附せられてゐた秩祿公債も召上げられるニ云ふやうに、迫害ニ困苦の間にあつたので、來訪の人もなかつた。そこに夜更けて男が表戸を叩く。目醒めた豊子ニ駒子は「盜賊かも知れぬ」ニ警戒し、火を行燈に點し、家内を明るくしてから、

「誰方様で御坐いませう？」

「こ内から物静かに問ふのであつた。流石に心得ある武士の妻らしい應對に、窃かに戸外から其の内部に於ける用意に見、感服しつゝ、あつた乃木中佐は、二人の未亡人を心安からしむるやうに、

「儂ぢや、乃木ぢやヨ」

「こ答へるのであつた。紛れもない「乃木ぢやヨ」の聲に、豊子が飛びたつやうな氣持ちで戸をあければ、そこには馬關から通し駕籠でやつて來た義兄が立つてゐる。言葉なくして迎へた豊子、迎へられた中佐にも言葉はない。殊に無心に眠る遺孤の姿に中佐は涙し、言葉少く二人を慰め、「この子が十二になつたら儂が引取るから……」こも約束し、深い感慨に打たれるのであつた。

思出での萩の城下は寂しくなつても、山青く水清く、平和の光は照々々輝いてをる。落日依稀舊山河！少年時代に玉木翁の門下に煉られ、更に孜々して明倫館に研鑽した日のこ

こがまざぐくこ眼前に浮ぶ。恩師の姿、男子らしかつた弟の面影。瞑目して靜かに當年に及べば、在りし事柄が昨のやうに彷彿する。併し恩師も、弟も非命に仆れ、憤恨は拭はるべくもない。兩人の眠る墓前に額いて冥福を祈る中佐には涙があつた、憂鬱を抑へるここが出来なかつたのである。

懐かしくも亦悲しい萩の城下を辭し、東京に入つた中佐は、黙々として頻りに酒盃に親しみ、殆んど人間が變つてしまつたかのやうに、近しい人々にも感ぜられた。併し軍旗を失ひ、父に恩師に、弟に死別した悲しみを推察し、窃かに「無理もない」こ同情したが、母の壽子は「……無理もない」このみ唯だ傍觀してをるこが出来なかつた。痛ましい我子の姿、憂鬱に閉された表情に稽へて「結婚させるこが何よりであらう」こ黙頭き、これを勧める機會を待つた。唯だ機會を待つたのみでなく、準備にさへもか、つたのである。

我子に一日も速かに結婚させようこ考へた壽子は、嫁こなるべき女性を求めて餘念もなか

つたが、同じ長府の歴たる士族の出であつて、格式も乃木家より以上である富裕な野々村勲九郎即ち舊藩時代の報國隊の總督であつた泉十郎の遺兒ヌイ子は、有力な候補者として二箇月近くも乃木家に起臥した。心立ても優しく、容貌も美はしい可憐な娘であつたがために、壽子は此の令嬢を我子の配たらしむべく決心し、それ無く中佐のヌイ子への素振りを見れば、必ずしも心無しも見えぬ。そこで、或日、

「希典、卿も三十になつたら必ず結婚しますから——」云つてゐたことを御忘れではないだらうネ」

「藪から棒式に問ふのであつた。蓋し中佐に父の希次のありし頃に結婚を屢々勧めたが、さう云ふ場合に於て中佐は、型のやうに「三十になりましたならば必ず……」と答へてゐたからである。而して中佐は今や三十の正に男盛りであり、歩兵第一聯隊長の要職にある。決して結婚が早いこの遁辭を許さるべきでない。母の意味の淺くない質問（「云ふよりも詰問」）を受けた中佐は「三十になりましたならば必ず……」この誓ひを忘却してゐるのではなかつた

が、明了に「ハイ」に應ずることも出来ず、又否む譯もなかつたので、煮切らぬ態度でゐたのである。

乃木中佐の苦しい胸衷を察しても、如何にかすれば——結婚でもさしたならば、その様子も改まるであらうと母親らしく考へ、質問し、中佐の何ごなしに當惑らしいのを却つて善意に解した壽子は、少からず満足し、二箇月近くも同棲してゐるヌイ子に、

「希典の妻になれば、御覽のやうに乃木家は貧乏ぢやで、その日から雑巾がけもして貰はねばならぬが……」

「決心を促すのであつた。ヌイ子は氣質のい、娘であり、乃木中佐夫人たることを厭ふのではなかつたであらうが、かう云ふやうに決心を促されては、逡巡せざるを得なかつた。そして「辛抱し難い」に覺悟したものか。間もなく生家に歸つたので、壽子は更に家柄も悪からず、容貌の美しい令嬢を乃木中佐夫人たらしむべく選み、且つ中佐に結婚せよと迫るのであつた。然るに意外にも、

「ハイ、承知いたしました。併し薩摩の女でありましたならば、私も結婚して宜しう御坐います」

この答へであつた。薩摩、薩摩！當時の長州人には、假令女や子供であつても、決して薩摩の人を好感で迎へるこゝが出来なかつた。その薩摩の女ならば「結婚しよう」云ふ。壽子の頭には「無理なこゝを楯にして結婚を延ばす魂膽」を察せられたが、この機会を逸するこゝは、我子の悩みを放任するこゝにもなるこゝ考へ、又一つには「無理を云ふなら方法もある」こゝ窃かに微笑し、黙頭きながら頻りに薩摩の女を物色するのであつた。壽子自ら心當りを探すのみでなく、知人にも托し、一刻も早く立派な候補者があるやうにこゝ只管に祈り、期待した。母らしい壽子には、勿論、乃木中佐も感謝せずにはゐられなかつたが、憂鬱は拭はれなかつた。酒、酒！こゝに慰安あり、逃避あるのみであつたのである。

吾にもあらず酒盃に親しみ、悶々の情をやつてゐた乃木中佐は、依然として母の壽子から追撃せられ、遂に「希典、卿の御望みのやうに薩摩の女がありますヨ」を微笑み掛けられた

が、「妻帯！而して子供……」を考へたのみでも、猶ほ戦慄を感じ、母の親切が寧ろおぞましくもあつた。そして中佐は「酒、酒！」を物狂はしく酒盃に親しむのであつた。當時に於ける乃木中佐の心は、此處に到底記すこゝの出来ぬものであつたらう。「遺言條々」中第一の「……明治十年之役ニ於テ軍旗ヲ失ヒ、其後死處得度心掛候モ其機ヲ得ズ」こゝあるこゝからでも、これを察するこゝが困難でないのである。

◇ 静子夫人を迎ふ

「希典！卿の御望みのやうに薩摩の方で……」を壽子は、我家の嫁としてむかふべき淑女に就て、言葉は多くないが、如何にも満足さうに語るのであつた。こゝ間もなく、副官の伊瀬地大尉（好成、後の中将）からも、薩摩藩士で、開拓使出仕である湯地定基の妹になる阿七云ふ二十の娘が推薦せられた。而して良縁を認められたがために、明治十一年八月二十七日（戸籍面は九月四日）結婚し、湯地「お七」は乃木静子になつたが、壽子が窃かに「……

結婚に依つて酒盃から遠ざかるであらう」期待した處は、全く裏切られてしまった。水泡に歸したのである。

乃木中佐は依然として「酒、酒！」と慰安を求め、そこに逃避した。そして「乃木の豪遊」云ふことが友人の間には膾炙するやうにもなつた。當時に於ける軍人は殊に酒盃に親しみ、大盃を傾けるこゝを矜持するの傾きもあつた。歩兵第一聯隊の將校は毎月必ず一回づつ、名ある料亭に於て酒宴を張るこゝになつてゐたが、その頃の東京で第一流の料亭云へば、柳橋に於ける龜清、兩國の中村樓、築地の須美屋……であり、かう言ふ料亭に於ける宴會の費用は、その階級に依つて按分て出すこゝになつてゐたので、少中尉が三四十錢、大尉が一圓云ふ程度であつたが、これで大に愉快を盡すこゝが出来ると共に、各料亭が「來月は必ず私方で……」と競争したものである。

かう云ふ宴會に於て乃木中佐は大盃を傾け、陶然として芋掘の眞似をするこゝが例になつてゐたが、或月の會では軍醫と取つ組合ひをやり、これを止めようとするものがなく、座に

ある人々は興がつて雙方に却つて聲援し、軟い錫製の盃を叩いて破壊し、少からぬ損害の賠償金を支拂はされたこゝもある。料亭に至るものが暮夜に窃かに、人知れずしようとするにも拘はらず、乃木中佐は玄關に劍も外套をも置き、堂々「乃木こゝに在り」を表示するもの、やうであつた。そこで或るものが、

「乃木さん、劍や外套を表玄關に放置してゐては、卿が此處にゐるこゝを御自分で廣告してゐるやうなものではありませぬか」

と咎めるやうに質問し、且つ「人目に附かぬ場所に置く」こゝを親切らしく勧めた。類りに酒盃を傾け、既に大醉してゐた中佐は、詰り親切さうに語るもの、様子を見てをつたが、聽て態度を改め、

「莫迦！ 儂は隠遊びするやうな卑怯者ぢやない。靴も、外套も、劍も玄關に置けばい、のぢや」

と叱咤するもの、やうに答へた。否、その心事を解せず、徒に無用の、卑しむべき言

葉を弄するこゝが不快に堪へなかつたので、斯く激語を以て一蹴したのであらう。蓋し端的に乃木氏の眞情を語つたもので、公明を缺き、暗々の裡に蠢動するこゝを好まなかつた乃木將軍の面影が此の逸話に依つても彷彿する。

「結婚さしたならば……」こゝからず期待したに拘はらず、乃木中佐の手から酒盃は遠ざけられなかつたのみでなく、益々其の憂鬱が加へられるのではないかこ掛念された。併し黙黙として中佐は其の勤務を怠らず、涙ぐましくなるまでも、壽子に對しては孝子であつた。それ丈けに、壽子にしても、この上に如何にもなし得なかつた。而して「子供でも生まれたら……」こ希望を棄てなかつたが、聽て夫人は身重になり、明治十二年八月二十八日、男子が生まれた。臨月になつてから、靜子夫人は湯地家に出産のために行つてゐたが、産氣付いたこの通知があつたので、その日には壽子も行つた。

「坊ツちやまが、坊ツちやまが御生まれになりましたのヨ」
こ云ふ氣持のいい、聲は如何にも晴やかに、湯地家の人々に語られた。壽子の喜びも亦一方

でなく、心から我嫁を慰め、初孫を抱き、自ら指圖して「早く希典に知らして……」こ我子の喜ぶ様子を見ようとするのであつた。

湯地家から特使を以て「男子の生まれた」こゝが通知された時、中佐は折悪しく不在であつたが、夜半に歸つて承知した時には満足らしく、

「フム、左様ちやつたのか。儂は明朝は參内するこゝになつてをるから——その歸りに立寄るこゝにしよう」

こ語つてゐるが、果して其の通りであり、翌朝晴やかに中佐は湯地家の立關にたつた。そして出迎へた者に會釋し、靴のま、立關に上らうとするので、そこに立迎へてをつた馬場氏——惟夫、靜子夫人の次姉サダ子の長男——が、

「叔父様、御靴を……」

こ言葉を掛けた。聯隊長の部屋にでも通る氣持ちでゐたのか、或は又我が子のこゝのみを只管に考へてゐて無心であつたがためであるか。靴のま、立關を昇らうとしたのは乃木中佐

には不似合のこゝみであるが、事實である。斯く言葉を掛けられたので、

「ホ、これは失禮した」

「鬚髯濃かに、如何にも殿めしい中佐も、掛けた一步を引き、微笑しながら靴をぬぎ、當時は未だ十三の馬場氏に會釋し、客間に通つた。……生まれた我子に初對面した中佐は、左して満足し、喜ぶもの、やうな様子もなかつたが、後、名を勝典と選み、且つ獨語するかのやうに「武人として儂の嗣取りぢや」を無心に眠る勝典を凝見入つたこゝもある云ふ。併し我子の生まれたるがために、壽子の望むやうに、中佐の手から酒盃は遠ざけられなかつた。依然として「乃木の豪遊」は其の知人の間に話題となり、切に自愛を諷するものもあつたのである。

かう云ふやうに「妻帯したならば……」、「子供が生まれたならば……」を壽子が切に希望してゐたこゝも、又外れてしまつた。こゝに於て壽子の眼が夫人の靜子に向けられ、次第に乃木家の空氣がひや、かになり、圓滑を缺くやうにもなつた。そして日一日目立つやう

に夫人の健康は害はれ、生まれたのみの勝典は珍らしく夜泣きする子であり、且つ「この子果して育つであらうか」を掛念せられるやうに弱かつたので、靜子夫人の悩みは並々でなかつたのである。

明治十三年四月二十八日、乃木氏は歩兵大佐に進んだが、依然として其の素行は改まらず、憂鬱の人として酒盃から遠ざからなかつた。そして翌年十二月十六日には、次男の保典が生まれたにか、はらず、壯齡三十三の乃木大佐は、母の壽子の絶えず心痛しつゝ、あるこゝも知らざるもの、やうに、更に夫人の悩みをも亦察せぬもの、やうに、酒盃に頻りに沈溺するのであつた。勿論、西南の役に軍旗を失つたこゝが如何に悲しい思出でなかり、その心に痛手になつてゐるかは考へぬでもない。併し「死處を求めつゝあるもの」は想像し能はなかつたので、壽子にも遂に我子の心が諒會せられず、又夫人にも推量し得られなかつたこゝも、決して無理からぬこゝみで、さう云ふこゝが左様に他のものに感付かれる筈もないからである。

◇ 玄關に缺禮告示

かう云ふやうに憂鬱の人であり、且つ酒盃に親しみつゝ、あつたにか、はらず、歩兵第一聯隊長としての乃木大佐は、最も嚴肅に其の部下に臨むと共に、毫も職務を怠るやうなことがなかつた。随つて軍紀が振ひ、部内に於ける令聞を布いたが、殊に部下から慕はれることも一方でなく、例のやうに宴會に於て大佐が酔ひ、芋掘りの眞似をやつて笑ひながら左右のものに語つてをる場合に誰か、

「御揮毫を……」

と懇請する。酔眼を睜いた大佐は、凝り相手を見てゐるが、如何にも懐しさうな微笑を嚴しい鬚髯だらけの顔一面にうかべて、

「又書か。ウム、宜からう」

と起つ。と同時に、颯と隣室の唐紙が開けられる。そこには二三のものがあつて立派に硯

も用紙も整へられ、毛氈も敷き、直ちに揮毫せられるやうになつてをる。笑ひながら大佐は筆を雄健に揮ふ。酒間を頻りに幹施する女共迄が「乃木さん、私にも……」と云へば大佐は「ウム、よし〜」と誰のためにも機嫌よく書くのであつた。そして部下が乃木大佐の揮毫を好み、依頼するのみでなく、知、不知を問はず、縁故を求めて依頼し、「乃木さんの書」にして珍重する傾きがあつたのである。

當時の第一聯隊——のみでなく、東京鎮臺——の練兵場は、遠隔の越中島にあつたので、往復に約半日かかり、練兵の時間往復の爲にする時間さが殆んど同一であつたので、その不便、不利は甚だしいものであつた。こゝに於て聯隊の近くに立派な練兵場を設置しようといふことに協議が纏まり、青山墓地の横に場所が選まれ、その工事は各聯隊から餉兵一百名づゝが出されることになつた。併し工事が兵士の手でせられることになつても、何程かの費用はかかるので、それを陸軍省から支出して貰はねばならぬと東京鎮臺司令長官野津少將（道貫、後の元帥）から陸軍卿の大山中將（巖、後の元帥）に交渉することになつた。

大山中將も、野津少將も薩州出ではあり、親交の間でもあつたので、勿論、この交渉は滞りなく成立し、陸軍卿からは、

「それは誠に結構ぢや。では儘も實地を見ることにしよう。近々の中に立寄る考へぢやから……」

この話があつた。「何日に来る」は通知に接してゐなかつたが、近々の中に實地を檢分するため陸軍卿の來訪あるべきことは分つてゐた。明治十四年の晩秋であつたらう。歩兵第一聯隊の衛門を陸軍卿の大山中將が馬車に乗つて通過しようとした。豫て「近々の中に立寄る考へぢやから……」と約束してゐたところでもあるので、陸軍卿は歸邸の途に檢分しようし歩兵第一聯隊を訪ふたのである。處が衛兵は、

「止まれ！」

「命じ、銃劍を擬して一步も入れようませぬ。隨從の傳令使——副官——が陸軍卿であることを説明しても、斷じて衛兵は入る事を許さぬ。強ひて通過すれば、直ちに銃劍を以て刺

殺もし兼ねまじき姿勢」を取るの、流石に陸軍卿も衛門を入ることが出来ぬ。そこで傳令使が過番の中隊長に衛門まで来るやうに命令を傳へた。「何事が起つたのであらう？」中隊長が大急ぎにやつて來れば、そこに陸軍卿が阻止せられ、滑稽にも立往生してゐる。漸く過番の中隊長が案内して陸軍卿も無異に入り、その日は何等の變つたこともなかつたのである。

「衛兵が陸軍卿を阻止した」と言ふので、歩兵第一聯隊の士卒の間にはい、話題になつたが、翌日になるに陸軍卿から「何故に馬車に乗つて衛門を入ることを阻止したか？」と云ふ垂問があつた。當時に於ける陸軍の内務書には「下士以下ハ車馬ヲ以テ衛門ヲ出入ス可ラズ」になつてゐたが、將校には此の制限がなかつた。然るに歩兵第一聯隊では、陸軍卿の衛門を入ることを阻止してゐる。如何なる理由に依つて阻止し、如何なる規定に基いて馬車で衛門を入ることを拒否したか。これに對して明白に答へねばならなかつたのである。

歩兵第一聯隊でも内務書の趣旨を辨へなかつたのではない。大に軍紀は他の聯隊よりも振

つてゐるが、乃木大佐が聯隊長になつてからは「下士卒も將校も同じやうに戦友である。然るに將校は馬車、腕車に依つて衛門を自由に出入し得るにか、はらず、下士や兵卒達が出來ぬ云ふのは、勿論、内務書の規定する處であるが、この聯隊のみでは、將校も、下士卒も一律に人力車や馬車に依つて衛門を出入せぬことにしよう」云内規したので、衛兵は陸軍卿にも亦此の通り適用し、馬車に乗つて衛門を入ることを阻止したのである。

勿論、陸軍卿を阻止したことは聯隊長の責任であり、軍隊内務書を私に内規に依つて「改正」してゐたことは、當をえないものとして聯隊長が處分せられることになつて、重謹慎一週間——五日以上のものを重謹慎——に處せられた。併し當時に於ては「所罰ヲ受ケタルモノハ公務ノ餘暇ニ果スベシ」云ふやうな内規があつたので、乃木大佐は一週間の謹慎を其の年末から翌年の正月に掛けてするところになつた。そして玄關には乃木式の達筆で「謹慎中年末、年始ノ禮ヲ缺ク」云大書してあつたのみでなく、門には二本の青竹が結へてあつた。當時の乃木邸は現在の處にあつたが、粗末極まる建仁寺垣に二本の丸木を突きたてた門

があるのみで、歩兵第一聯隊長陸軍大佐——の邸宅としては、確かに受取り難いものであつたが、その門に青竹が結へてあるので、更に行人の眼を一段と聳てしめた。この謹慎中の一月三日に岳父の湯地翁——定之——が逝き、窃かに裏門から出て見舞に行つたやうなところもある。

◇ 熱望の歐羅巴へ

明治十六年二月五日、歩兵第一聯隊長を免じ、東京鎮臺參謀長に補せられた乃木大佐は、翌々年五月二十一日を以て陸軍少將に任じ、歩兵第十一旅團長に補せられて熊本に赴任したが、依然として酒盃から遠ざからなかつた。豪快に其の部下に臨み、他の意表に出づるやうな行爲も少くなかつたらしい。年齒將に三十有七、男盛りであり、脂の十分に乘つた時代である。と同時に、漸く更生の第一歩を踏出すべく、見えざる轉期をも劃しようとしつゝある時代でもあつたのである。

機會は來た。二つの意味に於ける機會は來た。その一つは洋行しよう云ふ多年の望を達成すべく、又他の一つは乃木希典云ふ人物を玉成すべく、機會が來たのである。併し機會とは何ぞや、乃木少將の獨逸行である。明治十九年十一月三十日、歩兵第十一旅團長陸軍少將乃木希典は「御用有之歐羅巴ニ差遣、獨逸國留學仰付ケラル」てふ辭令に接したが、その任務は實に重大なるもので、我が政府——陸軍の當局者——の期待する處は尋常でなかつた。次の長文の報告書の冒頭にも「先般歐洲へ被ニ差遣ニ候旨趣ハ、曩ニ我が陸軍々隊編制改革ニ著手以來、漸次緒ニ就キ、既ニ師旅團ノ編制稍整頓ニ至ルヲ以テ、尙其統轄及ビ教育ノ方法等益々完備、眞成ニ至ルヲ要スル爲メ、歐洲中特ニ獨逸國ニ就テ大約一箇年間ヲ期シ、普ク兵制ノ實理ヲ研究、熱察シ、將來我が軍務上ニ益スルアラシムベシ」この訓令を帯びてゐるたこあるが、この訓令に副ふために努力、研鑽したのである。

回顧すれば、そこに十餘年の年月は流れたが、乃木氏は洋行の望に灼熱し、假令他の奴僕になつても、猶ほ素志を貫きたいと懇願したこがある。明治二年五月、山縣有朋、西郷從

道の二人が普魯西、佛朗西に差遣せられるに際し、山口藩から同行を命ぜられ、後に政府からも囑せられた雋秀の御堀耕助——乃木氏の從兄——に隨從を乞ふて乃木氏が拒否、訓戒されたこは、既に『玉木先生御堀氏』『陸軍少佐に任ず』の諸章に於て記述したが、爾來、葛裘を換ふるこも十七、漸く熱望を達して歐洲に遊ぶこもなつた。多感の乃木氏には一段こ懐かしい思出であつたであらう。

我が陸軍の統轄及び教育の方法等を完備するために、獨逸に於ける兵制の實理を研究、熱察せよこ云ふ訓令を帯びて渡歐するこもなつた乃木少將の同行者は、近衛歩兵第二旅團長陸軍少將川上操六であつた。川上少將は薩州出の秀才で、後に參謀總長として我が陸軍に於ける柱石と仰がれ、陸軍大將子爵に昇つたが、明治三十二年五月十一日、未だ春秋に富み、又大に爲すあるの偉才を抱いて薨去し、今日も猶ほ追慕せられてをる。蓋し陸軍の當局者は「川上を參謀部に、乃木を教育部に」配置し、將來に其の英才を延べしめようこ獨逸に學ばしめたものであるこ仄聞してをるが、人物の取りあはせも面白く、その期待せる處が寸毫も

外れなかつた。俱に川上も、乃木も「不死の人」にして世人に鮮かに記憶せられてをるのである。

かう云ふやうに重大な軍事上の任務を帯びて獨逸に留學を命ぜられた乃木、川上の兩少將は、明治二十年一月、横濱から上海に向ひ、上海から香港、新嘉坡、彼南、コロンボを経、スエズ運河を過つて波靜かな地中海を航行し、伊太利に上陸した。一步を伊太利に力強く印した氣銳の兩少將は、フロレンス、羅馬を訪ひ、間もなく目的地、柏林に入つた。當時の獨逸國には、獨逸帝國の建設者たるウキルヘルム一世がビスマルク、モルトケの如き老臣と共に、國運の伸張に向つて熱中し、新興の獨逸人の意氣は正に冲天の勢ひがあるのみでなく、暮年ならずして歐羅巴の諸國を其の膝下に跪かしめようとする野心に燃えてをつた。否な、世界に於て第一の發言者たるべく、その歩武を進めつゝあつたのである。

一八七〇年——明治三年——普魯西が佛蘭西に宣戰し、セダンにナポレオン三世を降し、一八七一年一月、巴里の近郊に於けるヴェルセイユ宮殿に堂々「獨逸帝國の建設成る！」

ご布告して以來の獨逸國の國運は、年一年ご伸張し、隆々たる其の振興の狀に、世界は唯だ驚嘆する外なかつた。その獨逸帝國成つて十餘年後、川上、乃木の兩少將は、親しく獨逸を訪ふて一事、一物にも、佯りなしに刮目した。而して極東に國し、新興の途にある日本のために其の全靈を捧げて盡瘁せねばならぬ胸裡に深く鏗刻したのであらう。殊に乃木少將の感銘する處は尋常でなかつた。故國に在りし當時を靜かに反省し、更に將來に於ける自己に及び、覺悟する處があつたであらうこゝが推定せられる。

柏林市の國會議事堂に近く宿舎を定めた川上、乃木の兩少將は、獨逸帝國の大功臣であり、參謀總長である老將軍モルトケを訪問した。モルトケ將軍は頽齡既に八十有八であつたにもかゝらず、猶ほ矍鑠として軍國のこゝに當つてをつた。生きたる英雄モルトケ將軍に會見した兩少將の感慨は果して如何なるものであつたであらう。當時の我が日本を獨逸人の多數は知らず、知るも「日本は支那に屬する小國であらう」を解する程度に過ぎなかつた。その「日本」國から皮膚の黄く、矮少の「川上、乃木」てふ兩少將が渡來し、且つ

訪問して「……目的は戦術の研究でゐる。便宜を與へられたい」云ふ。老將軍モルトケは微笑せざるを得なかつたのである。

獨逸語を十分に解せぬ二人が「……目的は戦術の研究でゐる。便宜を與へられたい」云ふ。老將軍モルトケは微笑して其の來意を聽いてをつたが、不知不識の裡に二人の犯すべからざる眞劍さに打たれずにはゐられなかつた。心から敬服した。そして其の申出でを快く應諾したのみでなく、兩少將の隨員であつた楠瀬大尉（幸彦、後の中將）が佛蘭西語に堪能であつたので、佛蘭西語に通ずる參謀大尉デュフェー（Dufays、後の中將）を兩少將の附屬教官たらしめ、毎日其の宿舍に於て目的の戦術を學ぶ便宜を與へた。

◇努力の一年有半

老將軍モルトケの好意に依つてデュフェー大尉を迎へ、その宿舍に於て戦術の研究をなすことになつた兩少將は、午前中に野外要務令を基礎とした一般戦術、初等戦術、大兵團の

圖上戦術の講義を聽き、午後から翌朝に至る課程にしては、與へられた問題に筆記の解答をなすことになつてゐた。新日本の陸軍に於ける名譽の兩少將も、獨逸に在つては純然たる、而して熱心な一の學生であり、異常の研究心と努力とを傾けて目的を達することに懈怠がなかつた。殆んど寢食を忘れて精進し、新知識を吸収したのである。

斯く初歩より歩一歩に戦術を研究した兩少將は、次で伯林の郊外に於ける現地講話、兵制、團隊編制、參謀總長（若しくは次長）から與へられる參謀官の戦術問題は云ふまでもなく、兵營、學校、軍衙、各兵科の各期檢閲、秋季演習等各般の實視、調査に至るまで指導を受けたが、滯獨一箇年餘の忙しい月日は、營に川上、乃木の兩少將を啓發すること夥しかつたのみでなく、同時に我が日本に於ける陸軍の改革上に裨益する處多かつた。その齎した知識は甚だ効果あるものであつたのである。

明治二十年一月、故國を出で、獨逸に向つた川上、乃木の兩少將は、翌年の六月に歸朝したが、この一年有半の滯獨中に吸収したものが新日本の陸軍に資する處夥しかつた云

ふも、端的に之を指示し得るものがなかつた。然るに左記の意見書らしく、併し命題する處なき草稿が乃木將軍の祕筐から圖らず發見せられた。この草稿こそ兩少將が努力、研究した跡を雄辯に語るものでなければならぬ。見よ、その全文を、

先般歐洲へ被差遣候旨趣ハ、曩ニ我が陸軍々隊編制改革ニ著手以來、漸次緒ニ就キ、既ニ師旅團ノ編制稍整頓ニ至ルヲ以テ、尙其統轄及ビ教育ノ方法等益完備、眞成ニ至ルヲ要スル爲メ、歐洲中特ニ獨乙國ニ就テ大約一ヶ年間ヲ期シ、普ク兵制ノ實理ヲ研究、熟察シ、將來我が軍務上ニ益スルアラソトヲ勉ムベシトノ訓令ヲ帶ビ、彼ノ地滯在中ハ日夜ニ勉勵シテ訓令ノ旨趣ヲ遂達センコトヲ怠ラザルモ、其事重大ニシテ、日月ニ限リアルヲ以テ下官等自ラ尙缺ク處、盡サル處多キヲ恨ム。素ヨリ訓令ノ意ヲ充タスノ報告ヲ爲スニ足ラズト雖ドモ、日夜終始、訓令ヲ服膺シテ研究セシ事理ニ基キ、聊カ卑見ヲ添へ、我が軍務上ニ益スル處アラソトヲ期シ、上申スル數項、果シテ閣下ガ採録ノ一材料トナルヲ得バ、下官等ノ萬一ヲ塞グヲ得ルノ幸ヒナリ。

普國軍制ノ因テ來ル處ヲ求ムレバ、事甚ダ冗長ナルヲ厭フ。之ヲ約言スレバ、彼國ノ戰術ハ其初メ線ノ戰法ニシテ、嚴酷ナル軍紀ニ據テ之ヲ行ヒシ者ナリト云フニ外ナラズ。然ルニ線ノ戰術ハ、火器ノ進歩ニ對シテ漸ク利ナキニ至リ、利ヲ貪ルヲ目的トスル雇兵ヲ役シ、苛酷ノ刑律ニ據テ軍紀ヲ嚴正ナラシメントスルハ、德義、名譽ニ背反スルノ害アルヲ觀察シ、一千八百七年ニ於テ、當時ノ普王ハ其臣「シヤルンホルスト」ヲ撰用シ、軍政改革ノ任ヲ委ネリ。其委任セシ要目ハ、戰術ト編制ト敵國ニ比較シテ其長ヲ採リ、尙彼ノ長ニ勝ルヲ勉ムルニアリ。酷刑ヲ以テ紀律ヲ嚴ナラシムルガ爲メ、將校等ハ益部下ニ專横ヲ極メ、德義ヲ汚壞セシヲ患ヒ、酷刑ヲ除キ、德義ト名譽ヲ獎勵シ、益軍紀ノ嚴正ヲ勸ムルニ在リシナリ。普國ガ貧弱、艱難ノ極ニ陥リシ當時ヨリ百般ノ事、強ヲ謀ル爲メニハ細大洩ス處ナク、一法一令ト雖モ、軍事ノ利害ニ起因シテ施サルハナシ。斯ノ如ク全國ノ目的ハ單一ニ強ヲ謀ルノ標準ヲ失ハズ、益進ンテ停止スルナク、終ニ能ク今日ヲ成ス者ナリ。

抑モ戰術トハ何ゾヤ。一軍人ノ威嚴ヲ正シクシテ一步ノ前進ヲ爲スニ始マリ、終ニ敵國ノ非望ヲ斷念セシムルニ至ル者ニシテ、學藝、器材ノ如キハ、皆其補助ヲナスニ過ぎザルナリ。則チ一國全軍ニ

行フ歩兵ノ操典ナル者ハ、其國戰術ノ基礎ナリ、決シテ輕視スベキニ非ルナリ。

曩ニ獨乙國ヨリ聘セラレタル陸軍大學校教師「メツケル」少佐ノ如キハ、歐洲軍人中ニ於テモ著名ノ
人才ニシテ、我が軍事百般ノ事、其力ヲ盡シテ言ハザル處ナシト雖モ、我が日本國戰術ノ基礎タル操典ノ
事ニ至テハ、終ニ一啄ヲ容ル、ヲ聞カズ。果シテ之ヲ完備、善良ノ者トスルカ、或ハ之レ已ニ日本
天皇陛下ノ撰定シ玉フ所ナレバ、猥リニ變改ス可ラザル者ニシテ、他百般ノ事ハ皆之ニ依ラザル可ラザ
ルナリト斷定セシカ。若シ之ヲ重ズルコト果シテ斯クノ如クナレバ、苟モ我が陸軍ノ將校タル者ハ皆
此戰術ノ基礎ヲ明カニシ百事皆之ニ依ルノ理由無カラザル可ラズ。他ノ學藝ヲ脩メ、事務ヲ處理スル
皆之ニ基カザル可ラズ。他百般ノ事ハ皆其枝葉、花實ニ非ルハナシ。外國ノ軍事ヲ推究スルモ亦之
ヨリ出ザル可ラズ。我が國戰術ノ基礎ヲ明カニセズシテ、其枝葉、花實ニ異ラザル外國軍ノ編制、
器械、材料ノ事ニ拘執、眩惑スルハ、迷誤ノ尤モ甚シキ者ナリ。故ニ、先ヅ其國軍事ノ根本タル戰術
ノ基礎ヲ確定、鞏固ニシ、之ガ培養、成育ヲ謀ルニ於テ、初テ軍紀ナル者ノ必用モ知ルヲ得ベシ。經濟
モ之ニ依テ生シ、戰略モ之ニ依テ立チ、人才ノ任用モ之ニ依テ其職務ニ應ズルノ適否ヲ撰擇スルヲ得ベ

シ。況ンヤ敵ノ長ヲ取り、我が短ヲ捨ツルト云フガ如キニ至テハ、尤モ我基礎ノ確實、鞏固ヲ成スニ
非レバ、事皆無益ニ勞シ、無用ニ費スノ徒事ニ過ギザルナリ。戰術ノ基礎ハ一國軍制ノ大本タルコト
斯クノ如シ。然ルニ其要ヲ知ラズ、其義ヲ解セズ、未ダ最下級將校ノ實務ヲモ行ハザルノ人ニシテ、
徒ニ武官ノ階級ヲ表スル制服ヲ被用シ、軍紀ニ關スルノ事務ニ與ル如キノコトアラバ、軍紀ノ敗壞
ハ必ズ之ヨリ來ラザルヲ得ザルナリ。

我邦ノ陸軍ハ明治維新ノ時ニ際シ、全ク其舊ヲ捨テテ新ニ歐洲ノ兵式ヲ採用セラレ、未ダ二十年ヲ越
ヘザルノ幼稚ナレバ、百事尙已ムヲ得ザルニ居ルコト多ク、其諸法典ノ如キモ佛ニ採リ、獨ニ採リテ折
衷セントスルハ、恰モ木石相繼ギ、黑白交互スル如キアルヲ免レズ。之ヲ直言スレバ、陸軍諸學校ノ教
師ニ於ケルモ亦然リ。下ノ奉ズル處、或ハ其途ヲ二ツニシ、上ノ之ヲ導クモ其指點ヲ一ニスルコト能
ハザリシ。

然ルニ昨年第三回ノ改正歩兵操典ハ、畏クモ我陸軍ノ大元帥陛下タル 天皇陛下ノ閱覽、勅裁ヲ以テ
發布セラル。我等軍人ノ幸榮タル何ゾ之ニ及カン。他日騎兵、砲兵ノ如キモ、之ニ準ジテ操典ヲ確定セ

ラレ、他百般ノ事、爾後皆之ヨリ生出シテ其當否、利害ヲ研究シ、上下均シク其意ヲ練シテ精勵セバ、軍紀ノ嚴正モ之ヨリ振作シ、全軍ノ秩序モ之ニ依テ全キヲ得ベシ。獨乙國軍制ノ整備、教育ノ周到、軍紀ノ嚴正ヲ推究スルニ、其秩序ニ應ズル分限ノ責任ハ、各其異ルアツテ其職務ヲ擧ゲ、其用ヲ爲スト雖モ、全軍上下一定、確守シテ迷フナキハ、即チ其初ヲ戰術ノ基礎タル操典ニ起因シ、忠君愛國、名譽ヲ重スルノ熱心ヲ以テ其目途ヲ一ニスル處ナリ。嚴正ノ軍紀モ之ニ依テ行ハレ、嚴正ナル軍紀ノ必用モ、上下皆之ニ依テ解得シ、確守スル者ニ外ナラザルナリ。

獨乙國ノ將校ガ無事ノ日ニ於ケル生活ハ、各自ラ其職分ニ應ズル戰術ノ研究ト己ノ部下ヲ教育シ、己モ亦教育セラル、ノ外他事ナキ者ト云フテ可ナランカ。

抑モ一兵卒ヲ初メテ教育スルニ當テヤ、先ヅ嚴正ノ軍紀ヲ遵守スルニ安セシメ、之ガ教官タル者ノ姿勢、動作ヨリ言語、號令等之ニ比擬シ、之ニ倣ヒ、其聲調ヲ聞クニ習フテ之ニ應ジ、終ニ教官ノ意ニ背戻スル無キニ到ラシムルニ過ギズ。又之ガ上級タル一小部隊ノ長タルヨリハ、上官ノ命令ニ習熟シテ其意圖ニ背戻セザランコトヲ勉メ、言語、動作モ上官ヲ模範トシテ之ヲ守リ、則チ己ガ受クル處ノ

教育ノ旨趣ニ背戻セザルヲ以テ我が部下ノ模範トナルニ足リ、之ヲ教育、訓導スルヲ得ベシ。之レ又自ラ嚴正ノ軍紀ニ習熟スルヲ以テ爲シ得ル者ナリ。之ヲ抑シ、秩序ヲ追テ溯ルトキハ、何ノ階級、何ノ官職ニシテ此義ナカランヤ。己レ教育ヲ受ケテ之ヲ守リ、又我が部下ヲ育成シテ己ガ名譽ノ職任ヲ全フスルヲ得ベキノミ。操典ハ戰術ノ基礎ナリ、軍制ノ百事之ト背反スル者アルノ理アラランヤ。軍紀ハ軍人ノ精神ナリ、一事一物、一言一行モ軍人名譽ノ制服ヲ著スル者ハ、軍紀ノ範圍ヲ出ルヲ許スベクンヤ。基礎ト精神ヲ一ニスルトキハ、教育ノ事、脩學ノ道、又他事アルノ理ナシ。官職、階級ノ大小、高下ニ依テ其責任、分限ノ異ルアルノミ。大尉ニシテ未ダ小隊長ノ實役、現職ヲ奉セシコトナク、少佐ニシテ未ダ中隊長ノ實行、現職ニ堪ユルヤ否ヤヲ證明セザル者ノ其官ヲ塞ギ、其制服ヲ著スルガ如キコトアラバ、教育ノ秩序ヲ破リ、軍紀ヲ亂ルノ根元トナラン。既往ハ所謂己ムヲ得ザルノ爲ス所アリト雖モ、將來教育ノ秩序、軍紀ノ嚴正ヲ得ント欲セバ、今ニシテ宜シク之ガ改良ヲ謀ラザル可ラズ。

軍紀、戰術ノ教育タルヤ、紙上ノ筆記、坐上ノ談論ヲ以テ檢定シ得ベキ者ニ非ズ。一中隊ノ統御ト

一中隊ノ戰術機動ハ、大隊ノ統御機動ト同シカラズ、大隊ト聯隊モ亦然リ、況ンヤ其他ヲヤ。彼ノ國
檢閲ノ實況ヲ觀察スルニ、歩兵ニ在テハ、聯隊長ノ新兵卒業檢閲ヲ初メトシ、其姿勢、武裝、技藝、
歩法ノ可否、適不適ヨリ細大残サズ、之ヲ批評、矯正、督責スルハ、該聯隊長ノ責任ナリ。然ルニ此時
ヨリシテ旅團長ハ素ヨリ師團長軍團長モ亦之ニ臨ミ、該中隊長責任教育ノ結果ノ能否ヲ察シ、聯
隊長ノ批評ノ當否ヲ考ヘ、其可ヲ稱シ、不可ヲ戒責スルコトアリ。戒責ノ法、旅團長ヨリ軍團長ニ
至ル迄其意見ノ在ル處ハ吐露シテ盡サルナシ。其可否ノ批評ハ、決シテ他日、後時ニ遺サズ、即時ニ
判決シテ分明ナルニ至ル。之レ軍隊教育ノ基礎ヨリシテ、上、軍團長モ己ノ爲サシメ、行ハシメント
欲スル處ハ教示シテ残サズ、又該中隊長ノ才能、果シテ其職任ニ堪ユルヤ否ヤヲ識別スルノ方法モ
亦之ヨリ好キハナシ。故ニ上、軍團長ト雖モ、戰術ノ基礎タル操典ノ原理ヲ熟知、了解スルノミナラ
ズ、特ニ演習中兩軌典ノ如キハ、尤モ其應用、活用ノ範圍ヲ明カニシ、期シテ己ノ満足ヲ得ルニ至
ラザレバ已マザル者ノ如シ。即チ其國高等武官ノ言行、動作ハ直チニ部下軍紀ノ標準、模範トナリ、
其命令ノ施行ト檢閲ノ批評ハ、戰術ノ目的ト其進歩ヲ指導スル者ナリ。

大隊以上ノ檢閲ニハ、近衛ニアリテハ彼ノ皇帝陛下モ臨御セラレ、各隊ノ熟否ト其將校ノ能否ヲ親
シク閱覽シ玉ヒ、皇帝自ラモ亦批評ヲ下サル、コト各級將校ノ秩序ニ於ケルト異ルナシ。營内ノ起
居、生活ノ如キハ、旅團長ト雖モ殆ンド與リ關涉セザル處ニシテ、内務風紀ノ如キハ、其要ヲ示
スノ法令アルニ過ギズ。之レ專ラ聯隊長ノ責任ナリ、被服其他材料ノ保存、整頓ノ良否ヲ検査スル
ハ、旅團長ト監督長ガ一年若クハ二年ニ一回之ヲ行フニ過ギズ、其煩ヲ省キ、各自ノ責任ヲ明カニ
スル者ト云フベシ。

故ニ操典、軌典、軍事ノ諸規則ノ如キハ、必ズ其基ク處ヲ確一ニシテ簡明ヲ勉メ、各自ノ職權、
才能ニ依テ其應用、活用ヲ委任シ、能ク其力ヲ盡サシメ、而シテ上官ハ常ニ此ニ注意シ、見聞、視
察ヲ怠ラズ、其良否、適不適ヲ審判スルヲ以テ、上官モ亦之ニ依テ新鮮ノ學識ヲ收獲スルコト少
ニ非ルナリ。

彼ノ國近衛軍團ノ演習ヲ實見スルニ當リ、其機動ノ自在ニシテ、彼此障礙ナク、給養ノ普及、齟齬
ナク、審判、批評ノ明確ニシテ濫滯、遲疑セザル等、之レ或ハ約束ヨリ成ルノ運動ニハ非ルカト疑ヘ

然ル後演習ノ組織、方法ヲ研究スルニ至リ、其原理ノ一途ニ出テ、其國戰術ノ侵ス可ラザル標準有テ然ルノ所以ヲ了解スルヲ得タリ。秋季九月ニ行フ演習ノ經畫ハ、其年ノ三月中ニ決定シ、軍團長ノ定メタル地區内ニ於テ、師團長ハ行フベキ演習ヲ構成シ、戰術原理ノ講究ニ依テ兩旅團ガ爲スベク、行フベキ所業ハ豫メ之ヲ明カニシ、則チ師團長ノ意圖、戰術ノ原理ニ適セザル者ヲ否ナリト判定スルノミ。演習實地ニ於テ批評スル本旨ハ即チ其説明ニシテ、他ハ皆其小動作ニ係ル者ナリ。則チ斯ノ如クナルヲ以テ、最初中隊ノ檢閲ヨリ漸次大部隊ノ檢閲ニ至リ、其批評スル處ハ、千容萬形、物ニ事ニ同シカラズト雖モ、其戰術ノ原理ハ上下ヲ貫キ、前後ヲ併セテ異ラズ、實ニ異ルヲ得ザルナリ。獨乙國皇帝陛下ハ其近衛軍團ニ就テ訓練、教育ノ結果、軍紀弛張ノ程度ヲ親閱シ玉ヒ、年々地方軍團ノ演習ニ臨マセラレ、同シク各將校ノ能否、軍隊ノ熟不熟、軍紀ノ弛張ヲ考察、識別シテ、他一般ヲ比較シ、然ル後二進級ノ事ヲ行ハル。故ニ將校人才ノ當否ハ、連年順次其實務上舉否ノ經驗ニ依テ顯ハレ、其採擇ハ必ズ其上官ノ責任ノ重キ有テ之ヲ拔擢スル者ナリ。一技藝ノ僥倖、或ハ過誤ニ依テ得失スベキ者ニ非ズ。受クル處ノ教育、脩ムル處ノ學術ハ、實ニ己ガ任務ヲ遂達スルノ補助ニシ

テ、奉ズル處ノ職務ノ結果コソ即チ己ガ進退、榮辱ヲ表スル者ナレバ、其學藝ノ如キハ、其身ニ屬スル私有物タルニ過ギザルナリ。

然ルニ將校ノ戰術ニ至テハ決シテ然ラズ。即チ其官職ノ主眼ニシテ、其實務ノ舉ルト舉ラザルニ就テ、將校ニ要スル才能ノ有無、其部下ニ與ヘタル教育ノ結果、一身ニ脩ムル軍紀ノ程度、皆之ニ依テ顯レザル處ナシ。人才ノ任用其當ヲ得、官職ノ名分其實ヲ表シ、名譽モ初メテ、其實ヲ成スニ至ルベシ。軍人ノ官職ト其制服ハ共ニ名譽ノ官職、名譽ノ制服ナルハ、萬國皆然ラザルハナシ。然ルニ其實務ノ舉否、能不能ヲ明カニシテ後ニ之ヲ用ヒザレバ、名譽モ其實ヲ失ヒ、甚シキニ至テハ、偶マ其實名譽ヲ保ツベキ者アルモ、虛實相混ジテ名譽ヲ爲スヲ得ザルニ至ルベシ。軍紀ノ嚴正ヲ欲スルモ又何ニ依テ得ベケンヤ。

然ルニ實務ノ舉否ニ依テ人才ヲ撰ビ、官職ヲ進ムルコト、之ヲ云フハ甚ダ易ク、之ヲ行フハ難シ。上ノ欲スル處下モ之ヨリ甚シト云フノ諺ハ、之レ善事ニ付テ言フニ非ズ、專ラ惡事ニ於テ然ルナリ。實務ニ就テ人ヲ撰バント欲セバ、先ヅ上ニ其人ヲ得ルヲ要スベシ。上流高等ニ居ル者ニシテ、嚴

正ナル軍紀ノ中ニ安シ、自ラ實務ニ堪へ、其當否ヲ判別スルヲ得ルニ非ンバ、何ニ依テカ此法ヲ行フヲ得ベケン。況ンヤ其言行、動作ヲ部下ノ標準、模範ト爲シ、己ノ得ル處ヲ以テ部下ヲ教育スルノ責任ヲ負ハザル可ラズ。下流ノ善美ハ上流ノ標準、模範ニ依テ望ムベシ。百般ノ事、基礎ヲ堅固ニシ、原因ヲ明カニセザレバ、百ノ良法モ其用ヲ成ス能ハズ、唯ニ其用ヲ爲サル而已ナラズ、模範其宜ヲ失ヒ、指導其方向ヲ誤ルニ至テハ、所謂下之ヨリ必ス甚シキ者アルハ、又免ル可ラザルノ數理ナリ。聯隊ハ即チ一ノ將校團ニシテ、教育ノ事、經濟ノ事、皆聯隊長ノ責任ニ非ルハナシ。聯隊將校團ハ實ニ一家族ノ如クナラザル可ラズ。此事タル我陸軍ニ於テモ、上已ニ見ル處アリ、故ニ其獎勵一ニシテ已ムナク、各隊ニ將校集會所ヲ新築シ、特ニ近衛ノ如キハ、帝室ヨリ其費額ヲ補助セラル、等、各種ノ方法モ亦之ガ目的ヲ達スルノ便ヲ謀ラザルハナシ。然ルニ各將校ノ取捨轉換ニ至テハ、尙未ダ特殊ニ之ヲ行ハル、者アルガ如シ。果シテ然ラバ、之レ尤モ將校團ノ結合ヲ促サル、ノ意ト相反スル者ナリ。又或ハ聯隊長ガ己ノ任ズル教育、統御ノ良否ヲ省ミズ、殆ンド云ハレナキノ申請ニ依テ彼ニ移シ、之ニ轉ズル等ノ事ナキニ非ランカ、之レ即チ聯隊ノ精神、將校團ノ結合ヲ破壞スルノ

禍根ナリ。聯隊長ハ即チ一將校團中ノ父タリ、兄弟者ニシテ、其教育ハ素ヨリ之ヲ任ジ、各將校ノ才能、性質ヨリ品行、體格ニ至ル迄常ニ之ヲ明察、熟知セザル可ラズ。考科表、抜擢名簿ノ如キモ、皆之ヨリ起生シテ檢證ヲ成ス處ナリ。其監察、考定能ク實ヲ得ルニ於テ、聯隊長モ亦其任ニ適セリト云フベシ。聯隊長ニシテ其部下ノ人才、能否ヲ見ルノ明ナシ、未ダ之ヲ信ズルニ足ラズトストキハ、其人ヲ以テ此職任ニ居ラシム可ラズ。何ヲ一聯隊ノ教育、經濟ヲ任ズルニ足ラシヤ。果シテ然ラバ、該聯隊ノ不幸モ亦甚ダシト云フベシ。若シ之ヲ信任シテ其職ニ居ラシムル者トセバ、其將校團中將校ノ才能、性質、品行ハ他人ノ之ヲ知ルヨリ明確ナルベキハ許シテ疑ハザル處ナルベシ。進退、取捨ノ實權聯隊長ニ存セズシテ、他人ニアルガ如キニ至テハ、各將校ガ聯隊長ニ對スル心事、行爲ハ實ニ己ノ名譽、榮辱ト相關セズ、聯隊長ハ恰モ逆旅ノ家主ニシテ、他ノ將校ハ旅客ノ情ノ如クナラン。何ゾ聯隊精神ノ團結ヲ望ムベケンヤ。若シ此ニ至ラバ、軍人中ノ榮職タル聯隊長モ亦其實名譽無キ者ト云フベシ。聯隊長ニシテ實ニ部下ノ才能、性質、品行ヲ見ルノ明無キカ、或ハ虛妄、詐偽、依估、私心ヲ以テ部下ヲ進退、取捨スル如キノ事實アルトキハ、斷然其罪ヲ鳴ラシテ之ヲ責罰セザル可ラズ。

若シ之ヲ不問ニ置テ顧ミザルニ至テハ、軍紀ノ嚴正ハ再ビ望ム可ラズ。將校團ノ結合ハ即時ニ破壞スベシ。之レ則チ聯隊長以上ノ責任ト云ハザル可ラズ。

我邦將校ニシテ隊外ノ職務ヲ取ル者、數年ノ久シキ現役軍隊ニ附屬セズ、部下ノ教育、號令ヲ司ラズ、戰術ノ研究ヲ實地ニ行ハズ、其事務ヲ取ルノ赴キ殆ンド文官ト異ラズ、然シテ軍秩ノ進級ハ尙其間ニ於テ行ハル、ハ、軍人タル其本人ガ眞實ノ名譽ヲ失ヒ、其身ニ適セザル名譽ノ制服ヲ被用シ、却テ人ノ指笑、輕侮ヲ招クニ至ル。之レ唯其本人ガ不幸ノミナラズ、軍紀ヲ亂ルノ階梯ニシテ、一般軍隊ニ蒙ル不幸、不利ハ又其幾干ナルヲ知ル可ラズ。若シ夫レ其職務タル軍人ノ實務ヲ要セズ、他ノ才藝ノ長ズル處ヲ用ユル者トセバ、貨財、位勳ヲ以テ其勞ニ報酬スルベキノ道アルハ、社會一般ノ技手、文官ノ類ト同ジクシテ可ナランカ。彼ノ獨乙軍中ニ在テモ、工師教官ノ如キハ其類少シトセズ、官ハ少佐、或ハ中佐ニ止メ、將官ノ俸給ヨリ以上ノ給金ヲ得ル者アリト。則チ其官職ヲ重ンジテ名譽ノ實ヲ失ハザルニ在ルナリ。若シ又果シテ將校ヲ要スルノ職任トセバ、其官職ニ應ズル實務ニ就カ

シメテ之ヲ試ムルヲ爲サズ、戰術、軍紀ノ何タルヲ解セザルノ徒ヲシテ、國家ニ要重ナル武官ノ職位ヲ塞ギ、軍紀ヲ敗壞スルノ媒ヲ爲サシムルガ如キハ、宜シク之ヲ防止セザル可ラズ。軍人ノ任用ハ、必ズ其官ニ應ズルノ實務ニ堪ユルヲ試ミテ、其官職ヲ進メザル可ラズ。中隊ハ戰術、經濟ノ最下單位ナリ、中隊長ノ實務ニ完全遺ス處ナキ、初メテ大隊長ニ任用スルニ足ルベシ。大隊長ノ實務ニ完全遺ス處ナキ、其秀逸ナル者ヲ撰擇シテ聯隊長ノ官職ヲ任ズルヲ得ベシ。將校ハ必ズ其各級ノ實務ニ就カシメ、其職任ノ擧ルト否トニ試ミテ、其官職ヲ進メ、以テ其實、名譽ヲ保持セシメザル可ラズ。

特ニ我が陸軍ノ大元帥タル 天皇陛下ノ左右ニ近侍スルノ將校ハ、才能、德義、軍人ノ態度ヲ全備シ、各官級ノ中ニ於テ最モ秀逸ナル、眞ニ全軍ノ模範トモナルベキ者ヲ撰拔セラレザル可ラズ。若シ然ラザルトキハ、陛下ノ御威徳ヲ全軍ニ普及スルノ用ヲ成ササル而已ナラズ、却テ君徳ノ美ヲ遮蔽スルノ害物タルニ過ギズ、終ニ我が朝廷ノ威儀ヲ汚スニ至ルモ亦謀ル可ラズ。我が朝廷、今日侍中武官ノ制度ナキハ、抑モ我が朝古代ノ儀例ニモ遺ヘル者ノ如ク、歐洲各帝國ニ於テ有ルベキノコトニ非ズ。 天皇陛下

下ハ我が陸軍ノ大元帥タル儀仗ヲ欠キ玉フガ如ク然リ。此事タル下官等ガ喋々ヲ待タズ、或ハ已ニ其制度ノ行ハルベキト否トハ伺ヒ知ルベキニ非ズト雖モ、陛下ノ左右ニ近侍スル將校ノ撰拔、今日甚ダ急要ナルヲ察セリ。

◇ 精采奕々の文字

その所論の如何に堂々たるかを見よ。朗々として誦すべきの文章ではないか。そして讀むものをして休止するを惜ましめる文字に充ちてゐるが、更に一轉して次のやうに論旨はすめられてゐるのである。

歐洲各國ニ於ケル徳義ノ教育ノ如キハ、彼レノ宗教尤モ與ツテカアルコト、今日少シク歐米ノ事端ヲ窺ヒシ者ハ皆了知スル處ナリ。然ルニ我邦佛教ノ如キハ目下殆ンド何ノ用ヲ爲ス處ナリ、我が軍人等ガ其心神ヲ依托スル處ハ、唯我が皇統萬世ナル。今上陛下ノ威徳ヲ戴キ、明治十五年一月四日賜ハル處ノ勅諭ノ聖意ヲ服膺シ、且ツ累世ノ臣民タル武門武士ガ忠義ヲ重ズル父祖ノ家訓ヲ守ル者ニシテ

今日アルニ過ギザルナリ。

我邦嘉永、安政ノ間、武事ノ振ハズ、軍備ノ全カラザルヲ以テ、外人ノ侮辱ヲ受ケ、恐レ多クモ先帝ハ此御憂惱ノ中ニ崩御シ玉ヒシハ、之ヲ外國ニ比スルハ恐レアリト雖モ、其戰ヒシト戰ハザリシト異ルノミ。恰モ普國ガ千八百七年ノ戰ニ於ケル屈辱ニ比スベク、明治維新ノ際、軍制ノ改革ハ、彼ガ千八百七年後ノ改革ト其旨趣モ亦甚ダ異ラザルガ如シ。然ルニ今日ニ至リテハ嘉永、安政ノ間ニ受ケタル無窮ノ屈辱モ、愚夫小民等ノ如キハ、殆ンド忘却シテ遺恨ナキ者ノ如ク、近年更ニ軍備擴張ノ聖勅アルモ、未ダ其實ノ擧レル著シキヲ見ズ。之レ或ハ聖意ノ尙普及セザル處アルニ依ルカ。軍備ノ擴張素ヨリ其旨廣シト雖モ、我が邦戰術編制ノ基礎ヲ確一ニシテ、上下軍人ハ其ノ目的ニ依テ軍政百事ノ計畫ヲ進メ、之ヲ大ニシテハ、一法一令ニ至ルモ其意ト違ハズ、終ニ全國經濟ノ事、普通教育ノ目途モ之ト背反シテ可ナランヤ。宜シク徳義ト名譽ヲ勸メテ、全軍ノ軍紀ヲ嚴正ニシ、即チ我が陸軍ノ大元帥タル天皇陛下ノ威武、仁徳ヲ軍隊ニ擴充シ、上下軍人ニ忠君愛國ノ念ヲ固フシ、名譽ヲ貴ブノ心ヲ獎勵シ、之ヲ全國臣民ニ普及シ、尙武、名譽ノ志操ヲ發達セシムルニ非レバ、我が帝

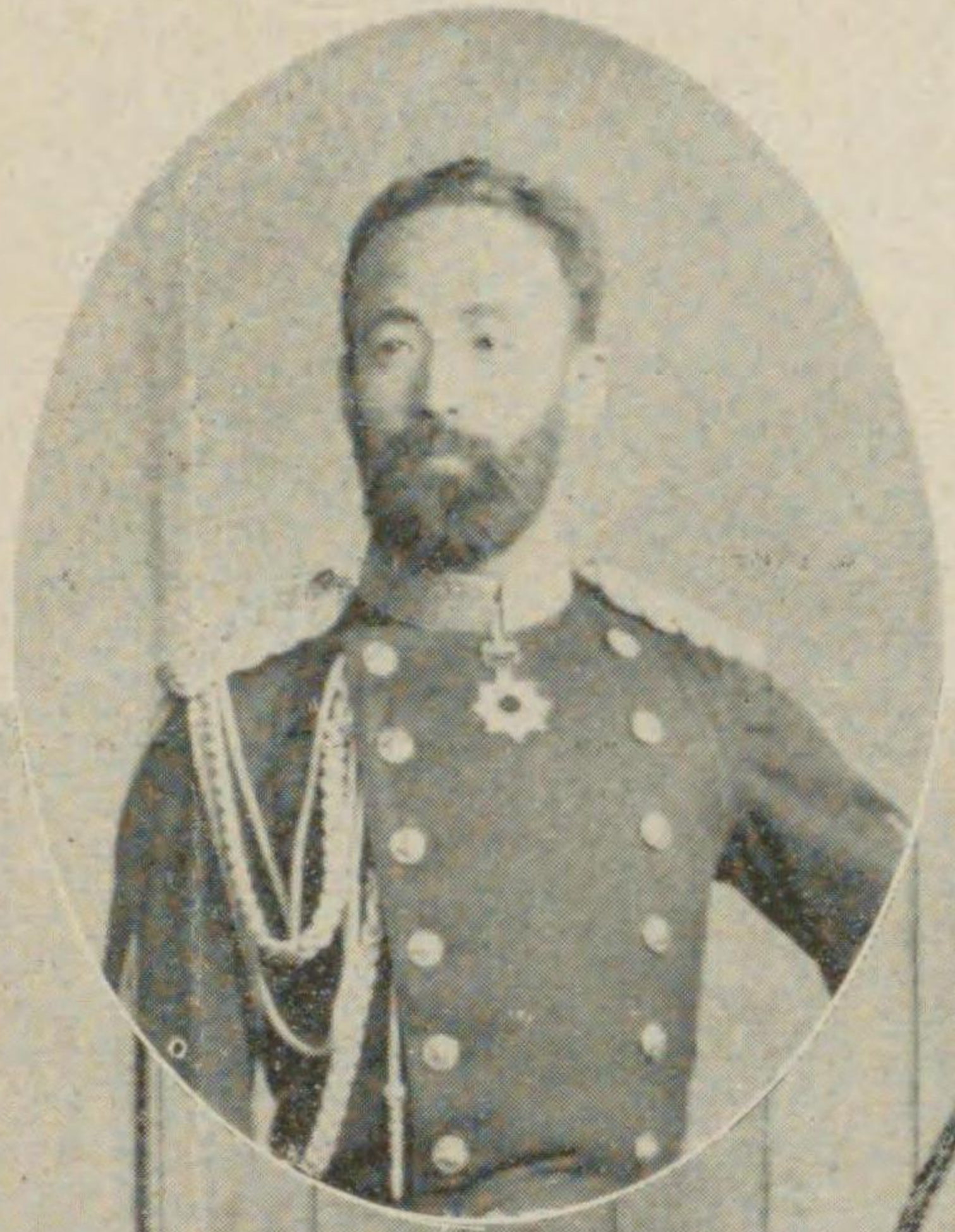
國ノ制度ニ適セザル英米諸國ノ惡風俗ハ、日二月ニ侵入シテ已ム時ナカラン。全國社會名譽ト秩序ト
德義ヲ重ゼザルニ至テハ、軍紀ノ嚴正ハ、又刑律ノ嚴酷ニ依テ求メザル可ラズ。之レ尤モ云フニ忍ビザ
ルノ害アルヤ明カナリ。眞誠ノ軍紀ハ德義ニ勸メ、名譽ニ導クニ非レバ見ル可ラズ。任用其人ヲ得
ニ非レバ、眞誠ノ名譽ヲ爲スニ足ラズ、任用其人ヲ得ント欲セバ、實務、實業ノ舉否ニ就テ檢定スルニ
及クハナシ。實務、實業ノ舉否ヲ知ラント欲セバ、親シク其人ニ接シ、其業務ヲ實見シ、以テ他ノ比例、
規格、模範ヲ求メザル可ラズ。官職、勳位ノ貴キ、恩祿ノ渥キモ、其人ヲ得テ初メテ貴キヲ加ヘ、名
譽モ此ニ於テ眞實ノ名譽ヲ爲スヲ得ベシ。將校ハ名譽ノ職ナリ、生活、蓄産ノ爲ニスル業務ニ非ルナ
リ。彼ノ國將校ノ如キハ、一般官吏ト同一視スル者ニ非ズ。斯ノ如クシテ撰擇其人ヲ得、上、又之ヲ遇
スルニ其道ヲ以テセバ、軍人ノ名譽ハ社會ニ顯レ、社會モ亦名譽ヲ好尚シテ已マザルニ至ラン。乃チ
陛下ノ左右ニ近侍スル將校ニシテ、精撰其人ヲ得、順次交換現職ニ復歸スルニ至ラバ、陛下モ
其才能ト官職ノ適否ヲ知り玉ヒ、又軍隊日進改良進歩ノ情狀ヲ知り玉フノ一助トナリ、且ツ君德
ヲ全軍ニ擴充シ、軍人忠愛ノ情ヲ鞏固ニスルノ道、又之ヨリ近キハアラザラン。

再役下士官採用規則ハ、我邦ニ於テ從來施行セラル、處ナレドモ、獨逸國ニ於テ行フ處ノ實際ニ
比スレバ、殆ンド其名アツテ其實ナキ者ノ如シ。彼ノ國下士ノ任用ハ、各聯隊長ノ權内ニ有テ、隊中
多クハ其不足ヲ患ヘズ、故ニ下士學校ノ如キハ、隊中適良ノ志願者ヲ欠クノ時ニ當リ、之ガ補欠ヲナ
スニ過ギズ。下士學校ノ生徒ハ、幾年月ヲ以テ必ズ任用ヲ期スベキ者ニ非ザルナリ。斯ノ如ク適良志
願者ノ多キハ、再役下士ノ要用廣ク、即チ再役精勤者ノ社會ニ高價格ヲ存スルニ依テナリ。其初下士
トナルヲ企望スル者ハ、將校タラント欲スルモ、其資産ノ乏シクシテ將校團ニ伍スル能ハズ、普通教
育ノ程度モ將校タルニ足ラズ。然ルモ良下士ト成テ再役シ、恩給ヲ受クルノ域ニ達セバ、其社會ニ信用
ヲ得、終身ノ生活ヲ失ハザルヲ以テ、則チ此好結果ヲ來ス者ナリ。再役良下士需用ノ區域尤モ廣
ク、憲兵、巡查、林監、鐵道吏員等ニ採用セラル、ハ素ヨリ、其他本人ノ希望ニ依テ、再役後ハ隊務ノ
餘暇、各官衙ニ就キ、其事務ノ助手、見習ヲ成スコト半年ノ後、其事務ニ習熟スル者ヲ任用スルヲ以
テ、職務ニ就クノ即日ヨリ實用ヲナスコト疑ナシ。然ルモ尙其官衙ニ於テ人才ノ能否ヲ計リ、軍役
現俸ヨリ下少ノ給ヲ與フルトキハ、其不足ハ國庫ノ恩給金ヨリ補給セラル、ヲ以テ、彼我其各譽ト實益

トヲ失ハズ。彼ノ國社會ノ軍紀ニ習熟スル者ヲ愛重スルハ、其證跡カラズト雖モ、其一例ヲ擧レバ、尋常人家ニ僕丁ヲ備ハントスルモ、軍紀ノ教育、即チ軍役ヲ經過シタル丁男ヲ索メ、撰ンテ之ヲ履役シ、軍隊手帳ニ其隊長ガ記入シタル無罰、精勤ノ證ハ、社會ニ信用サレテ、兵卒ガ己レ終身ノ價格ヲナスニ至ル。況ヤ諸官衙ニアリテハ、事務ノ執行、職域、秩序モ亦皆嚴正ナラザルハナシ。故ニ軍紀ノ嚴正ニ習熟スル處ノ良下士ヲ好テ採用スル所以ナリ。

實ニ彼ノ國一千八百七十七年役、貧弱、艱難ノ際ニ、「シヤルンホルスト」ガ計畫セル隱匿法ヲ以テ兵員ヲ増加セシ謀圖ハ、今日ニ至ルモ尙之ヲ捨テズ、滿役後ノ良下士ハ即チ後備國民軍ノ幹部ニシテ、之ヲ愛惜保持スルガ爲ニハ、其法モ亦至ラザル處ナク、且少老兵院、孤兒院ノ設ケアリ。恩德ヲ以テ其心ヲ結び、名譽ヲ以テ之ヲ獎勵スルノ道ハ、又盡サザル處ナシ。然リト雖モ、之レ又徒ニ法ノ宜シキヲ以テ其實ヲ得ベキニ非ズ。之ヲ成育スルニ其人ヲ得ルニ非ザレバ能ハザルナリ。軍隊果シテ斯ノ如キ良下士卒ヲ生出スルニ至レバ、如何ゾ社會ノ尊敬ヲ來サラン。軍隊ヲシテ此結果ヲ得セシムルハ、其上流高等ニ位置スル者ノ責任ニアルノミ。

獨逸國ニ於テ老兵院、孤兒院ノ設ケ、將校ノ生活保護ノ法アルユヘンハ名譽ノ獎勵ト共ニ、實利ヲ與ヘ、恩德ヲ結び、忠愛ノ情ヲ感發セシムルニアリ。其類枚擧スルニ暇アラズト雖モ、目下我邦ノ如キ財帑ヲ擲費シテ行フ處ノ道ハ、直チニ之ヲ行ハザルモ可ナランカ。其形ニ倣フテ之ヲ爲スハ難キニ非ルナリ。名譽ノ獎勵未ダ其實ヲ盡サザル者アラン。軍人待遇ノ方法其ノ宜キヲ得、勳位ノ與奪其ノ當ヲ失ハザルニ於テハ、先ヅ其名譽心ヲ鼓吹スルヲ得ベシ。況ンヤ其官職ノ果シテ其實ニ適スルニ至ラバ、勳位ノ如キハ、素ヨリ其實價ニ從ハザルヲ得ズ。普ノ「フレデリヒ」大王ハ、其下ヲ賞罰スルノ一法ニ顔色ノ寬嚴ヲ示スヲ以テ人心ノ喜懼ヲ爲スヲ得タリト。勳位ノ貴キ、恩祿ノ渥キモ、一ト度其當ヲ失スルトキハ、其用ヲナサズ。徒ニ其用ヲ爲サルノミナラズ、却テ人心ノ輕侮ヲ招致スルニ至ラントス。衆心名譽ヲ重シ、官職其器ニ適シ、待遇其當ヲ得バ、之ニ依テ忠君、愛國ノ念ヲ固フシ、軍紀ノ嚴正ニ樂ンテ其勞苦ヲ忘ル、ニ至ルベシ。上ニシテ此ニ心ヲ用ユルノ等閑ナルトキハ、軍人モ單ニ利ヲ見テ標準トナスニ至ラン。若シト度此ノ心生出スルニ至レバ、所謂普國往時ノ雇兵ノ情態ト何ゾ異ラン。宜シク戒慎セザル可ラズ。普國千八百七十七年軍事ノ改革ヨリ今日ノ強ヲナス者ハ、實ニ戰術編制ノ改良



獨逸留學時代の
乃木少將
ローマ字の自署

玉木中佐藏



藏爵伯木乃

ト徳義ヲ重シ、名譽ヲ貴バシムルノ兩途ニ外ナラザルナリ。
名譽ト實利ハ併行シテ其用ヲ爲スベキ者ナリト雖モ、人心ヲ誘フニ實利ヲ以テスルハ、尤モ爲シ易キノ道ナリ。専ラ利ニ依テ人心ヲ繫ントスルハ、限リアル財帛、衆多ノ軍人ヲ飽カシムルニ足ラズ。徳義ヲ重シ、名譽ニ導クノ道アルヲ遺棄シテ之ヲ取ラズ、之ヲ盡スニ心ヲ用ヒズシテ、爲シ易ク、行ヒ易キ實利ニ誘フノ法ヲ求ムルハ、順序ノ宜シキヲ誤ル者ナリ。名譽ノ獎勵盡スベキヲ盡シ、然ル後實利ヲ以テスルノ誘導ニ進ムハ、即チ其順序ナリ。若シ此順序ヲ轉倒シテ、名譽、徳義ヲ後ニスルニ到レバ、即チ彼ノ普國往時ノ雇兵ノ情態ヲ養成スルニ至ラン。

獨逸國軍人が能ク自ラ名譽ヲ愛重スルノ一例ヲ舉レバ、將校等ガ居常必ス其制服ヲ脱セザルニ於テモ亦見ルベシ。軍人ノ制服ハ唯勤務、儀式ノ用ノミニ非ズ。常ニ此名譽ノ制服ヲ著スルヲ以テ其舉止、作動、禮節ノ如キモ、一二軍紀ノ範圍ヲ脱スル事ナシ、又脱スルヲ得可ラザルナリ。佛朗西ハ帝國ニ非ズ、其學術ノ精ハ學ブベキモ、軍制一般ノ事ハ、我帝國ニ適セザル者モ多カラシカ。然シテ佛國、若

自引

然レノ併國者ハ我邦ノ如キニ在テ、或ハ云フ、下士、兵卒ハ現役ノ短少ナルモ、將校ノ如キハ終身ノ永キ、常ニ制服ヲ着用スルハ、其不便ニ堪ヘザルナリト。軍人ノ制服ハ即チ名譽ノ服ナリ。名譽ヲ捨テ、放恣ヲ好ムノ心ヲ懷テ自ラ省ミザル者ニシテ、軍人ノ上流ニ立チ、模範ヲ示シ、部下ヲ教育スルニ、又軍紀ノ嚴正ヲ望ムヲ得ルノ理アラナシ。唯ニ部下ノ模範トナルベキノミナラズ、徳義、禮節一國社會ノ上流ニ立チテ、一般ノ標準トナラザル可ラザル將校ニシテ、自ラ軍紀ノ範圍内ニ居ルヲ苦ンデ、寸暇モ之ヲ過ルニ汲々タルガ如キハ、抑モ亦何事ゾヤ。我が國現今ノ風習ヲ成シ來ル處ヲ尋レバ、畢竟其ノ上流ニ位スル高等武官ノ居常ノ風儀、之ガ薰陶ヲ爲ス者ノ如シ。彼ノ國軍人ト雖モ、旅行若クハ外國ニ在テハ、制服ヲ著セザルコトアルモ、特ニ軍人ノ資格ヲ取ラザル一時ノ場合ニ於ケルノミ。則チ我名譽ノ制服ヲ著スルニ於テハ、又其ノ特權、特遇ヲ受クベキヲ以テ、己モ亦其節操ヲ保持セザル可ラズ。是レ頗ル一小事ニ涉ルト雖モ、彼ノ國ニ於テ旅館、茶屋、割烹店ノ如キモ、彼ハ將校等ノ出入スル處ナリト云ヘバ、其家屋ハ鄙賤、醜猥ニ非ルヲ證スルニ足ルノ慣習アリ。又此一事ニ就テモ、他ヲ察スルニ足ルベシ。軍人名譽ノ制服モ亦社會ニ尊敬ヲ得タル者ト云フベシ。故ニ之レヲ汚穢スルニ至レバ、即チ軍

クハ我邦ノ如キニ在テ、或ハ云フ、下士、兵卒ハ現役ノ短少ナルモ、將校ノ如キハ終身ノ永キ、常ニ制服ヲ着用スルハ、其不便ニ堪ヘザルナリト。軍人ノ制服ハ即チ名譽ノ服ナリ。名譽ヲ捨テ、放恣ヲ好ムノ心ヲ懷テ自ラ省ミザル者ニシテ、軍人ノ上流ニ立チ、模範ヲ示シ、部下ヲ教育スルニ、又軍紀ノ嚴正ヲ望ムヲ得ルノ理アラナシ。唯ニ部下ノ模範トナルベキノミナラズ、徳義、禮節一國社會ノ上流ニ立チテ、一般ノ標準トナラザル可ラザル將校ニシテ、自ラ軍紀ノ範圍内ニ居ルヲ苦ンデ、寸暇モ之ヲ過ルニ汲々タルガ如キハ、抑モ亦何事ゾヤ。我が國現今ノ風習ヲ成シ來ル處ヲ尋レバ、畢竟其ノ上流ニ位スル高等武官ノ居常ノ風儀、之ガ薰陶ヲ爲ス者ノ如シ。彼ノ國軍人ト雖モ、旅行若クハ外國ニ在テハ、制服ヲ著セザルコトアルモ、特ニ軍人ノ資格ヲ取ラザル一時ノ場合ニ於ケルノミ。則チ我名譽ノ制服ヲ著スルニ於テハ、又其ノ特權、特遇ヲ受クベキヲ以テ、己モ亦其節操ヲ保持セザル可ラズ。是レ頗ル一小事ニ涉ルト雖モ、彼ノ國ニ於テ旅館、茶屋、割烹店ノ如キモ、彼ハ將校等ノ出入スル處ナリト云ヘバ、其家屋ハ鄙賤、醜猥ニ非ルヲ證スルニ足ルノ慣習アリ。又此一事ニ就テモ、他ヲ察スルニ足ルベシ。軍人名譽ノ制服モ亦社會ニ尊敬ヲ得タル者ト云フベシ。故ニ之レヲ汚穢スルニ至レバ、即チ軍

紀ヲ敗壞スル名譽ノ罪人タルヲ免レズ。其少壯、下級將校ノ如キハ、時ト場合ニ於テ一時制服ヲ著セザルモ、默許ニ付スルコトアリ。然ルニ我國、上流、高等ニアル武官ニシテ、浴衣、寢衣ヲ以テ公事ヲ部下ニ談シ、訓戒、督責モ行フガ如キ、又ハ鄙猥、賤業ノ家屋ニ出入シテ、憚ラザルガ如キ、共ニ禮節、徳義ヲ拋棄スル者ナリ。制服ノ貴キヲ忘レ、其名譽ノ表章タルヲ思ハズ、之ヲ著シテ、豪然卑猥、賤業ノ家屋ニ出入スル者ノ如キハ、又其ノ甚シキヲ加フルト云フベシ。斯ノ如ク徳義ヲ捨テ、名譽ヲ顧ミズ、軍紀ノ嚴正ヲ破壞スル者ハ、下級、後進ノ士ヲシテ、遂ニ此惡習、慣ニ誘フノ先導者タル罪人ナリ。

放袖ノ衣ヲ著シ、膝ヲ屈シテ坐スルハ、素ヨリ我邦古來ノ慣習、風俗ニシテ、之ヲ敢テ鄙賤トスルニ非ザレドモ、即チ此慣習、風俗中ニ生活シ來ルノ子弟ヲ以テ軍隊ニ編入シ、縱令三年ノ短キモ、兵營内ニ於テハ懶惰、放恣ヲ防ギ、軍紀ノ嚴正ヲ維持スル爲メ、已ムコトヲ得ズ、恰モ歐洲各國ノ軍隊ト甚シク異ナザルノ生活ヲ爲サシメザル可ラズ。果シテ之ヲ已ムヲ得ズトスルトキハ、之ガ標準、模範トナル將校ハ、又此ニ顧ミル處ナカル可ラズ。終身ノ久シキヲ貫イテ軍紀ヲ守ルニ堪ヘザルナリト云フテ、軍人名譽ノ制服ヲ著スルヲ好マザルガ如キハ、何ゾ下流、後進者ノ模範トナルニ堪ヘンヤ。軍紀ノ

嚴正ヲ守テ部下ヲ教育スルノ任ニ堪ヘンヤ。已ニ將校タルノ本分ヲ失フ者ト云フベシ、迷妄モ亦甚シカラズヤ。己ガ放恣ヲ遂ント欲スル爲メニ、造意ニ此言ヲ爲スガ如キニ至テハ、忠君、愛國、名譽ヲ重ズルノ眞意ハ、何ノ處ニカアル、如何ゾ社會ノ尊敬ヲ受クルヲ望ムベケン。

然リト雖モ、居常ニ此名譽ノ制服ヲ著スベキト否トノ如キハ、命令或ハ訓告ヲ以テ爲サシメント欲スルハ甚ダ不可ナリ。之レ即チ上流、高等ニ位スル武官ノ風儀、慣習ヨリ薰陶シ得ル處ニシテ、其國軍制ノ隆否、軍紀張弛ノ程度ヲ自然ノ中ニ表證スル處ナリ、是又高等武官等ノ責任ニ外ナラザルナリ。

彼ノ國軍人教育ノ秩序ヲ得ルハ、即チ軍紀ノ嚴正ヲ成ス所以ニシテ、軍紀ノ嚴正ヲ望ムハ、即チ教育ノ秩序ヲ得ザル可ラズ。教育ノ事タル、一國全軍ノ戰術基礎ヲ明カニシ、上之ヲ以テ教育、訓導スルヲ意ラザルニアリ。縱令外國新奇ノ事物ト雖モ、大元帥タル國皇ガ撰ンデ以テ採擇スル所ニ非レバ、一國軍人ノ私見ヲ以テ之ヲ其一部ニ行フ可キニ非ルハ、素ヨリ當今ノ軍制ニ於テ三尺ノ童子モ知ル處ナリ。況ンヤ軍紀ノ要ト軍秩ノ重キヲ知ル者ガ思惟スベキノ事ニ非ズ。軍事、兵制ノ利害、得失ヲ私言スベ